

令和3年第10回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和3年12月13日

閉会 令和3年12月17日

熊本県球磨郡湯前町

令和3年第10回定例会

会 期 令和3年12月13日（月）から 5日間
令和3年12月17日（金）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
12	13	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、一般質問
	14	火	本会議	午前10時	一般質問
	15	水	休 会		
	16	木	休 会		13：30 企画経済建設常任委員会 15：30 総務厚生文教常任委員会
	17	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

1 2 月 1 3 日 (月)

令和3年第10回湯前町議会定例会

[第1号]

令和3年12月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	真	誠
会	計	白	川	一	雄	税	務	町	北	崎	堅	介
教	育	中	園	誠	二	保	健	福	高	木	り	介
建	設	赤	池	昌	信	企	画	観	本	山		か
農	林	稲	森	一	彦							
振	興											
課	長											
兼	農											
業	委											
員	會											
事	務											
局	長											

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第10回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員及び黒木議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

10月6日、役場応接室において、熊本県町村議会議員研修会がリモートで開催されましたので、全議員で出席しました。講師に、流通経済大学教授でジャーナリストの龍崎孝氏が登壇され、「日本の政治経済の展望」という演題で、9月に行われた自民党総裁選の結果分析をはじめ、人事から見る新内閣の方向性などのお話がありました。

10月14日、人吉市において、10月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。会議では、令和3年度球磨郡町村議会議員研修会について協議が行われ、開催の方向で決定をしました。

10月17日、くま川鉄道沿線除草作業が開催されましたので、全議員で参加しました。

11月2日、熊本県庁において、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので、出席しました。

11月10日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。会議では、コロナにより開催が先延ばしになっておりました事業について、開催に向けて準備を進めることを決定しました。

11月16日、人吉市において、11月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しま

した。会議では、令和3年度球磨郡町村議会議員研修会について協議が行われ、講師は熊本県の木村副知事をお迎えすることに決定しました。

また、令和3年球磨郡議長会産業行政視察研修についての協議が行われ、穴あきダムの先進事例である島根県益田川ダムを視察先とすることを決定しました。

11月18日、湯前駅レールウイングにおいて、くま川鉄道部分運行再開記念出発式が開催されましたので、出席しました。

11月29日、当議場において、第5回子ども議会が開催されましたので、議長役として出席しました。湯前中学校3年生の全生徒により7班に分かれて一般質問が行われ、皆、堂々とした態度で立派な質問でありました。

12月1日、人吉市において、12月定例郡議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、地元選出国会議員要望の内容検討を行いました。

本町関係の要望内容は、「上里工区歩道に関する国道219号防災・安全交付金事業の促進」、「一般県道五木湯前線道路整備事業の促進」、自転車道に関する「主要地方道錦湯前線防災安全交付金事業の促進」、「町道新村線交通安全対策補助制度の促進」、「地域優良賃貸住宅建設事業の予算確保」、「湯前町歴史的風致維持向上計画に基づく事業支援」、「第二蓑谷地区に関するため池整備事業」、「深田地区・大谷地区に関する農業用水路等長寿命化・防災減災事業」、「林業成長産業化地域創出モデル事業の実施に必要な支援」、「上水道施設整備に係る交付金対象事業の要件緩和及び財源措置の拡充」です。

また、これ以外にも、全町村が対象となる令和2年7月豪雨災害に関する要望、森林保全の予算確保、介護保険の公費負担支援、企業誘致の促進、道路・橋梁関係、教育関係など、多岐にわたり要望を行う予定です。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から9月、10月、11月の「例月現金出納検査結果報告書」が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（西 靖邦君） 令和3年第4回定例会が、11月26日に人吉球磨クリーンプラザ

大会議室で開かれました。主な項目について報告します。

1点目、継続審査となっていた令和2年度決算認定について。一般会計、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計の歳入歳出決算2件の認定を付託された令和2年度決算特別委員会より審査結果の報告があり、認定することに決定しました。

2点目、令和3年度一般会計補正予算について。一般会計補正予算の歳出の主なものは、石油価格の高騰による各施設の燃料費及び、人吉クリーンプラザにおける焼却主灰の運搬処分委託料の増額が主なものです。

歳入歳出それぞれ2,037万8,000円を追加し、令和3年度一般会計予算の総額は、23億5,223万8,000円となり、原案のとおり可決しました。

3点目、財産の処分について。令和2年4月の民营化により、社会福祉法人絨健会へ運営を移譲した特別養護老人ホーム福寿荘の土地及び建物を譲渡することを、原案のとおり可決しました。処分価格（総額金1,610万円（内、建物価格は0円））。処分の内容は、土地面積、宅地9,499.1平米（2873.46坪）となっています。坪当たり5,603円となります。

建物概要は、RC造平屋建て老人ホーム、3239.72平米。ほか、付属建屋ごと193.24平米。延べ床面積の合計は、3432.96平米（1,038.46坪）となります。

4点目、その他の項目について。翌年度当初から業務を行わなければならない汚泥再生処理センターの薬剤購入ほか6件については、債務負担行為を設定しました。

定例会終了後、議員定数の削減に関する全員協議会が開かれました。構成市町村議会からの議員定数に関する意見聴取の結果について、賛成6市町村、現状維持4町村との報告がありました。湯前町議会においては、削減に賛成する回答書を提出しています。今後における方向性については、議会運営委員会で引き続き協議を行っていくこととなりました。

令和3年第4回定例会最終日は、12月24日に開催され、一般質問と、令和3年度一般会計経費の負担金総額の補正などを採決する予定です。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○8番（金子光喜君） おはようございます。令和3年第3回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和3年第3回定例会は、12月3日金曜日に招集され、会期を1日として開催されました。

一般質問は、あさぎり町の溝口議員と、多良木町の久保田議員が登壇し、大島企業長の去就について、当院のコロナ対応についてなど、執行部の考えを正しました。

提出された議案は、専決処分の承認が1件、令和3年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の補正予算1件でした。いずれも慎重に審議した結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、一般質問で去就を問われた大島企業長は、任期満了での退任を答弁されました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和3年11月25日に、令和3年第2回上球磨消防組合議会定例会が消防庁舎で開催されましたので、出席いたしました。会期は11月25日の1日限りに決定しました。

開会后、日程第2、会期の決定後、議長の辞職申し出があり、追加日程にて審議し、新たに、議長に多良木町選出の宇佐議員、副議長にあさぎり町選出の橋本議員を選出し、議席の変更を決定いたしました。

日程第3、報告第1号、令和2年度上球磨消防組合一般会計継続費精算書の報告を受けました。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

日程第5、認定第1号、令和2年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり可決されました。

日程第6、議案第4号、令和3年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ6億4,332万5,000円とすることに、原案どおり可決しました。

日程第7、一般質問については、多良木町選出の猪原議員が救急搬送のことについて質問しました。

以上、令和3年第2回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） おはようございます。それでは、令和3年第10回湯前町議会定例会に当たりまして、主な行政報告を行います。タブレットのほうをご覧いただきたいと思っております。

9月8日から17日まで、第7回議会定例会が10日間にわたり、会期によって開催されましたので、出席いたしました。

9月10日、熊日金婚夫婦表彰状伝達式、ダイヤモンド婚夫婦表彰式を、保健センターで開催しましたので、出席いたしました。令和3年度の表彰は、金婚夫婦6組、ダイヤモンド婚夫婦6組でした。

同日、JA球磨錦茶工場整備工事落成式が錦町で開催されましたので、出席いたしました。

9月24日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、職員採用試験について、公有財産売買契約の締結について、令和4年度当初予算編成方針について、その他でした。

9月26日、湯前町歴史的風致維持向上協議会を中央公民館視聴覚室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、下里御大師堂保存修理設計方針協議を工事現場事務所で開催しましたので、出席いたしました。

9月27日、農業後継者支援事業交付決定式を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前町社会福祉協議会事業推進委員会を、保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨観光地域づくり協議会理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

9月28日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前町農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

9月29日、課長会による新型コロナウイルス対策本部会議を開催しましたので、出席いたしました。

同日、企業版ふるさと納税プロジェクト報告会を町長室で開催しましたので、出席いたしました。

10月4日、出生祝金の交付を、家庭訪問にて行いました。交付したお子様は2名でした。

同日、偉人漫画制作等活用検討委員会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

10月6日、公立多良木病院企業団開設者協議会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

10月12日、岩野文二様の高齢者叙勲旭日単光賞受賞伝達式を町長室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、球磨川の河川整備と道路を巡る最近の動きについて、くま川鉄道再生協議会の現

状報告について、管内主軸事業状況要望について、球磨郡町村長研修について、その他でした。

10月14日、新型コロナウイルス対策本部会議を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、職員採用試験第一次合格者について、入札及び随意契約締結結果について、クリーンプラザごみ処理手数料について、要望書の提出について、公有財産について、公有財産売買契約書の一部変更について、その他でした。

同日、肥薩線利用促進魅力発信協議会総会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

10月15日、くま川鉄道株式会社取締役会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

同日、くま川鉄道再生協議会総会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

10月16日、J Tの森湯前森林保全活動を開催しましたので、出席いたしました。当日は、日本たばこ産業株式会社より、熊本統括支店長古西健様をお迎えし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のために、9名の参加での活動を行いました。活動では、枝打ち、除伐の活動を行いました。

10月17日、くま川鉄道沿線除草活動を行いましたので、出席いたしました。当日は、湯前駅から新鶴羽駅までの区間を、350名の町民の皆様が参加され、除草作業に御協力をいただいたところです。

10月18日、議会臨時会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、議会運営委員会並びに議会全員協議会が行われましたので、出席いたしました。

10月19日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会による熊本大学病院への訪問を行いましたので、出席いたしました。

10月24日、くまもとマンガ協議会キックオフシンポジウムが熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

10月25日、定例議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防署職員採用二次試験を行いましたので、出席いたしました。

同日、農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

11月2日、五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望活動が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。

11月3日、水稻栽培の「びかまる」意見交換会を湯楽里で開催しましたので、出席いたしました。

11月4日、湯楽里株式会社主任会議を開催しましたので、出席いたしました。

11月5日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、組合議会定例会の招集及び提出案件について、商標登録の移転登録について、入札及び随意契約締結結果について、その他でした。

同日、くま川鉄道株式会社取締役会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

11月8日、熊本県議会農林水産常任委員会による本町の田んぼダム実証実験地の視察が行われましたので、出席いたしました。

同日、国有林野等所在市町村有志協議会が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。

11月9日、くま川鉄道部分運行再開記念イベント実行委員会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会議が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、マイナンバーの取得促進について、人吉球磨における田んぼダムの取組について、入札の不調不落について、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、その他でした。

11月10日、球磨郡町村会による令和4年度管内主軸事業要望活動等が東京都で開催されましたので、出席いたしました。要望先は、国土交通省、厚生労働省、農林水産省でした。

11月11日、県選出国會議員への管内主軸要望活動を行いました。

同日、災害復旧促進全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

同日、那須良輔風刺漫画大賞審査会が神奈川県鎌倉市で開催されましたので、副町長を出席させました。

11月12日、治水事業促進全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月13日、JR九州商事の森活動を開催しましたので、出席いたしました。

当日は、JR九州商事株式会社より、代表取締役社長関信介様をお迎えし、JR九州商事社員やその家族など約70名が参加し、活動では上球磨森林組合の協力のもと、馬場区の仁原川沿いの町有林へ、スギの苗木の植林の活動を行いました。

同日、ふるさとチョイス大感謝祭がオンラインで開催されましたので、出席いたしました。

11月14日、総務大臣金子恭之国政報告会が錦町で開催されましたので、出席いたしました。

11月15日、全国過疎地域連盟第52回定例総会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。総会では、令和2年度過疎対策関係政府予算施策に関する決議がなされ、主な内容は、①過疎市町村の財政基盤の確立、②地方創生と人口減少の克服、③住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立、④高度情報通信等社会の恩恵を享受できるインフラの整備、⑤地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出、⑥集落対策の促進と地域の活性化でした。詳細につきましては、別紙の資料がございますのでご覧いただきたいと存じます。

11月16日、安心・安全の道づくりを求める全国大会が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

11月17日、企業・法人と協働の森づくり事業にかかわる大阪市の企業に訪問し、協議を行っております。

11月19日、湯前町商工会長との意見交換会を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、風刺漫画大賞記者発表を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

11月22日、人吉球磨能力開発センター臨時総会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

11月24日、湯前町老人クラブ連合グランドゴルフ大会が町民グラウンドで開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団全員協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので、出席いたしました。

11月25日、第9回湯前町議会臨時会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、定例議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防組合議会定例会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

11月26日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯前町行政改革推進委員会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、日本漫画家協会理事長の里中満智子先生とのオンライン面談会を開催しましたので、出席いたしました。

11月27日、斉藤国土交通大臣視察に伴う意見交換会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

11月28日、くま川鉄道部分運行再開記念出発式を湯前駅レールウイングで開催しましたので、出席いたしました。当日は、来賓として、金子恭之総務大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣、田島副知事にそれぞれ御挨拶を頂戴し、湯前中学校吹奏楽部のファンファーレによるテープカットを行い、部分運行による再開を祝いました。

また、レールウイングのイベント会場では、湯前保育園、慈光保育園の発表、那須良輔風刺漫画大賞表彰式、中原丈雄氏トークショーを行いました。

11月29日、令和4年度当初予算編成説明会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯前中学校子ども議会が開催されましたので、出席いたしました。

11月30日から12月2日、球磨郡町村会による先進地視察研修が開催されましたので、出席いたしました。内容は、宮城県丸森町の台風災害からの復旧・復興の状況視察、岩手県宮古市の三陸鉄道の上下分離方式と鉄道事業再構築実施計画等の視察を行いました。

12月3日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会議が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、(株)KASSE JAPANの地域連携DMO登録について、くま川鉄道再生協議会の現状報告について、介護認定審査会の今後について、管内主軸事業要望について、その他でした。

12月6日、議会運営委員会が開催されましたので、出席いたしました。

以上、主な行政報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これで、行政報告は終わりました。次へ進みます。

ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では6名の議員が通告されておりますが、本日は、遠坂議員、吉田議員、西議員の3名を予定しております。タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）と旧農業公社事務所の活用について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。3番議員の遠坂でございます。

す。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年が過ぎようとしております。新型コロナウイルス感染症の2回目のワクチン接種が8月に終わりましたが、先月より新たな新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が確認された状態です。現在、この変異株も、国内で、土曜日現在で13例が確認されております。12月より、医療従事者に対しての3回目のワクチン接種が開始をされているという状況でございます。今後、ワクチン接種に従事される皆様に、より前回同様、御尽力、御協力を賜りますことに感謝を申し上げます。

また、昨年の豪雨災害の復旧工事も、徐々に復興している状況であります。林道は、災害箇所によっては数年かかる箇所もあるようでございます。早急に復旧工事が完了することを期待しております。

議会は、住民に対する行政サービス提供の最終的決定者であると同時に、議会と町は湯前町の発展と住民福祉等の向上のために、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があります。住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い、質問いたします。

一つ、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）と旧農業公社事務所の活用について、要旨の1ですが、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）の概要について伺います。杵つき精米所は、湯前町の自然農法に取り組みされる農家の方の要望によって、平成24年、地域活性化交付金事業で、事業費総額2,500万円で建設されましたが、その後どのように運用されてきたのか伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） おはようございます。杵つき精米所につきまして、まず、経費のほうから御説明させていただきたいと思います。

通常市販米と杵つき精米の差別化を図り、また精麦機・製粉機等も整備し、農産物の販路拡大、農業所得の向上を目的に整備したものというふうになっております。

杵つき精米所の運営につきましては、平成24年4月1日より平成27年3月31日までをはじめの団体の方による指定管理による運営がされております。協定期間満了後につきましては、精米所の指定管理運営から撤退されております。

平成27年度につきましては、一般公募により指定管理者を募集いたしましたが、応募がなく、平成27年度につきましては休止の状態であったということになっております。

休止中の状態につきましては、精米所の運営について協議が行われておりますが、農業公社が精米所の指定管理による運営を行う方向性となりまして、農業公社につきましては、平成28年度から平成31年7月26日まで運営を行いました。その後につきましては、一般公募により指定管理者を募集しておりましたが、応募がない状態です。つきましては、現在までには、杵つき精米所は休止の状態というふうになっております。

なお、令和元年度から公募は3回行いましたが、応募者がいないというふうな状態にな

っております。

○3番（遠坂道太君） 今、開設から今までの概要につきまして、課長より答弁いただきました。その中で、農業公社が指定管理として営業した時に、議会から4点ほど問題点を指摘してありました。

一つは、条例の目的に合っていないということが第一点。これは、加工施設の条例第2条の「設置の目的」になっているようでございますし、一つはこの町の農業の活性化が図られていないのではないかとということが第一点だったろうと思います。

また、第二点に、経営的にやはり赤字が続いていると。農業公社が平成28年度から指定管理を受けられまして、マイナス収支という形で続いておったわけでございますが、毎年度の計画では赤字にならないような内容を示しておられたわけでございます。そういったことが、第二点に挙がっていると。

また、第三点に、これは実務的な事務処理については、町の職員の方がやっておられた。また、それにおいて、理事長を町長が担っているということが一つであったと。行政主導の形であったのではなかろうかということでございます。

また、四点目には、行政主導のために、一つは、中身の探究とか、評価・検証等をできていなかったという、このような問題を踏まえて、公社の指定管理の運営の節目として、杵つき精米所が停止されたわけでございます。

その後、いろいろと公募もされ、運営を引き受けるところが現在までない状態ということでございますし、公募をしても、なぜ引き受けるところがなかったのかということについて検証をされてきたのか、それについてお伺いいたしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 検証ということでございますけれども、検証的検証にならないかもしれませんけれども、公募しても応募がないということで、考えられること等について、内部のほうで協議してきたことについて述べさせていただきたいと思えます。

指定管理者の指定につきましては、団体からの申請となっております。個人の申請はできないこと。農産物加工施設につきましては、使用料が発生をしているということもでございます。

そのほかに収益性・採算性について、出せるのかということも考えられるかなと思います。収益性につきましては、利用料金だけで管理運営に係る経費が賅えないという、こういうことになれば、指定管理での必要性もあるのではないかとというようなことも考えられるのではないかとというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 運用停止してから、2年と8か月になるわけですね。先ほども課長言われましたように、やはり受けるところがないということは、いろいろとこういふ経費の問題と、そしてそれから発生する、どうしてもこれを賅うというような事業

の体制の問題が一つあったのでなかろうかというふうに私は受け取るところでございます。

この施設については、補助金を活用して建設された施設であります。長期的に使用しないというのは、一つはもう公共性を欠き、好ましくないというふうに思うわけでございますが、杵つき精米所は公社や直売所などの構想をされたときに、議会でもいろいろと論議をされてきたように私は聞いております。やはり、当初の設置目的でありました湯前町農業の活性化を図るということを考えても、早急にこの施設を何らかの形で活用すべきではないかと思うわけでございます。

その中で、次の要旨の2にいくわけですけれども、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）の必要性について伺いたいというふうに思っております。先ほど担当課長より、これまでの取組について答弁いただいたわけでございますが、設置目的であります湯前町の農業活性化を図るということを考えて、取り組んでこられたというふうには私は思っております。今後、この施設の必要性について伺いたいというふうに思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 施設の必要性ということでございますけれども、認識している部分ということで答弁させていただければというふうに思います。

湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の第2条に、設置の目的というふうになっております。加工施設は、湯前町内農家等の水稲から他作物への転作の促進及び農産物の活用による生産振興、特産品の開発、並びに都市住民との交流により湯前町農業の活性化を図ることを目的とするというふうになっております。なお、この精米所におきましては、先ほども申しましたが、通常市販米と杵つき米との差別化を図り、付加価値を高め、本町生産米の販路拡大や消費拡大を図るとともに、製粉・粉碎機等を活用した製品の開発、販売を行うことで、生産者の農業振興を図っていく施設であるというふうに認識しております。

ただ、この施設につきましては、令和元年5月から指定管理による公募を行ってきておりますが、応募者がなく、現状では設置目的に応じて運用ができないということも認識しております。

それと、この精米所につきましては、倉庫も併設してあります。精米・製粉事業等の事業ばかりでなく、倉庫も併せた活用も行い、農産物の集出荷施設の活用もあろうかと思っております。施設を利用してもらうためには、施設を利用する農産物の生産活動も必要となりますが、人が集まるための在り方、これについても必要なことは何かということも十分考えていかなければならないのではないかなというふうに感じているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 執行部のほうとしては、どうしても町に対しては必要というようなかたちではお考えだというふうに認識してよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど、現状の条例のほうの設置目的のほうを読み上げさせていただいたのですが、ここにまだ設置条例があるということであれば、この目的に沿って運用がされるべきというふうな認識でございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長からも、今後も必要ということになるとすれば、やはり杵つき精米所を運営していくことになれば、経営者の経営力が重要ではないかというふうに思っているところでございますし、杵つき精米等が消費者に好まれるのか、またどのくらいの作付面積が必要か、数量、製品の製造がどのくらい必要なのか、販売、営業、商品開発等もどこまで対応できるかが、今後問題となっていくのではなからうかというふうには私は思っているところでございます。そういったことを踏まえた形で、必要ということであれば、そういうふうなことを考えていただければと思います。

次に、要旨の3ですが、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）を今後どのように活用するのかについて伺います。町としても、いろいろと検討されていると思いますが、今後どのように活用するのか伺います。また、町長として、今後どのように活用するのか伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今後の精米所の活用につきましては、令和3年3月8日の議会全員協議会の中で、今後の対応、その案でございましたけれども、考えられる案として、一般公募による指定管理、公募によらない指定管理、町直営による運営、売却、精米所以外の用途への変更の5つの案があるのではないかとということで、お示ししたところでございました。また、議会全員協議会の中では、機械のみを売却し、施設の新たな活用もあるのではないかと、このような御意見もいただいたところでございます。

指定管理による運営、町直営をするに当たりましては、過去の販売実績等も参考にし、収益性を上げる努力も必要になるのかなというふうには思っております。また、精米所などに係る技術も必要になってくると、これは当然のことだというふうに思っております。

また、湯前町農業活性化を図るということを目的としておりますので、目的に向けての事業計画、これをどう描けて、杵つき精米所の価値を表すことができるかが重要になってくるのではないかとというふうには思っているところでございます。

○町長（長谷和人君） 今後の活用という質問でございますけれども、今課長が答弁いたしましたように、3月の全協にて、運用についての対応策をお示しいたしまして、協議をしたところでございます。今の課長の答弁のとおりでございますけれども、この時につきましては、非公募又は町直営で運営できないかというお話をしたところでございます。その後、水面下でございますけれども、数件運営依頼も行ってきたところでございますが、結果が出ていないということになっております。

加えまして、先ほどの答弁にまた同じとなるわけでございますけれども、条文の改正整

理等も、やはり行う必要があるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

一つには、非公募町直営ということで運営というふうなお話でございますけれども、平成29年当時でございますが、実は農業公社が稼動しておりました時のふるさと納税の実績をちょっと調べたところでございます。この時には、公社が生産いたしました米の返礼品又は下村婦人会市房漬との漬物とのセットの返礼品を商品化いたしまして、申込件数が約650件、これは公社だけの売上げでございますけれども、310万円ほどの実績が上がっておるところでございます。

また、生産いたしました米につきましても、精米所で精米いたしまして、湯楽里に納品した実績もあるところでございます。

このようなところもございますので、引き続き、これにつきましては担当課と打合せを行いながら、活用方法を探っていきたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 町の執行部のほうも、町長のほうも、まだはっきりとは言えないけれど、直営というようなことを先々は考えておられるようなニュアンスを私は受けたところでございますけれども、いわゆる公的資金、今まで打ってきた中で、うまくいっていないということでございます。やはり、いろんな視野を広げながら、この施設の活用というのは、もっとやっぱり違った方面でも考えるべきではなかろうかというふうに私は思っているところでございます。

そこで、要旨の4のほうにいきますけれども、これは私の提案でございます。施設を活用して、農家食堂などの地域農家に活用させたらどうかということにつきましては、今現在いろいろ皆様ご存知のとおり、お隣の西米良村のほうも農家食堂ございますし、また私たちもいろんなところに行ったら、視察に行つて、農家食堂があるところ、結構見てきたということになります。是非ともこれをしなさいと、お願いしますということではございません。ただ、それは一つの例だという形で受け取っていただければというふうに思っているところでございます。

そこで、この施設はなぜこのような形で活用していくかということにつきまして、大体これは補助事業を受けた形の中で公的な施設でもありますし、また停止してからももう2年8か月もたっております。普通であれば、会計検査が来たときは、そういう見るところを見ますので、その辺は十分、やはり活用を停止しているというふうな形は、実際はもうできないのではなかろうかというふうに思っております。

また、湯前町農業の活性化を図る拠点として、今後の大きい話なら、その消費の動向の見分けとか、そういうふうな形も考えても良い場ではないかと。そして、また新たな作物の取組もここからまた始まってくるのではなかろうかというふうに思っております。

それと、先ほど町長が言われました条例の改正、まずこれが第一点だというふうに私も感じているところでございますし、また、地域の農家の方からの意見も参考にして、私は一応検討してみた形があります。

現在、皆さんも新聞等でご存知のとおりかと思いますが、熊本県下のJAさんが一つになるという、合併計画の推進を今現在行っておられます。2025年の4月を目標に現在取り組んでおられるわけでございます。JA組織が合併となれば、現在の組織を再編するというのは、これはもう間違いないというふうに私は思っております。

その中で、Aコープゆのまえもあるわけですが、これがどのように変わっていくかということも分かりません。その中のふれあい市に、湯前町の農家26戸の方が出店されております。もし、そういう組織再編等でなくなれば、出店される場がなくなります。

そこで、杵つき精米所の施設内を利用して、ふれあい市、また農家食堂など、地域農家に活用させながら、農家のふれあいの場を設置したらどうかというふうに思っているところでございますが、そこにまた施設のそばに、コイン精米機と粉ひき等を設置して、杵つき精米所の設備はそのまま、利用する方があれば利用してもらっても構わない状態にしておけばいいのではないかというふうに思っております。このような活用をすることで、地域農家の活性化につながるのではないのでしょうか。このことにつきまして、町長の考えを伺いたいというふうに思います。

○町長（長谷和人君） 今遠坂議員より、これまでにない活用方法について御提案をいただいたところでございます。この活用方法については、一つのアイデアではなかろうかなというふうに思っておるところでございます。今お聞きしたばかりでございますので、具体的にどのような組織なのか、個人なのか、法人なのか、どのような形態なのかと。そして、何を中心に提供するのか。今、農産品あたりと加工品ですか、加えて食堂という言葉も入っております。そちらのあたりがメインとなるのか、もろもろよく分からない点がございますので、今考えられておる構想等を十分お聞きしまして、参考にさせていただければというふうに思っておるところでございます。

先ほども答弁いたしましたけども、その場合につきましても、当然条例改正等も必要になってくるという手続きもあるということでの回答とさせていただきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 今町長から、法人なのか、個人なのかというふうに言われますけど、そういう施設を利用する場合、個人ではちょっと無理だというふうになるわけですよ。やはり、今現在のJAさんの婦人部の組織を利活用した形での取組というのが、一つのねらいではなかろうかというふうに思っているところでございます。そういった形の、そういう地域の方々からもそういう要望も、私のほうには上がってきております。

やはり、今後の施設、こういう使い方をやっていかなければ、ちょっとした、変わったことに取り組むようなことをやっていかなければ、やはり、町の一つの農業の活性化

にもつながらない。また、一つの産地のブランド商品という形もありますけども、そういうふうなことを、非常に、よそと変わったことをするというを考えていただければというふうに思っているところでございます。

今後とも、私がこういう提案をしました中で、長谷町長も一つの形の踏まえとして、今日放送を聞いておられる方も結構おられます。やはり、期待が持てる、皆さんが待っている状況でもありますので、そのへんも早期にどうのこうのということとはございません。災害のほうやはり優先であります。それを先にしながら取り組んでいただければというふうに思っているところでありますし、また財政とかという問題もあります。

その中で、前は、私も町長といろいろ話をしますけれども、やはり先代の首長さんあたりは、皆さん後世に残す財政ということで、湯前町にはちゃんとした形で植林をしながら、必要なときに必要な主伐をなささいというふうな形で来ておられます。そういった形をとりながら、一般財源というのは年々計画性もあります。その中で、計画を持った中で財政の取組というのを、私は町のほうに要望していきたいというふうに思っております。話せば長くなりますので、ここで要旨の5のほうに移りたいと思います。

旧農業公社事務所の活用はどのように考えているのかについて、伺いたいと思います。近日、畜産センター内の事務所に移転が決まっていますが、残された旧事務所は今後どのように活用されるのか、町長に伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 現在工事を実施しておるところでございますけども、事務所の移転後につきましては、現在の事務所の活用が必要になっているということでございますので、現時点での考えということだけ前置きさせていただきたいと思っております。

私といたしましては、町内外の商工業者又は農林事業者の事業体の皆様によります利用ができないかというふうにも思っておるところでございます。また、今働き方改革が推進しておる中でございまして、新型コロナウイルスの影響によって、テレワーク等が急増しておるということでございますので、そういう観点から見ましたときに、例えばでございますけども、サテライトオフィスなり、ワーケーションの利用、そんなものもできないかと想像したところでございました。

ただ、今これも水面下で、実は地元の事業体様にお話をさせていただいたところでございますが、残念ながら、成立に至っていないということも答弁の中に入れさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長のほうも、町内外の事業所のほうにもお願いをしていきたいというふうな話と、またサテライト等の形もとっていきたいというふうに思っておられますけども、やはりまずどこの町村でも、こういう公共施設が空いているところは、特にサテライト方式とか、県外、都会のほうからの企業等の誘致をされながら、取り組んでおられるという形であると思います。

その中で、やはりそういう情報発信とか、そういう問題があるとすれば、今、金子代議士がおられます。総務省あたりですよ。総務省あたりからの、一つの形の流れの事業体系とか、そういうあたりの取組方向を町長は考えておられるのか、そのへんにつきましてお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今現在、今おっしゃったような形で、国といたしましても、地方に分散させるような企業等も求めているところがございますし、企業版のふるさと納税なり、もろもろの施策が今行われておるところでございます。

今お付き合いさせていただいております企業等もあろうかなというふうにも思っているところがございますけども、いかんせんまだ今移転前の状況でございますので、先ほど言いましたように、水面下で、こういうふうなお話があるのですよということで、お話をさせていただいておりますが、まだ現状そういうふうに至っていないということもお知らせをしておきたいというふうに思っているところがございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長からも話がありましたけど、こういう国からの形のほうを今後も使っていきたいという考えでよろしいのか、それについて伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いました総務省関係の話の中で、優遇的にできる、そういうふうな事業があるのかどうかというのは、ちょっと申し訳ございません、勉強不足なところがございますものですから、調べさせていただきたいというふうに思っております。申し訳ございません。

○3番（遠坂道太君） 今後そういう総務省の事業あたりがあるか、調査をするということでございますので、今後こういうあたりを調べながら、私はあるとは思いますが。やはり、せっかく地元からも出ておられます。やはり、これも有利に利活用することも、一つの先生に対する形でなかろうかと私は思っておるところでございます。そういう方向で、この公社の事務所のほうと、活用されるかと思えます。

まず、この施設はやはり公共施設であります。今後、地域の活性化につながるような活用を期待しまして、一つ、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）と旧農業公社事務所の活用についての一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）と旧農業公社事務所の活用についての遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の3、活用方法についてお尋ねします。先ほど稲森課長のほうから、3月8日の全協の時に、複数の案を示されたとあって、早9か月たちました。実際、杵つき精米所が停止してからもう3年目を迎えているわけですが、これは町長にお尋ねしますが、いつまでその方針といいますか、検討を探っていくお考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 3月に全協でお示ししました湯前町農産物加工施設の精米所の運用についてということで、今後の対応ということで5つの対案をお示ししまして、②の非公募ですね、これは公社等が指定管理をする場合、それから③が町直営にて公社等への委託ということでお話しをしまして、ちょっと申し訳ございません。先ほどと答弁がダブるかもしれませんが、実はこの間ずっと模索をし続けておりまして、公社の理事会の中でもその話をさせていただいておりました。

現状、公社のほうも今人間がいないような状況でございますので、体制整備がまだできていないという部分もございましたものですから、これについては、現状では、農業公社が例えば指定管理なり、公社へ委託してもらおうという現況は非常に難しいという判断をさせていただきましたものですから、現状まだ答えが出ていないというふうなことでございます。ですので、回答になっておりませんが、そういうふうな体制整備あたりをしながら、またはほかの団体あたりができないかどうかと、そこらへんも模索しながらやっていかなくてはいけないのかなということで、ちょっと期限のほうは、今のところできないというふうなかたちになっているということで、私も忸怩たる思いで、今思っているところでございます。申し訳ございません。

○4番（椎葉弘樹君） 諸事情はよく分かるのですが、やはりもう3年目ということで、余りにも長期間に及ぶ営業停止ということは、やはり今後何らかの問題が出てくる可能性もあります。したがって、町長として、やはりある程度の方針というのは、いつまでぐらいには考えたいということ、やはり町民の方々も望んでおられると思いますので、できれば、例えば令和3年度中には何とか答えを出すよう努力したいとか、そういう何かある程度の目標というのは、お考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） まず、先ほど言いました非公募なり、町直営という形なのでございますけども、その前に条例改正が必要でございますので、できましたら私としては来年の3月に条例改正をしたらどうかというふうに実は思っておったところでございます。その先で、ようやく今質問がございました内容について、いかなくては仕方がないのかなというふうにも思っておるところでございます。私としては、なるべく早く結論を出していきたいというふうに思っておりますので、途中段階におきましては、議員の皆様方にも、こういう形がとれないかどうか、そんなこともちょっとお示しをしながらいきたいというふうに思っております。

私も、2年8か月、精米所が動いていないというのは大変気にしておりまして、相当私としても動いたのですが、結果が出ていないということで、先ほど言いましたように、忸怩たる思いで私もおるところでございます。申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、湯前町農産物加工施設（杵つき精米所）と旧農業公社事務所の活用についての関連質問を終わります。

次に、一つ、今後のレールウイング活用について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 次の質問に移ります。

一つ、今後のレールウイング活用について、要旨の1ですが、現在の活用状況はどのようになっているかについて伺います。

レールウイングは、平成2年4月に、熊本県の宝くじ事業で建設されたというふうに私は聞いております。建設されてから、もう30数年たっております。その間、レールウイングを利用したイベントも開催されてきたのではないかと思います。現在の活用状況につきまして、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） まず、コロナ前につきましてですが、漫画フェスタの際の活用、それからくま川鉄道と連携いたしました田園マルシェの開催、それからキッズフリーマーケットの開催のほか、夏場におきましては、ビアガーデンとしても活用がされていたところでございます。

また、コロナ後でございますが、イベント自粛によりまして、ほとんど現在活用ができておりません。しかし、このコロナ禍に沿いまして、最近においては、青空図書館という新しい取組の場としても、定期的に活用がなされているところでございます。

また、直近でございますが、くま川鉄道部分運行出発式と記念イベントの会場として活用したところでございます。

○3番（遠坂道太君） コロナ前は、いろいろと部分的に使っておられたように私も思っているところでございますし、特に漫画フェスタを中心に、まったくくま川鉄道の形の中での取組とか、夏場はビアガーデンとか、先ほど課長言われましたような形が、コロナの前の形ではなかったろうかというふうに思っているところでございますが、このレールウイング全体を使っての活用をしたことは今まであるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど申し上げましたとおり、田園マルシェの際、この際は全面を活用しておるところでございます。

また、以前でございますが、ぶどう祭り、それから苺まつり、そういったところにも全面的に活用していたところでございます。ただし、このイベントにつきましては、天候に左右されることから、近年におきましては、改善センターに場所を移しておられるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 全体的には、さっき課長のほうから説明いただきましたけれども、やはり思い切った取組というのは、あんまり私はなかったかなというふうに、今聞いた中では感じました。

やはり今後、こういう状況を踏まえた中での今後の取組を、執行部の皆さんも、やはり若い人たちの意見等も踏まえながら、そしてまた、年寄りの方の意見もあると思います。そういった形を取り組みながら、今後もそういうイベントということを考えていただければというふうに思っているところでございます。

次は、要旨の2ですが、老朽化しているウッドデッキの改修はどう考えているのかについて伺います。

建設以来30数年の間、部分改修工事は行われたのではなかろうかと思えますけれども、湯前町のシンボルでありました親子水車等は数年前に撤去されたわけでございます。今後、町のシンボルとしての目印はどこになるのか、そのへんを伺いたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 建物としましては、レールウイング上でございますモニュメント、こちらのほうが、町のシンボルとして、私のほうは考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今課長が言われましたように、私もそれしかないだろうかなというふうに感じているところでございます。

今後もレールウイングを活用して、イベントを開催されていかれると思えます。現在のウッドデッキでは、非常に危険性が高いのではなかろうかというふうに思っております。私も参りまして見たところ、やはり危ないかなというところも箇所箇所あるのではなかろうかと思えますが、過去にそういった形の中で、事故等が発生したことがあるのか、それについて伺いたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 過去10年以内ぐらいの御報告をさせていただきたいと思えます。

床板が外れまして、2回の事故が起こっております。その中で、お2人の方がおけがをされたということがございました。幸い、おけがの内容につきましては、軽傷で済んだことがございますが、ちょっとそのような事件が発生しているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 課長が今言われましたように、過去にこういう2件ほどの事件が発生しているということでございます。やはり、いつ発生するか分からないと思えます。やはり、今までこういうふうに、部分的に改修をされてきたというふうに私も解釈はしているのですけれども、やはり全体的な改修の必要があるのではないかというふうに思えます。

そこで、多樣的に活用できるウッドデッキの改修を考えておられるのか、これは町長のほうにストレートにお伺いしたいと思えます。

○町長（長谷和人君） このレールウイングにつきましては、駅前開発プロジェクトの位置づけの中で、大変大きな役割を果たしてきたところでございます。それと、先ほど担当課長が答弁しておりますけれども、有機的に相乗効果も成しえてきた施設ではないか

というふうにも考えております。

お話しのように、非常に老朽化が目立っておりまして、特に床板が腐食をしております、部分改修等も今やりながら、運営をしているというふうなことでございまして、非常に改修の必要性を感じておるということでございます。

改修時につきましては、後ほどの質問にもちょっと関連するところでございますけども、レールウイングの活用方法も改修前におきましてでございますけども、活用検討会なるものも立ち上げながら、元の形に戻すのではなくて、ある種違った意味でのハード整備の内容あたり、利活用あたりの検討も必要ではないかなと、そういうふうにも思っておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長からも、改修をするのであれば、違った形で改修をしていかなければならないと、必要性があるというふうに答弁をいただきました。私も先ほどから申し上げておりますように、改修されるのであれば、やはり多様的に活用できるような改修をすることが必要だというふうに思っているところでございますので、それを踏まえた形で、改修のほう、町長、期待をしております。

次に、要旨の3ですが、今後どのように活用していくのかについて伺います。

先ほど、担当課長より、現在の活用状況につきまして答弁をいただきましたが、改修を行ったことを前提に、今後どのように活用していくのか伺いたいと思います。また、町長としての活用についてもお伺いをしたいと思います。課長と町長のほうでお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） 担当課としましては、今年度におきまして、コロナ交付金を活用しまして、空間整備等も行っております。人工芝の設置、テント・テーブル・椅子の設置など。ということで、魅力アップも図っておりますので、今後若者が集まるようなイベント等を開催して、駅周辺の賑わいを創出する場として活用していきたいと考えております。指定管理者の方、それから町関係団体の方々によるイベント等での活用を図っていただくことを推進していきながら、町外の団体の皆様にも御活用いただけるように、イベント広場としてのPRも行っていきたいと考えております。

また、今後のくま川鉄道の全線復旧も見据えたところで、くま川鉄道、まんが美術館、湯〜とぴあとの連携も図りながら、また、湯楽里やグリーンパレスとの連携も図っていく中で、町全体への波及効果を生み出す拠点として活用を図ってまいりたいと考えております。

○町長（長谷和人君） 今担当課長が答弁したとおりでございますが、やはり若者が集う、賑わい創出をする場所としての位置づけを基本としたいというふうに思っております。

そして、今あります既存の施設、これは私なりの感じでございますけども、小洒落た

施設、おしゃれな印象を与える施設というふうにも思っております、今流行に乗っているものというふうにも思っております。来ていただくお客様からは好評を得ておりますし、またターゲットの中心は若者でございます、漫画、カフェなど、楽しい空間、時間を過ごす場所、そしてイベントを提供するなどの活用としたらどうかというふうにも思っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 担当課長からと町長から、活用につきまして、答弁いただきました。やはり、一つは、この場というのは、若者がいかに集まってくるかということが第一点ではなかろうかというふうにも思います。それも一つは、移住・定住の問題も第一点、それを踏まえた形ではなかろうかというふうにも考えられます。

そこで、次の要旨の4に入りますけれども、これは私の提案でございます。

コンサート等のイベントを開催してはどうかということで伺いたいと思っておりますけれども、開設以来、いろいろとイベント等を開催されておられます。移住・定住が図られ、また、町の活性化が図られるような、要は若者が集う場を提供できるようなコンサート等のイベントと、また、くま川鉄道も部分運行を始めたわけでございます。それを活用した月1回の朝市等を開催し、また宿泊等ができるような簡易的なグランピング施設を設置したらどうかということにつきまして、町長に伺いたいというふうにも思います。

○町長（長谷和人君） 今新しい提案をいただいたところでございますけれども、このルールウイングの規模に合ったコンサート等についてはあるのかなというふうには思っておるところでございます。ただ、近場の部分でいきますと、住宅等もございまして、騒音問題等も考慮すべきかなというふうにも思っておる次第でございます。ですので、課題・問題点あたりもクリアしながら、可能でございましたらば、役場ばかりではございませんけれども、民間主導によります開催等が考えられるのかなと、そんなことも想像したところでございます。

○3番（遠坂道太君） 私、この提案については、ルールウイング施設の今後の活用方法の一環としての形で捉えていただければというふうにも、参考にしていただければというふうにも私も思っているところでございます。やはり、これに伴うのは財源とか、町長もいつも言われておりますので、それは先ほど私が申し上げましたかたちの中で捉えて、いろんなことをやはり物事の先を見たかたちでしていただければというふうにも思います。

町は、総合計画と戦略、実施計画に沿って、町の振興を図られておられるというふうにも私も思っております。今後、町の産業はいろいろなかたちで担い手に継承されていくものとも思われます。

最後に、町長としてのルールウイングの未来創について伺いたいと思っております。この未来創は、「像」ではありません。創るほうの「創」ですね。どういうふうにも創られていくかお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） このレールウイングでございますけども、シンボルを目的としたイベント広場ということで、長さが 290 メートルと。翼の形をした総ひのき造りの巨大プラットホームでございます、77 パーセントを山林が占める本町ならではの広場ではないかなというふうにも思っております。

それで、今の御質問でございますけども、未来創と、創る未来創ということでございますけども、やはり賑わい創出をする場の位置づけを基本といたしまして、そして湯前町は漫画の老舗の町でございます。この湯前町でありますので、有機的にまんが図書館、カフェ、そして今回コロナ交付金を活用いたしました空間整備、そして現在管理していただいております団体におきましては、積極的に定期的なイベントも開催していただいております、町内外から訪れるお客様から大変高く評価されておるところでございます。これは私の見立てでございますけども、もうミニタウンが出来上がったという表現でもいいのかなというふうに思っております。ですので、今後も魅力アップをしまして、ミニタウンを拡充し、若者が集まるところ、就業の場所の提供、移住・定住、そして利用していただきますお客様が、まんが美術館、商店街へ回遊いたしまして、またさらには、湯楽里へ誘導するなどの相乗効果を期待したいというふうに思っておるところでございます。一言で言いますと、地域活性化につながるような活用というかたちで思っておるところでございます。

加えて、「創る」というお話でございますけども、先ほど言いましたように、床板だけの補修にとどまらず、新たな構築物あたりも考慮すべきかなというふうに思っておりますけども、これは先ほど言いましたように、新たな検討会あたりも作りまして、多目的に利用ができないか、多面的に利用ができないか、そんなことも想像してみたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長から、このレールウイングの未来創という形で答弁をいただきました。やはり、町の活性化の一つの拠点基地という形で、私も捉えていきたいと思えます。やはり、ここを核とした形で、公共施設の利活用、又は商店街を活性化させるための集客のお客様たちが利用していただくという、一つの拠点かなというふうに思っておるところでございます。

今後、レールウイングの未来創については、このような形で町長も考えておられるということでございます。今後、町が活気溢れ、若者の移住・定住が図られる施策を期待しまして、一つ、今後のレールウイング活用についての一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、今後のレールウイング活用について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○7番（味岡 恭君） 今レールウイングの利活用ということで、遠坂議員のほうから

一般質問がございました。

関連質問ということで、今レールウイングの上り口が2箇所ございます。駅側とまんが美術館側に2箇所あります。そこに、バリアフリーというのでしょうか、年寄りが、階段だものですから、上がりにくい点があるのではないかと思います。そのへんを、少し傾斜をつけた上り口を設けたらどうかと思います。年寄りも利用しやすいような出入口をつけたらどうだろうかと思いますが、いかがなのでしょう。

○企画観光課長（本山りか君） レールウイングの上り口につきましては、今議員おっしゃいますとおり、2箇所あるところでございます。1箇所につきましては、階段というところがございますが、一方、スロープも設置しているところでございます。ただ、駅側の入口につきましては、ちょっとここもグレーゾーンではございまして、線路を横切る形での入場ということになりまして、本来ここは余り活用のほうはしない方向で考えているところでございます。

御利用の際は、照明といいますか、東側のほうの上り階段、これと、そこの横に設置しておりますスロープですね、そちらのほうの御利用をいただければと思っております。

なお、またご高齢者の方等、不便なところがございましたら、私たちも御意見を聞きながら、それに見合うような整備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（味岡 恭君） やはり、駅側のほうも上りやすいように、傾斜式の入口といいますか、それと踏切がありますものですから、そのへんをどうにか板を貼るなどして、渡りやすいような状況を作っていただければと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今おっしゃいますところの駅側の入口につきましては、ちょっと本来あそこは線路を横切るというかたちになりますことから、基本的には利用はできないということでお考えいただければと思っております。御理解をよろしく願います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 要旨の2のデッキ改修についてお尋ねします。町長のほうから、新たな検討会を立ち上げて進めていきたいということでしたが、この検討会というものの進め方、今考えておられるやり方についてお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 早くやりたいという気持ちは実はあるのですが、まず先ほど言いましたように、290メートルの大きなプラットホームでございまして、7、8年前でございまして、それと言わないかもしれませんが、実はあそこの改修計画が上がったところからございまして、そのときに積み上げたのが大変大きな額になったということからございまして、一大プロジェクトになるということからございまして、大きな財政も必要になってくるということで、私といたしましては、所信表明等にも挙げておりますけれども、災害からの復旧・復興、これをまず優先させていただけないかというふうに思っ

ておりますので、そこらへんのめどがつき次第、検討会、これはまんが美術館の検討会等がございましたので、町内の皆様方、それから学識経験者も交えまして、実は一部大学の先生も見ていただいた経緯もございまして、そこらへんも検討会の委員会の中に入れていただいて、レールウイングはそのままでございますけども、上のほうに、先ほどから言います構造物あたりも何か考えられないかどうか、そんなこともちょっと想像して、委員会を開きたいというふうに思っているところでございますので、ここはもう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） あと、もう一点が、要旨の4の中でありました町長の未来創造の中で、ミニタウンというのがあったかと思うのですが、そのミニタウンというもののイメージは大体どのようなお考えなのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 実は今、まんが図書館、それからカフェ、そして多目的のユノレールでございますか、今度新しく仮称を付けさせていただいたのですが、それは実は便所がございまして、これに可能でございましたらば、新たな何か施設ができないかと。先ほど、ミニタウンというふうな言葉を使っておるのですが、そういうふうな想像もちょっとしたところでございますので、もう既に私としてはミニタウンができていると。それにもう少し拡張ができないかと、そんなことを想像したところでございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、今後のレールウイング活用についての関連質問を終わります。

以上で、遠坂議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、みんなで描き育むまちづくりについて、吉田議員の質問を許します。

○1番（吉田精二君） 一番議員の吉田です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

令和3年度も残すところあと3か月になりました。トラック競技で言えば、第3コーナーを回って最後のラストスパートの直線に入っているところではないかと思えます。執行部の皆さんにおかれましても、令和3年度の総仕上げと、令和4年度の向けての事

業計画から予算編成に大車輪で取り組まれていることじゃないかと思っております。

さて、令和3年度を振り返ってみますと、令和2年7月豪雨災害の復旧と、コロナ対策に明け暮れた1年ではなかったろうかと思ひ返されます。災害復旧につきましては、一部を除き、復旧は着々と進んでいるようですし、コロナ対策においても、対象者の約8割の方が、2回目のワクチン接種を受けられ、3回目の準備が進んでいるようでございます。コロナで影響を受けられた事業者への支援につきましても、精力的に取り組まれていることは、町長を初め職員の努力を評価するものであります。今後におきましても、町民の誰一人として、取り残すことのないよう、きめ細かなケアを期待するところでもあります。

さて、先に述べましたように、令和3年度もまとめの時期に入っておりますが、町長として年度初めに立てられた計画通りに進んでいるでしょうか。町長は3月の定例議会におきまして、令和3年度の施政方針として、6つの大きなテーマを掲げられて実行していくと言われております。1、命を守る安全・安心のまちづくり。2、次世代につながる持続可能な産業づくり。3、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり。4、支え愛で心温まる福祉づくり。5、地域をつなぐ人づくり。6、みんなで描き育むまちづくり。それぞれ担当課、あるいは課を跨いで取り組まれ、形として出来上がりつつあるところもあると思いますが、私が今回質問するのは、6つのテーマの中の最後にある「みんなで描き育むまちづくり」の中で、各行政区に担当職員を配置し、地区と町の相互理解と信頼関係を深めるとともに、地区のコミュニティ強化と地区活動の活性化を図ると言っておられた点につきまして、質問をしたいと思っております。

そこで、町長に質問しますが、まず制度創設の狙いについて御答弁を願います。

○町長（長谷和人君） 一言で言いますと、職員の見える化でございます。町民の皆様方からよく聞こえるのが、誰が職員なのか分からない、気軽に声をかけられない、知らない職員ばかりであるという声でございます。これは本町ばかりではございません。他の自治体同様でございますけれども、やはり他市町村からの職員採用からではなからうかというふうに思っておりますので、まず職員の見える化でございます。

加えまして、他町村からの採用であるために、例えばでございますけれども、行政区がどこからどこまで分からない。また、地形を理解していない。そして、道路の線形、幅、橋の位置、川、水路、地形ごとの、いわゆる集落ごとの分布が理解されていないという部分もでございます。

これに加えて、職員の職場は、役場庁舎、保健センター、中央公民館が事務所、オフィスであると。ここを拠点として業務をつかさどっておれば、十分業務は良いのかなというふうな思いがあるのではなからうかと。そうではなくて、私いわくでございますけれども、グラウンドホームでございます町内全域がオフィスであると。そこで業務を

つかさどっていくと、いわゆる地域密着型にすると、これを考え改めてみる必要があるんではなかろうかなというふうに思います。この上に立ちまして、地区と行政区をつなぐパイプ役、地域の活性化の支援を行うことを目的とする。これは、町民の皆様の声を聞く、現場の状況を自ら確認すると。これは私が挙げております現場第一主義、これにつながるものということで、私の思いがあるところでございます。以上でございます。

○1番（吉田精二君） これを聞いた時に、コロナ禍で町全体が不安な時に、正にタイムリーな取組をされているのだなと思ったものでございますが、郡内をちょっと調べましたところ、1市9町村の中でこの制度を取り入れられているのが、本町も含めまして6町村でありまして、本町もやっこのように現場と一体化した取組をされるのかなというふうに思ったところです。

そこで、今年4月から取り組まれておりますが、現在の活動状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 令和3年4月から始動して、現在、6か月強ほど経過したところでございます。現在は旬報と広報について、毎月1日、15日の月2回、区長様方のご自宅を訪問して、お届けに参っている。そこで、情報を取るということもありますが、そういったことをやっています。

あと、この6か月間を見ますと、2つの地区の区長様から、1件ずつ要望を受けておりまして、担当課につなぐというふうなことをやったのが実績でございます。

○1番（吉田精二君） 私が全地区の区長さんにいろいろ聞いて回ったところですけども、今総務課長が言われましたように、現在は広報の受渡しぐらいで、これといった活動はしていないし、こちらからの依頼もしてないということです。また、職員の名前もちょっと分からないという区長さんもいらっしゃいました。ましてや、一般の区民さんが知っているはずもないと思います。

例えば、職員の名前や、この制度が始まりましたというのを、旬報等で町民の方に知らせるような対策はとられたのでしょうかお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 区長会の開催時に、区長様のほうに制度の説明と、この制度を使っていたきたいというお話をした、説明会をやった経緯がございます。旬報等では載せていたかどうかちょっと私の記憶にはありませんが、過去の旬報をちょっと見たいと思います。

○1番（吉田精二君） はっきりとした状況が分からないということですけども、先ほど町長が言われました制度創設の目的で、現場主義、職員を現場に張りつけてというふうな部分で、ある程度しなければならぬところをまだやっていなかったというところが、町長の初期の目的とはずれている部分があるのではないかと。いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現状、初期の目的からずれているというようなお話でございま

すけども、今回は4月から始めまして時間がたっていないという部分がございますけども、現在の新型コロナウイルス感染症ということがございまして、なかなか地区の総会なり、役員会等も行われていないというふうな状況がございますので、まだまだちょっと本格的な活動に至っていないというところが正直なところでございます。

○1番（吉田精二君） 町長が施政方針でこのようにやっていくと発表されたのが、今年の3月であります。コロナ禍で思いどおりの活動ができなかったということは、ちょっと理由にならないのではないかと。もうコロナも、今年の3月には既に対策をどうしようかというようなことを考えている段階ではなかったろうかというふうに思います。コロナを考えて、縦割りの行政から地域の声を行政に反映させる。みんなで描き育むまちづくりに取り組んでいくために始めたのではなかろうかというふうに思っております。

そのようなことも踏まえて、その後どうしていくかというようなことをいろいろな方向で考えながら、積極的なアピールもアプローチも必要ではなかったかなというふうに思います。その点についての反省とかありましたら、お願いします。

○町長（長谷和人君） 大変申し訳ございませんが、私といたしましては、コロナ禍におきます状況でございますので、地区にお邪魔しながら、いろんな形で想定していた行事等もできなかった。そして、その中に、先ほど言いましたように、総会なり、それから地区でございます役員会等の開催もできなかったということでもございますので、ここは先ほど言いましたように、新型コロナウイルス感染症が終息の方向でいくと、それに並行しながら、活動をやっぱり活発にしていくというのが今のスタンスではなかろうかなというふうに思っております。現状は、反省と言え、私新型コロナウイルスにかけているかもしれませんが、それがまだできてないという部分は確かにあろうかと思っておりますけども、そういうふうな理由があるということだけは御理解していただきたいというふうに思います。

○1番（吉田精二君） ただいまの町長の答弁も一理あるかと思っておりますが、例えば、会合に積極的に出向いて行って、住民の皆さんと顔を合わせて話すというばかりではなくて、対面で話したりとかしなくても、例えば情報を伝えたりとか、そういうのもできたのではないかなというふうにも思っているところでございます。

それで、例えば今後、今年におきましてもあと3か月、それから来年度に向けても今年1年ではなくて、継続的に続けていかれることだろうと思っておりますけども、今後の方向につきまして、次年度に向けた抱負等も聞かせてもらえればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） この制度を6か月、始めたばかりとしてもらえばそうですけども、今ほど町長が申されましたように、コロナ禍の中で地区の動きも止まっていたというふうな現状もあるのかなという気がします。ただ、議員言われましたように、今

後、行政区担当職員制度を生かしていくためには、何らかの取組が必要だし、まずは区長様方に、この制度を再度説明する機会を設けさせていただいて、その中で、また3月、4月の総会時期に開催されると思います。その時にでも、町民の方に、区民の方に御紹介させていただいて、必要であれば行政区の担当職員も出向くようなことも考えたら良いかなと思います。そういった工夫も重ねながら、令和4年度は、職員が地区とのパイプ役になり得るようにやっていくのが目標かなと思っております。

○1番（吉田精二君） それでは、これから地区担当職員を担う職員について質問したいと思います。この制度につきましては、職員の意思に関係なく、職務として命令しているのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 職員には業務の一つとして、制度の導入前に説明会を行いまして、承諾を得ているものと思っております。そして、こちらのほうで配置割、職員割をさせていただきまして、職員に通知しまして、4月1日からこの制度が始まりますよということでお伝えしております。意思に関係なくということではありませんで、ちゃんと説明をした上で取り組んだということでございます。

○1番（吉田精二君） 説明をしたということですが、職員又は職員組合もありますが、そのほうからどんな反応があったか、それかまた意見を聞く場を設けていたのかということをお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 職員組合に対しての説明会は特別行っておりません。また、職員からの要望についてはなかったと認識しております。

○1番（吉田精二君） 私がこれを聞いてちょっと感じたことがあるのですが、担当職員が担当地域内に居住している場合、かえって職員の負担が重くなるのではないかなと。また、逆に担当職員が地区外や他市町村の場合につきましては、移動距離や地理上の問題で、かえってまた負担が重くなるというようなことが危惧されると思いますが、町長はそのへんどのようにお考えの上で配置をしたのか、お答え願います。

○町長（長谷和人君） 今回の制度、初めての試みでございまして、多少の紆余曲折はあろうかというふうに思っております。やはり職員も、当然通常の業務もございすけれども、今回行政区担当職員という部分もございすので、やはり町民ファーストに立った立ち位置で、職員も頑張ってくれるのではないかなというふうに私としては思っているところでございます。

○1番（吉田精二君） そうした場合に、職員は職務として命令されたものでありますから、地方公務員法上、上司の命令に従う義務があるわけでございます。職員はただでさえ兼務している人が多いのに、また日常業務に加えて負担が重くなる。

要項では、基本的に時間外の出勤等はさせない、しないというふうなことでありますが、町長の施政方針にあります「みんなで描き育むまちづくり」実現のために、より密

接な活動をしていこうと思うならば、時間内外問わずに、出向いて行くべきであると考える職員も多いのではないかというふうに思っております。

そこで、職員の待遇等につきましてですけれども、本町の職員の給与水準につきまして、令和2年度地方公務員の給与実態調査の中でありまして、ラスパイレス指数で見ますと、令和2年度で本町の職員の場合には、一般職で92.4パーセントとなっているようでございます。ラスパイレス指数自体だけで判断するのは非常に無理があるかと思っておりますけれども、客観的な数字として使わせてもらっておりますが、市町村の県平均は95.2パーセント、本町は低いほうから6番目、郡平均は94.6パーセント、低いほうから2番目になっております。職員の給与のラスパイレス指数の低さという部分につきまして、職員組合のほうから毎年要望書が出ていると思っておりますが、私が知っている限り、給与関係につきましては、ここ数年間ほとんどゼロ回答のような状況だと思っております。

物価は上がっていく一方で給与上がらない。また、来年の6月の期末手当は引下げのような状況になりそうだというふうなことで、これでは職員の士気も上がるわけがないと思っております。そればかりが要因ではないと思っておりますが、職場全体が暗くなったり、活気がなかったり、笑顔がないような状況を感じるものでございます。

それから、湯前町役場に魅力がないというのは、職員採用の応募状況等も見ましても、その状態が顕著に表れているのではないかというふうに思っております。

町長は、この職員からの切実な要望につきまして、どのように受けとめられているのでしょうか。災害やコロナ対策で頑張っている職員に対して、どうにかしてあげなければならないという考えはないのでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、職員は一生懸命頑張ってくれておまして、午前中の遠坂議員の一般質問でもお答えしているのですが、災害からの復旧・復興、これを第一にしながら、そして併せて国家プロジェクトでございます新型コロナウイルス感染症対策も一生懸命やってくれている現状でございます。

今御質問されているのは、ラスパイレス指数が低いので、高くしてやれと、給料を上げろという質問にしか私は聞こえなかったのですが、そうございますか。そうではないわけですかね。今のは申し訳ありません、ちょっとよく要点が分からなかったのもう一度質問をお願いしたいと思います。

○1番（吉田精二君） ラスパイレス指数が郡内のほうでも低い状態にある。郡内でも下から2番目の状況であると。こんなに頑張っているのだから、そこ付近、せめて平均ぐらいには上げていってあげるような考えはないのかというふうなことであります。

○町長（長谷和人君） ラスパイレス指数が92でございますか、低い状況にあると。確かに、平均からいったときには3パーセントばかり低いのかもかもしれません。ただ、職員でおられたのでよくお分かりかというふうに思っておりますけれども、ラスパイレス指数

につきましては、当然これまでの経緯がございまして、職階級に合わせながらの給与の実態というふうな部分がございますので、ここを一度に改善せよというのはなかなか難しいものがあるかというふうに思っております。

加えて、給与の財源等につきましても、いわゆる目的別の予算からいきますと、総務費の予算の中に入ってくるのですけども、今人件費が非常に高い部分もウエートの的には占めております。ラスパイレス指数は、確かに92かもしれません。それに伴いましての財源措置も必要になってくるということでございますので、私も何とかやりたいという気持ちはございますけども、そこをいきなりそういうふうな形になりますと、厳しい状況もあるということだけで、答弁のほうはさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○1番（吉田精二君） 財政上非常に厳しい中でございますけども、ちょっと言い方悪いかもかもしれませんが、財政状況を盾に要求をそらすようなことをしていないかということでもあります。ちなみに、町長の給与部分につきましては、県内、それから郡内の状況も出ておりまして、自分がどのような位置にあるかというのもご存知のことだと思います。ちょっと明細は言いませんが。そういうことで、職員も頑張っているのだから、もう少し、給与面ではなくても、含めまして、待遇につきまして前向きに改善をお願いできればというふうに思っております。

例えますと、長谷丸という船があると思いますが、長谷丸につきましても、乗組員がないと前へ進まないわけでありまして。乗組員には家族を守りながら運航していかなければならない責任もありますが、船員なくしては前に進めません。町長の今後の前向きな対応を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 一つ、みんなで描き育むまちづくりについて、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、みんなで描き育むまちづくりについての関連質問を終わります。

以上で、吉田議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時27分
再開 午後1時39分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、移住・定住促進に向けて、西議員の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） 皆様お疲れ様です。ただいま議長の御指名いただきました議席番号2番、西靖邦でございます。私2年目の議員活動を迎えるに当たり、まだまだ日々精進だとは考えており、議員の専門性を高め、多様な民意を、適切に自治体の政治と行政に反映していく所存です。

本日は、通告書に従い、順次質問させていただきます。細部にわたって御回答いただきたいと思っております。

1点目、移住定住促進に向けて、要旨1、定住増を促す住宅・宅地整備に当たりPFI方式活用の考えはないか。少子高齢化による過疎化は顕著に表れており、まちづくりや地域の活力となる若者の流出が一向に止まることがなく、移住定住対策は、町の大きな課題であります。令和2年1月1日から15日に実施した湯前町まちづくりアンケート調査によりますと、民間住宅（アパートなど）の数、宅地や住宅の取得のしやすさの満足度は、共に13パーセントとなっており、住宅宅地整備の満足度が非常に低い結果となっております。定住したくても、整備が追いついていないため、困っている方がいらっしやる現状かと思えます。

今日、新型コロナウイルス感染症の影響により、働く場所を問わないテレワークの広がり、地方移住への関心が高まっています。企業側でも、新しい移住希望者を、後押しをする動きがあります。大企業中心に、柔軟な勤務体系（フレックス勤務・在宅勤務等）を導入する予定の企業が多く、また地元採用の拡大をしている企業もあることから、地方移住を考える従業員の居住地選択の自由度が、今後更に広がっていく可能性があります。関心の高まりによる移住・定住政策の重要性は、更に増してきているといえます。

そこで、人が生活を営む上で、住居宅地は最も重要な要件の一つであります。本町において、移住・定住を考え、新たな生活を始めようとするとき、最初に検討しなければならないのが住居であります。町による空き家利活用事業においても、すぐに住める家が少なく、事業の成果を上げていない現状かと思われま。賃貸可能な物件についても限定されており、移住・定住を検討する際のハードルとなっているのではないのでしょうか。子育て世帯や高齢世帯、単身者など、賃貸物件を望む新たな定住希望者をサポートするために、住宅の確保は、継続的な移住定住を行う場合、必ず必要となってくる要素であると思えます。

誰もが、移住定住を考慮する際に、事前に欲しいのは住宅情報ではないのでしょうか。従来の所得者が対象の公営住宅と異なる地域優良賃貸住宅にすることで、幅広い世帯の入居が期待でき、移住者の受け皿としての対応も兼ね備えた集合住宅（マンション設備）とすることにより、移住の促進策でも効果大であると思えます。

また、このうち住居の一戸を、お試し暮らし住宅に整備することで、移住希望者が下

見や住まいを探しに来た際に、町内の活動拠点とすることができ、実際に町での生活を体験してもらい、町民と交流を行うことで、人間関係を構築したり、生活イメージは明確になり、移住後の暮らしの適応について、ハードルを下げるのが可能になってくると思います。

当町にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは喫緊の課題です。こうした課題に、対応するためには、行政と民間が連携した官民連携手法（PPP）を通じて、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や、行政の効率化を実現していくことが必要ではないかと思っています。

民間資金を最大限に活用できるPFI事業では、無駄なく効率的で、住民の期待に応えた施設整備及び安くて質のよい公共サービスの提供を実施することができるのです。PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものです。正式名称を、プライベート・ファイナンス・イニシアチブといい、頭文字を取って、PFIと呼ばれています。設計から管理まで一括発注するため、経費削減効果があります。PFI法に基づき、行政財産の貸付けや、公有財産の無償使用等ができるなどのメリットがあります。

熊本県の事例では、定住促進策として、玉名郡玉東町がPFI方式を採用し、12階建て38戸のマンションを建設中です。設計施工一括発注とし、その事業者を公募するプロポーザル方式とし、3事業者から提案があり、最優秀提案者の事業所との契約を締結しています。管理の概要ですが、町が入居者募集、家賃・敷金徴収、入退去事務を行い、民間事業者が共用部分の法定点検（エレベーターなど）と、共用部分の清掃を行うとのこと。

PFI事業には、新設施設を対象としたいいくつかの事業方式がありますが、町に適用した方式を活用して、PFI事業の導入により、幅広い世代に対応できる1LDKから3LDKの間取りを取り入れ、定住増を目指したマンション整備の考えはないか、また、宅地を探されている町民の方が現状いらっしゃいます。町外に宅地を求められて、住居を新築されることも考えられます。このような事案が起きないように、人の流出を防ぎ、定住促進のためにも、民間の資金を活用しながら計画的な宅地開発を図り、ゆとりと潤いのある定住環境の形成を推進し、住む魅力を高める整備の考えはないか。

以上の点について、執行部の見解をお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 議員の御質問の中で2点あったかと思えます。

まず1点目が、PFI事業を活用したマンション整備の考えはないか、それから宅地

に関する意見ということで、まずは1点目のPFI事業活用したマンション整備の考えというようなことで答弁をさせていただきます。

町では、今までも、公営住宅、それから地域優良賃貸住宅、それから平成30年度、それから令和元年度には3戸ずつ、若者向けの住宅を建設してきたところでございます。また、来年度からは、駅前に子育て世代をターゲットにしました地域優良賃貸住宅の建設を計画いたしております、今までも、様々な世代のニーズにこたえてきたところでございます。

その中で、PFI事業の導入という御質問ですけども、以前からのお話をちょっとさせていただきますと、住宅建設に当たりましては、平成19年に、住宅建設プラン策定プロジェクトというのを庁舎内に立ち上げまして、庁舎内でも検討したことがございます。その際に、従来の公営住宅建設ではなくて、そのほかの建設手法がとれないかというようなことで、検討がなされまして、その中でPFI事業の点についても検討がなされてきているようでございます。当時につきましては、いろんな検討もなされてきたわけですけども、なかなかその事業に取り組まれる事業者がないというようなこと、それから、事業者の負担とリスクが大きいというようなことで、その当時ちょっと見送られまして、結果、プロポーザル方式をとりましたけども、設計施工での住宅建設を一戸、その時に建設をしたというような経緯がございます。ただし、当時から現在まで、10年以上経過をしております。13年、14年ほど経過しておりますので、その当時とはまた環境も変わってきております。

ただ、議員の貴重な御提案ですけども、本町でビル事業の実施をしたことがないということ、それから、知識なりというのもまだ不十分なところがございますので、まず制度の内容とか導入の可能性については、まず勉強させていただきたいというふうに考えております。今後事業に活用できる場面があれば、検討はしたいと思っておりますけども、まずはそのへんを私たちもちょっと勉強させていただければというふうに思っております。

それから、宅地の整備に関しての御質問があったかと思いますが、住宅ではなくて宅地を求められる方、宅地があれば住宅を建てるのにというような方もいらっしゃると思います。そのことで他町村に流出してしまうというようなこともあろうかと思っておりますので、宅地分譲につきましてはの必要性というのは認識をしているところでございます。

以前からも、町営住宅の跡地を候補地として検討をしてきているところでございまして、現在では第1候補としましては、元森重西住宅がありました跡地が空いておりますので、そこを造成などして分譲できないかというようなことで検討しているところでございます。先ほど御提案のPFI事業なり、民間資金の活用ができれば、当然財政負担も少なく済みますけども、そういった手法が宅地分譲に取り入れられるかどうかというのも、今後検討・調査はしていきたいというふうに思っております。良いアイデア等あ

れば、是非お知恵もお借りしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（西 靖邦君） 先ほどのPFIとかいろいろ、今から課題になると思いますけれども、内閣ではPPPすなわちPFI事業に取り組む地方公共団体を支援するために、行政実務に関しての実務経験、実績を有する地方公共団体職員を派遣する制度があるのですよ。その派遣費用、謝金とか旅費は、全額内閣府が負担します。このような制度の活用の検討をしていただいたら、どんな内容かという、先ほどおっしゃいましたPFIで事業者がいなかったというお話も聞きましたけれども、そういうのも内閣府が登録してやって教えてくれます。だから、そのへんを活用していったらどうでしょうか。そのへんはどうでしょうかね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 国の制度を活用してというような話かと思います。以前も、先ほどのプロジェクトを立ち上げた時に、1回はその制度を活用したのかどうかちょっと分かりませんが、アドバイザーの人に来ていただいて、庁舎内での研修会というのは実施をしてあったかと思います。まずは、そういったところからということで、活用できるものは活用しながら勉強させていただきたいと思います。

○2番（西 靖邦君） あと、課長のほうから宅地整備のことを言われたのですが、一番大事なのは、宅地整備は立地条件ですよ。もう皆さんが立地条件で一番良い所と言ったら、駅前とか、買い物が便利とか、国道のそばとか、やはりそういうのが宅地整備する立地条件で一番良い所だと思います。

今の町営住宅の所は、解体した後に宅地整備をすとかというよりも、やはり町の中心地のほうに宅地整備を持ってきてあげて、そしたら、そうした場合に、やはり移住する人も町の中で生活しやすいし、そのへんもお考えになって宅地整備をされたほうが良いと思いますけど、そのへんはどうですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 西議員がおっしゃいますとおり、宅地分譲についてはその立地条件、どこにあるのか、どこに近いのかというのが一番重要かというふうには思っております。

先ほどの森重西住宅とかにつきましては、町有地の中で、適地というのを探したときに、今現状で考えられるベストな候補地として申し上げたところでございます。ほかにも町有地はありまして、国道に近い所も当然あるわけですが、そこはそこの住宅がまだ建っていたりというようなことで、なかなかすぐに着手ができないということがありまして、総合的に勘案して、今候補地というのを申し上げたところでございますけども、立地というのは必ず、一番重要なものというふうには認識をしているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 本当に住宅宅地を整備することによりまして、やはり移住・定

住希望者に対しても、ホームページ等で一方向の発信だけでなく、移住希望者から応答を求める双方向のコミュニケーションにおいても有効かと思っております。宅地及び住居がないことには、双方向のコミュニケーションもできないのですよね。言いましたら、その辺のすぐ住める住宅地がありますかとか、住居がありますかとか、そういうコミュニケーションができないということは、移住しようと思っても湯前町に移住できない、そういう可能性がもう今出てきているわけですよね。そのへんで早急な対応をお願いしたいなと思っておりますけども、そのへんはどうですか。

○町長（長谷和人君） 今、宅地分譲の件での御質問であろうかと思っておりますけども、議員おっしゃるとおりでございますして、立地条件が非常に重要というふうに私も認識しております。今建設課長が答弁しておりますように、森重住宅、これは小中学校に非常に近い位置にある所でございますして、そのの上里3区のことを言っているわけでございますけども、役場に近うございますし、保育園も近いと。買い物に行くにしても、県道錦湯前線、43号線を使いますと、もうすぐでございますので、まずはここを第1候補に今挙げておるところでございます。

加えまして、後の町有地もございますけども、これは先ほど課長が答弁しておりましたように、既存の住宅があるということで、更地になるのを待っているという、ちょっと表現がおかしいかもしれませんが、そのような形でございます。それから、場合によりましては、宅地を購入するとなると、場所の良い所を購入するという考えにもなってこようかなというふうに思っているところでございます。

ただ、いかんせん先ほど遠坂議員の質問にもお答えしておりますけども、この宅地分譲は、移住・定住の受入れとしては大変重要な施策かなというふうに思っておりますけども、現在、災害復旧の復旧・復興を優先しているということでございまして、今建設課のほうも大変窮屈な状態になっているというところがございまして、私としても、今二の足を踏んでいるというような状況でございます。御理解をいただきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） ありがとうございます。中長期的に、戸建ての低層住宅を整備していくより、建物を高層化することにより、小さな土地で、供給戸数の確保が得られます。大きな成果を上げることができます。

宅地整備においても、民間の業者と共同しながら、民間業者にも販売の委託等をお願いするなど、完全販売を目標としていけば、非常にスムーズなスピード感のある宅地政策というものができるものではないだろうかと思っております。

いずれも、これは攻めの重点施策としての推進も必要ではないかと思っております。この点について、町長の見解をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 攻めの施策ということで、私も同感でございます。やりたいと思っている部分がございます。

PFIにつきましても、1点をもう少し補足説明させていただきたいのですが、住宅建設プラン策定のプロジェクトを立ち上げて、専門家のほうも実は来ていただいております。それは誰かと言いますと、住宅の専門の業者さんでございまして、その中で出てきましたのが、なぜかよく分からないのですが、多良木町付近まではこのPFIあたりも可能ではなかろうか、それが一転しまして、湯前の行政区に入ってくる途端に、民間住宅というのがどうでしょうかというふうな流れが実は当時ありました。現在もあるのかどうか分かりませんが、今でも民間住宅メーカーさんが建設されるというのを私は聞いたことがございません。多良木町までは出てきております。ですので、PFIについても、いろんな形で検討されたところがございますけれども、結果できていないというふうな現状に至っているのかなというふうに思っております。

加えまして、いわゆる建ぺい率の高い、いわゆる2階、3階を作ることによって、土地の有効活用ができるというふうなお話も今伺ったところがございますが、都会型の住宅等になりますと、高層住宅あたりも、建ぺい率を高くして地上に持っていくという可能性も非常に高いかなというふうに思っておりますが、人吉球磨は土地の坪あたりも非常に安い部分もございますので、それは地上に求めていくのか、それを例えば宅地を求めて広げていくのか、一戸建てにするのか、そういう議論も実は残っておるのではなかろうかなというふうに思っています。

いかんせん住宅施策の一つ、移住・定住の部分としては大事な部分でございますので、先ほど答弁いたしましたして、私としてもこの部分は十分注意しながら、町政を担っていきたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○2番（西 靖邦君） 答弁ありがとうございます。先ほど宅地が安いという話がありましたけれども、実際、戸建ての住居を10戸建てるよりも、集合住宅を30戸建てれば、坪単価は非常に安いです。それと、コストの面も安いし、メンテのほうも簡単です。

何で戸建住宅と言ったら、要は1戸に対して、四方の壁と屋根と土地があるのですよね。集合住宅は違うのですよね。各住戸、各住戸、それは最上階に行ったら屋上階もありますけれども、そのへんは違いますけれども、そのへんの坪単価のこともちょっと考えていただいて、今後非常に大事なことです。スピード感を持ってちょっと対応していただいたほうが、中長期的に低層住宅を建てるよりもよろしいかと私は思っています。そのへんはどうですかね。

○町長（長谷和人君） 今の単価のほうも議員はベテランでございまして、もうそこはプロフェッショナルということで、お聞きさせていただきたいというふうに思っております。それに合う住宅の、何と申しますか、オーダーに合うような、そういうふうな設計もあるかなというふうに思っておりますので、先ほど課長が答弁しておりますけれども、この制度の内容も変わったというふうに思っておりますので、十分そこは導入の可能性

も含めて、勉強させていただきたいというふうに思っております。

○2番(西 靖邦君) 御答弁いただきましたありがとうございます。本当にみんなが、ニーズがあるということをやはり考えていただいて、スピード感を持って御対応していただけたらと思います。

これで、移住・定住促進に向けての質問を終わります。

○議長(倉本 豊君) 一つ、移住・定住促進に向けて、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで、一つ、移住・定住促進に向けての関連質問を終わります。

次に、一つ、庁舎施設の執務環境について、西議員の質問を許します。

○2番(西 靖邦君) 一つ、庁舎施設の執務環境について。要旨1、職員の健康管理に配慮した福利厚生諸室の整備の考えはないか。

庁舎は、町民の利用はもちろんですが、職員が日々職務を遂行する場でもあり、適正な労働環境の確保が、事務遂行効率の向上にもつながるものと考えます。職員が、その時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じる事が少ない、快適な職場環境を形成し、ハード面の職場の快適化を推進していくことの重要性を感じています。

また、家庭生活のバランスを保ちながら、常に良いコンディションで勤務できるよう、労働負荷の調整を行うことも必要です。

このように、職員の健康管理に配慮した諸室が、庁舎内に整備されていない状況ですので、休憩は自席にて、更衣は空き部屋を利用、仮眠は自席、ソファ、簡易ベッドなどにより、対処されているのが現実です。このような執務環境の中、健康管理に配慮した快適な休憩スペース、更衣室、仮眠室などの整備を考慮すべきではないでしょうか。

庁舎内には現在、倉庫に使用されている部屋が幾つかありますので、文書備品などのスリム化を図るなどの対策により、施設空間の確保は可能かと思えます。

休憩スペースは、心身の疲労の回復を図るための施設であり、リフレッシュルームのようなプラスアルファの機能を持ったスペースではないかと思えます。リフレッシュできる場所、気軽にミーティングできるスペースにより、他の部署との意見交換や情報を共有することにより、コミュニケーション促進などに効果のある空間です。

更衣室は、男性・女性職員の就業に際し、必要となるプライベートに配慮した施設でなくてはなりません。室内には、洗面台、歯磨きコーナーが必要な機能として配慮されるべきかと思えます。また、職場で、体調を崩した職員が休めるよう、更衣室内に横になれるソファや、一人分程度の畳のスペース等の設置を配慮することが必要ではないかと思えます。

仮眠室は、災害時に業務継続可能な設備であり、防災対応の際に、待機職員の健康管理に十分留意するためにも必要な施設です。例えば、災害対応の際に、既存の会議室等をカーテンで仕切り転用することで、仮眠できるように検討するなど、有効利用することも考えられると思います。

多様な働き方に対応する職員の職場環境向上の充実を目指し、職員が常に良いコンディションで勤務できる執務空間の質を変える契機として捉えて、福利厚生諸室の整備の考えはないか、この点について、執行部の見解を伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 西議員の質問で、職員の健康管理まで配慮された質問だということで答弁させていただきます。

コロナ関係の事務量の増、また令和2年7月豪雨の、今正に災害復旧を行っている最中の業務の多さ、また最近は大雨警報等の発令などが頻繁になっているのが現状だということで、それに対応する職員の事務量、また、時間外勤務等が増加しているのかなと思っていますし、過去のストレスチェック等においても、そういったストレスが表れているのも事実かということで認識してございます。

まず、我々の職務としては、通常の業務、災害対応の非常時の業務、2パターンに表れるように、それぞれに業務に支障がないように、また重症な健康の悪化につながらないように配慮することが大切だと思っております。

今、通常の勤務日のことを申しますと、昼休みは自分のデスクで過ごす職員、ほかの職員も、昼休みの過ごし方はそれぞれにやっているということでございます。様々なところでございます。

次に、非常時ですけども、非常時は夜間がほとんどでございまして、3人1組の班編成で、その中で、県の地域振興局だったり消防署だったり、警察対応、自衛隊対応、そういったものもやっているところで、夜中はほとんどそういった対応で行っています。まず、そういった時は、仮眠は各自交代でとるように促しておりますが、庁舎内であれば、総務課周辺の簡易ベッド、ソファベッドで、仮眠をしているのが現状でございます。

職員待機班は、気象警報など、非常事態の最中で、避難所での避難者への対応、情報収集、非常時の連絡、こういったものに交代で行っているということで認識していただければと思っております。

実際に健康悪化につながっている現在の待機班体制がまずいのであれば、夜中に待機する目的、意味、仕組みをそれぞれ考えなければいけないと思っています。

提案がありました休憩スペース、更衣室、仮眠室、それぞれ目的があるかと思えます。

休憩スペースにつきましては、総務省の事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則、その中においては休養室といわれておりまして、常時50人以上、又は常時女性の30人以

上の労働者を使用する事業所は、休養室を、男性、女性それぞれに区別して設けなければならないとされており。これは、事業所において、病弱者、女性の病気、生理日とかありますけども、そういったことに使用させる目的とされておりまして、長時間の休養が必要な場合は、速やかに医療機関又は帰宅させることを基本とされています。これは、現在コロナ禍ですので、我々職員の中でもそういった体調不良者が現れましたら、休養よりも帰宅させる、又は病院に行かせるというのを基本としております。

また、この指針の中では、そういった専用の休養室といった部屋ではなくて、随時利用が可能となる機能を確保することで足りるものであればそれでも構わないと書かれておりまして、その考えであれば、保健センターの部屋があります。そのスペースとして位置づける唯一の場所と考えておりまして、また庁舎内であれば、食堂、相談室も利用可能だと思っております。この中でミーティングも可能であります。そういった複合的に使える部屋というのがあるのかなと思っております。

次に、更衣室でございますが、更衣室を設ける場合には、性別を問わずに安全に利用できることが必要かなと、あとプライバシーに配慮することも必要です。過去には、役場職員に通常勤務の制服を支給していないので、更衣室の必要性がなかったことから、更衣室がなかったのかなと思っております。現在の庁舎内、保健センター、教育課の中央公民館など、そういった専用の部屋を整備できるかどうか、必要性を考えてみたいかなと思っております。

あと、仮眠室でございます。30年も前のことですが、夜間の宿当直制をとっていた時には、今の相談室という所が畳の部屋で、当直室として存在しておりました。今は当直ありませんので、ここを相談室として、ミーティング室として活用しています。

今現在の庁舎内で見ますと、プライベートを重視するならば、放送室の小部屋もありますし、利用すれば、仮眠室として個室利用できるのではないかと思います。また、避難所用の室内テント、これを庁舎事務所内に1張り、2張りすれば、待機班の職員のプライベートな、仮眠ではないですけども休憩になるかなと考えられます。

まずは、病院や消防署など、365日続けての夜間勤務等が発生、常態化している職場であれば、特別な仮眠室が必要かなと思いますが、しかしながら本町の役場のような臨時的な待機で、大規模災害発生は別として、大雨警報、台風接近など、一夜限りのような職員待機で、健康悪化につながっている事実が認められるようであれば、速やかにそういった対応を、仮眠室等の必要もなるかなと思っております。昨年の豪雨災害を除いて、通常であれば1人の職員が1年間に待機班で回ってくる頻度は、1回あるかないかというところでございます。

○2番(西 靖邦君) 答弁いただきました。既存の休憩スペース、今の食堂、仮眠室、テントを張るとか、そういう対応をするということをおっしゃったのですけども、その

辺の仮眠室ですね、今どこをされているかちょっと分からないのですが、その場所だけは、職員全員に、ここに仮眠室しますよ、テント張りますよということを、やはり知らせておくべきだと思います。休憩室もそうですけども、休憩室も、食堂を利用されるということですけども、あと、更衣室はやはりプライバシーに配慮して、男性、女性の更衣室は対応していただきたいなとはもう切実に思っています。

このへんも、職員自らこうしてほしいとはなかなか言いづらいかと思しますので、職員全員にアンケート調査を実施していただいて、その結果による対応を考慮していただきたいなと思います。こういう調査を実施して、上層部だけで考えるよりも、やはり職員全員にアンケート調査をしていただいて、どう思っているか、匿名でアンケート調査を取っていただいて、そのへんでやはり更衣室等は特に対応していただけたらなと思いますけども、そのへんはどうでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 確かに、本庁舎、更衣室はございません。ほかの休憩室を代用できるかもしれませんが、更衣室はありません。そういった休養室、更衣室、また仮眠室、それぞれ専用の部屋の整備の必要性を含めて、職員に対して、通常勤務日又は警報発令などの待機班で仕事する場合、そういったそれぞれのケースで、それぞれの部屋が専用で必要かどうかというのを、これも必要な時、また職員のアンケートという御提案をいただきました。有り難いと思います。この場所に仮眠室が整備できるのではないかというふうな、まずは、ただ単に必要、不要だけを問うのではなくて、この限られた庁舎のスペースの中で、この場所に仮眠室が整備できるのではないか、更衣室ができるのではないかという、提案型での条件を付けて、職員に聞いてみたいと思います。

その際、メリット・デメリットあるかと思えます。部屋を転用します。その転用した会議室が、また次にどこになるかというのもあるかと思えます。そういった職員自らの職場環境というのは、職員自ら考えて、アイデアを出し合って、行っていくということは有意義なことかと思っております。

また、本町は、職員のほうで健康管理委員会という組織がございますので、その中で検討課題としても取り上げたいということもございます。あと、コロナ対策関係にも、十分配慮した提案ができればというようなこともありますので、アンケートについては実施する方向で考えてみたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 今御答弁いただきまして、またそのようなアンケートの方向でお願いしたいと思います。職場は、仕事の場としての効率性や機能が求められることは言うまでもないですが、同時に、職員が一定の時間を過ごして、そこで働くものであることから、生活の場としての潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮されることが必要ではないかと考えております。このへんについて、町長の見解をお伺いします。

○町長（長谷和人君） 私が役場に入庁をさせていただいた頃につきましては、パソコ

ン、計算機、ファックス、当然携帯などもなく、アナログの時代でございました。現在は、今言いました機器類についてはもう整備されておりまして、高度情報化社会になっておりまして、事務処理のスピード化が断トツに変わっておるところでございます。その分だけスピード化が求められているということで、これに対応するだけの能力と、重ねて職員のストレスも過度になっているというふうに思っているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症、それから地球温暖化によります世界的な異常気象変動によります激甚な災害の発生、東日本大震災、熊本地震、令和2年7月豪雨、そして昨日はアメリカのケンタッキー州ですか、大竜巻が起きまして災害が発生しております。これは私だけではないのしょうけども、ある種の、大変先行きが見えないような時代にあるのかなというふうに思っております。職員もこの変化に対応しつつ、ぶれない理念、目標が必要ではなかろうかなというふうに思っております。

そして、今働き改革が叫ばれております。私たちが仕事とどう向き合ってどう成長していくのか、この湯前町の未来をどのようにして活性化していくのか、その執務を行う場所が役場でございまして、当然環境の整備は必要になってくるというふうに私としても認識しておるところでございます。

西議員からも、以前質問がっておりますけども、ハード面からのお話をちょっとさせていただけますけども、現庁舎は、昭和47、48年頃に建設されておりまして、既に大変老朽化が目立っておるところでございます。今回、交付金を使いまして、環境整備面として、実は内壁を木質化しておりまして、木のぬくもり、温かさを感じるということで、訪れる人、それから職員からも好評を得ておるところでございます。これも一種の環境面の整備というふうに、私としては理解しておるところでございます。

それからちょっとこの場を利用させていただきまして、お話をさせていただくところでございますが、実は、この庁舎は、先ほど言いましたように、大変老朽化しておるところで、雨漏りも目立っておりますので、この修繕あたりも、当然災害時の拠点にもなりますので、修繕も計画させていただければというふうに思っているところでございます。申し上げます、環境面プラス庁舎の現状あたりも、長寿命化のほうにさせていただきたいというふうなお話でございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） 町長に答弁いただきありがとうございます。整備等、庁舎が古くなっているとか、そのへんいろいろ御理解いただいているかと思えます。特に、執務環境、特に雨漏りなんかは大変ですよ。早く修繕していただかないことには。そのへんも併せて、諸室の整備とかもよろしく願います。職員の皆さんに、やはり潤いへの配慮を念頭に置いて、また対応をしていただきたいと思います。思っております。

以上、いずれも検討に終わらず、実施に向けた取組が行われますように、迅速かつ真摯で丁寧な対応を心から望みまして、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、庁舎施設の執務環境について、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほどの答弁の中でもありましたように、仮眠室、更衣室、休養室あたりが必要かどうか、これからアンケート等を踏まえて調査するという答弁でした。これは、やはり職員の皆様にアンケートを取らないと分からないような状況なのでしょう。それとも、ここはもう早急にやらなくてはいけないなというふうに、課題として認識されたのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 西議員からの御質問があったように、なかなか言いづらい部分があるというふうなこともあろうかと思えます。これは私のほうに相談が来ていないのは、私の管理職としての不足なのか、人として駄目なのかということもありますが、なかなかそういうふうに言いづらければ、そういったアンケート調査を実施して、まずは必要か、必要ないかの調査をする。そして、もし、その3施設がなくて、健康に重症化を招いていることになっているのであれば、そういった事実が認められるようであれば、速やかに対応すべきとも考えております。

第一段階としての職員のニーズ調査、アイデア調査というのをやってみたいという気持ちでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長にお尋ねします。長年、庁舎にてお仕事をされていまして、やはり現時点において、3つの部屋、仮眠室、更衣室、休養室、これというのは、今の段階では必要ないと考えられているのか、それとも、いやこのへんはもしかしたら準備が必要なのではないかという、今現在のお考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 現状、災害時に限ってだけのお話をちょっとさせていただきたいわけですが、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、避難されました方々の対応という形で、1班3人体制で行っているのですが、場合によっては、それが2班なり、3班なりという対応がございまして、その時の状況によっては仮眠ができないというふうな状況も想定されておるところでございます。その場合につきましては、途中で、先ほど言いました簡易ベッド等もございまして、別に相談室もございまして、そちらに移動したりとか、それから応接室で移動したりとかということでございます。

加えて、災害時の警報待機班、いわゆる大雨警報が発令された場合については、待機をせざるを得ないという部分がございますので、その場合については、まだ避難者がいないというような状況の場合については、当然仮眠室も必要になってくるというふうなところで推測されるところでございます。

それから、更衣室でございますけれども、現状更衣室は先ほど答弁しましたように、全てもうその日に身支度ができるように、実は出勤する時にできております。我々が役

場に入りました当時については、実は私も現場が中心でございましたのですが、普通の姿で来まして、更衣室で着替えまして現場に行くというふうなこともあったのですが、現状はそういうような形で、身支度も既に済ませてきておるということで、更衣室を今まで設けていなかったというところでございます。

加えまして、もう庁舎が老朽化しておりまして、手狭な状態になっているというのも現状あるのかなというふうに思っておりますので、アンケートを取らせていただいてそういうふうな事態がなった場合につきましては、改めて庁舎内が活用可能なのか、場合によっては別の所を一つ戸建てで作らなくてはいけないとか、そういう事態も考えられるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 今椎葉議員からもお話がありましたけども、この3室につきまして、保健センターとの兼ね合い、そのへんについてはどのような形で考えておられるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 保健センターの施設との兼ね合い、保健センターにはそれぞれ部屋がございます。昼間も空いている部屋もあるかと思えます。ここについては、先ほど言いましたように、国の指針のほうで、休養室に代わるもので、常時利用が可能となる機能を確保した上で、その部屋が休養室に代わることもできるということでございますので、本庁舎を含めた職員の休養室、具合が少々悪くなった時に、一旦保健センターのほうのそういった部屋で休ませるというふうなことも利用可能なかなという施設と位置づけております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） いろんな健康面について、西議員のほうから質問いただき、1点だけ聞かせてください。労衛法では、ロッカールームとか仮眠室とかというのは、あれはただの指標であって、義務化にはされておられません。兼ねて使っても良いというふうにはなっております。ただ、健康管理におきましては、労衛法においてストレスチェックというのが義務化されております。総務課長も先ほどストレスチェックの話をされましたが、今度コロナ禍や災害による時間外勤務で、職員の方々は十分疲弊しておられることだと思います。このストレスチェックの中身、結果、去年から今年がやっていないならやっていないで良いのですが、その結果で職員さんの心身ともの健康管理はできているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ストレスチェックにつきましては、ここ4年ほどやってきております。その中で、昨年の豪雨災害以降のストレスチェックは、数字は持ってきておられません、増えていることは間違いないです。ストレスを持っている指標が高い職員がいるということは、増えていくことは、認識しているということです。

それについての対応については、やはり限られた職員数でございますので、業務量が増えている分については、時間外の多さ、またタイムカード等を見て、時間外が多い職員については、やはりストレスが高いほうにつながっておりますので、町の産業医のほうに相談・面談、そういったことをしながら、そういった負荷がかかっている職員へのケアのほうを今現在やっているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、庁舎施設の執務環境についての関連質問を終わります。

以上で、西議員の質問を終わります。

お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、12月14日午前10時に開きます。

議事は、一般質問を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後2時34分

第 2 号

12 月 14 日 (火)

令和3年第10回湯前町議会定例会

[第2号]

令和3年12月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
会	計	白川一雄	税務町民課長	北崎真介
教	育	中園誠二	保健福祉課長	高木堅介

建設水道課長 赤池昌信 企画観光課長 本山りか
農林振興課長兼農業委員会事務局長 稲森一彦

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第10回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本日の一般質問は、森山議員、椎葉議員、金子議員の3名を予定しております。

一つ、住宅用火災警報器の現状・対策について、森山議員の質問を許します。

○5番（森山 宏君） 5番議員の森山です。通告書にありますとおり、一つ、住宅用火災警報器の現状と対策について伺います。

消防法の改正により自治体で条例化され、平成18年6月から新築家屋に対して住宅用火災警報器の設置が義務化され、また、既存住宅におきましても、平成23年5月31日までに設置が義務化されました。このことにより、全ての住宅家屋に火災警報装置の義務化がされました。

本町においても、完全義務化前の平成21年9月から年末までに、各戸当たり2個の住宅用火災警報器を配布し、設置要領や設置困難者宅には地元の消防団の方々が説明され設置されていました。

平成も令和になり、設置後10年経過しております。設置義務のある町営住宅等の点検・確認状況は把握されているでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 町営住宅の火災警報器につきましては、設置が義務化されました当時、平成19年度、平成20年度、2か年にわたりまして、当時の既存の町営住宅14団地、159戸、487箇所につきまして設置をしておるところでございます。また、その後に建設しました住宅につきましては、建設時に設置をしているところがございます。

確認・点検につきましては、入居者の方で行っていただく必要がございますけれども、例えば、電池切れを起こすような際は、その前に警報音が鳴ってお知らせするような機能がついております。また、そのような報告というのは今まで受けたことがございませんし、また、その他の不具合があるような報告というのは受けたことはないところです。

ただし、設置から相当時間を経過しておりますので、入居者の方につきましては、動作確認をしていただくような周知というのを、改めて行いたいというふうに考えているところがございます。

○5番（森山 宏君） 点検状況については、確か設置者は管理者である町のほうにな

ります。点検確認というのは、入居者が行うべきことだとは思っております。結局、設置義務化時に、設置箇所は寝室等を推奨されて、寝室が2階にある場合には階段、廊下にもという2箇所の設置でした。

現在の設置義務場所の変更等がありますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 消防法第9条の2のほうで、議員言われましたように、住宅用火災警報器については義務化されて、その当時の設置場所については、議員おっしゃいますように、寝室と2階に寝室がある場合の階段、この2箇所についてでございます。

これについては、消防組合の条例のほうにでもうたってございますので、10年前と今の設置場所に変更はないところで認識しております。

○5番（森山 宏君） その時でいきますと、2階ではなかったら寝室等1箇所で済むところが、寝室などといわれた時には、基準というのは、子どもさんが子ども部屋で就寝されるとか、それとか客間で就寝される、また、中には、居間で2所に就寝される方もおられるかもしれません。そういうところに設置する基準というのはないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 寝室には、通常の寝室、また、子ども部屋で寝室を共用している部分、子ども部屋で寝ているお子さんがいますね、そういった所にも寝室等含む場合として、設置の義務がございます。あと、居間と台所は、消防庁の資料を見ますと、推奨という形で載せてあります。

ただ、寝室を兼ねる場合の居室、寝室を兼ねる場合の居間、リビング、そういったところにつきましては、寝室とみなされると思いますので、それぞれのご家庭の部屋の使い方があるかと思いますが、新築は別として、既存住宅は、第三者が確認して回るものではありませんので、各家庭で、この部屋は寝室として通常使っている、使わない、そういったものも十分話し合っ、絶対に逃げ遅れがないよう、設置の判断をされたほうが良いと考えております。

○5番（森山 宏君） 就寝する場所には設置をしたほうが良いというふうに捉えております。

要旨の2、警報器の償却期間、耐用年数等の期間についてお尋ねします。

住宅用火災警報器は、古くなると、電子部品の劣化とか、電池切れ等で感知しない恐れがあります。警報器の償却期間とか耐用年数というのには、期限はあるのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 消防庁の予防課の資料を見ますと、警報器本体の寿命の目安は10年でございます。これについては、警報器自体の製造年月日を確認していただくということがあるかと思いますが、また、古くなった住警器は本体の交換を推奨されております。

また、故障や電池切れ等により正常に作動しない、感知しない場合がございますので、警報器は火災による煙や熱を感知して警報するものでございますので、点検時は、ひもを引っ張るなどで確認されたほうが良いということで、本町の場合、警報器本体については当時からすると10年以上たっておりますので、警報器本体の交換、取換えが必要ではないかということで、耐用年数の考え方からいけば、交換のほうが推奨できるのかなと思っております。

○5番（森山 宏君） それでは、10年がおおむねの交換時期というふうに理解しました。

設置済みの警報器の点検・確認を実施するのが望ましいわけで、広報等とかで点検・確認などを周知されておりますが、結局、平成21年の時の設置の折、自分で設置できない方、高所に設置できない方とか、困難者と言って良いのか分からないですけども、点検とかをするのが容易でない方に対しての対策は何か考えられているのでしょうか。平成21年時は、消防団員の方に設置していただきましたけれども。

○総務課長（高橋 誠君） 平成21年時の全世帯設置、配布といいますか、そういった時には、消防団の協力を得まして、設置困難者と呼ばれる所には、設置の手間を含めた上で、設置をいただいた経緯でございます。現在は、その後の点検・確認は、住まれている方をお願いしているということでございます。

ただ、設置困難者対策としての考え方であれば、高齢者のみの世帯、また独居老人のみの世帯、障害をお持ちの方の世帯、特別な対策は講じていないのが現状でございます。

○5番（森山 宏君） 結局、消防法とか条例で、住宅用火災警報器の設置は義務化されましたけれども、点検・確認というところまでは至っておりません。警報器というのは飾りではなく、点検・確認の呼びかけや、また点検・確認を実施することを、もう10年過ぎておりますので、地元消防団とか各種団体、また、総会時とか年末警戒時において、困難者のところを含めて再度点検して、確認をしていただいて、現状どうなっているかというふうなことを対応するのが妥当だとは思っております。

例えば、地区の総会とか消防の年末警戒時などに点検・確認ができますと、地区の実態把握ができて、自助・共助につながると思います。点検義務を呼びかけることは、確かに広報等ではされておりますけども、結局、点検・確認をした、していないという状況把握はできていないと思います。こういう取組を、なさるつもりはありますか。

○総務課長（高橋 誠君） 点検・確認呼びかけにつきましては、本町住民の方、各世帯それぞれ点検は自主的にしていただくところで、旬報などを使いまして、呼びかけをしてきと。これからも続けていかなければいけないと考えております。

消防団の皆様の御協力を得て、年末警戒等で確認をしていただくという御提案につい

ては、これから幹部会等も開かれますので、そういった時に協力していただけるかどうか、内部で協議してみたいとは考えております。

また、消防団以外、また総会等で各種団体、地区の皆様の御協力をといるところがございます。自主防災組織等ありますので、そういった皆様の協力もいただけるのであれば有り難いなと思っておりますので、それが具体的に可能かどうか、これも協議してみたい一つの案件ではないかと思っております。

○5番（森山 宏君） 点検・確認は、是非協議をされた上で、是非やっていただきたいと思えます。

ここで町長に伺います。点検・確認の結果、交換診断が出たら、当然交換を余儀なくされます。命を守るための機械ですので、目安はおおむね10年とされているように、先ほど答弁がありました。設置してから、もう10年以上たっております。新築の場合は義務化だったのですが、もう完全配布の後から10年を超しておりますので、交換助成という支援というのは、広く平等に町民皆さんに行き渡ると思えます。命や財産を守ることに繋がると思えます。助成・支援制度の検討はあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今の御質問の件でございますけれども、先ほど課長が答弁いたしましたように、本町におきましては、初期の導入につきましては国の経済危機の関連の交付金を活用して設置されたものでございます。10年以上も経過しておることでの答弁があったところでございます。

御質問の助成・支援制度の構築の検討でございますけれども、行政サービスの提供、供給をどこまで行うのか、それと町民の皆様の生命・財産を守るという意味ではそういうふうになるのかなというふうにも、私理解するところでございます。

それと、初期の導入時におきましては、先ほど言いましたように、実は国の制度を活用しておりまして、火災から生命・財産を守る上での、ある種、呼び水的なといいますか、設置を促進するという意味合いの町の政策ではなかったかというふうに思っております。

どちらにせよ、今回の件につきましては、制度の趣旨、それから補助額、そして高齢者世帯などの配慮も考えられます。そして、また既にこれは制度化されて実施されている町村もあるようでございます。実施されております町村の利用実績、ここらへんもちょっと調べさせていただけないかということで、担当課におきまして、近隣町村との協議又は研究をさせていただければということで、答弁をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○5番（森山 宏君） 支援・助成していただくためには、原資が要ります。

先日の子ども議会の時にも、子どもたちが触れておりましたけれども、ふるさと納税の活用をできないかというふうにも考えられます。予算がないではなくて、どこかを削っ

でもこちらに回すとかいうふうにしていただいて、原資がないからという答弁はもう避けていただき、できましたら善処していただくようなことを望みます。

結局、遅滞なく、それが実施されることを祈念いたしまして、一つ目の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、住宅用火災警報器の現状・対策について、森山議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 1つ目の要旨で、点検状況の答弁がありました。建設水道課長からは、町民の方に、電池切れ等の動作確認の周知を行うという答弁でした。一方、総務課長からは、対応年数が来ているので、住民の方に交換を周知していきたいということでした。

結局、町としてはどちらのほうを推奨していくのでしょうか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 私のほうから、町営住宅に限ってといたしますか、設置義務者である町として、町営住宅に関しましては、まずは確認をお願いしたいということで答弁をさせていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 森山議員の一般質問を受けまして、我が家でもちょっと確認をさせていただきました。そうすると、1階部分は良かったのですが、2階の部分が電池切れを起こしておりました。ということは、湯前町内の住宅においては、電池切れを起こしている世帯も発生していると思われまます。

町長の答弁としては、他町村の状況も見ながら確認をしていきたいということでしたが、冬場の時期ですので、これはもう早めの周知が必要かと思っております。これはいつ周知されていく予定でしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） やはり、もっと早くに旬報等で、また定期的に周知していくべきだと思っております。

また、これについては今後速やかに周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 要旨の1の点検状況なのですが、実際、火災警報器は煙感知器ですね。煙を使った点検の方法もあります。そういう点検も何箇所かやってみられたらどうかと思います。火災警報器に、こういうわっぱ型の煙が出るやつがありますから、それで本当に実際に作動するかどうか。10年の程度が目安となっていますけれども、そういう点検の仕方もあるかと思っておりますけれども、そのへんどうですか。

○町長（長谷和人君） 今御質問をいただいている件につきましては、役場関係につきまして、実は1年間の委託契約を結んでおりまして、その際につきましては、例えば役場のここもあると思うのですが、今西議員がおっしゃったような形で、点検はして

おるところでございます。

今、おっしゃったのは個人のところでも、そういう点検をしろというふうな話には私は聞こえたのですが、そうになると、かなり委託の額が大きくなっていくのではなかろうかなというふうに思っております。今家庭にあるやつはスイッチがぶら下がっておりますので、それを押してあげるとブザーが鳴ったりとか、電池切れの場合については、先ほど椎葉議員がおっしゃったように電池交換すれば、それで元に戻るわけでございます。目安としては、耐用年数が10年を経過しておるということで、耐用年数を過ぎたからすぐに駄目になるというのは、これはまた考えられないのではないかなと思っておりますので、それはケースバイケースの部分があるかということでございます。

ちょっとすいません。答弁になってないかもしれませんが、私の答弁が悪かったら、もう一回質問していただければと思います。申し訳ございません。

○2番（西 靖邦君） 全戸すると、それは別なのですが、ただ、住民の方も、実際に煙が立ったら、このように自分で点検するのではなくて、実際に煙を当ててこんな感じになりますよと周知するのも一つの手かなと思うのですよ。住民の方は全然分からないのではないですかね。役場庁舎はそういう点検をされていますけども、家の火災警報器が、実際煙が出た時にどんな感じで鳴るのかどうか、そのへんをお聞きただけです。

○総務課長（高橋 誠君） 私の資料ですが、上球磨消防署のほうから、住宅用火災警報器の維持管理ということで、チラシが配られていると思います。この中に、実際の点検の仕方、チェックの仕方というのが書いてございまして、住宅用の火災警報器、一般的なものですが、それについてはボタンを押すか、ひもを引いて作動確認しましょうということでございます。それをしますと、テスト中、テスト中というふうなアナウンスが聞こえる、正常です、そういった反応があるかと思えます。電池がきちんとセットされているかどうか確認してくださいというふうに、チラシでの点検の啓発がされております。

一般家庭の中で、煙を実際に流して点検するというふうな方法は、消防署からの点検の方法の中には、実は書いてございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 要旨の3番ですが、交換支援対策ということで、先ほど森山議員のほうからもお話がありましたけれども、この前の子ども議会でも話が出ましたように、ふるさと応援基金を使ってはどうかという話もありましたけれども、昨日私も町長に申し上げましたように、住民が安心・安全に暮らせるにはどうすべきかということは、最初に取り付けた段階で、交換時期というのは分かっているはずでございます。町民の方が安心して生活できる、町民の方の生命・財産を守るという形になれば、こういう支

援というのは必要だと思うわけですよ。

そこで、昨日も申しましたように、一般財源で対応するのであれば、計画的な形の中での確保ということをして、すべきではないだろうかと思っております。この件につきまして、町長の御意見をいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しておりますように、町民の皆様の生命・財産を守るという意味においても、私は理解をしておるといふふうにお伝えしたところでございます。

加えまして、今回のお話につきましては、先ほどの答弁と同じになるかもしれませんが、他の自治体も実は実施されているところがございます。ですから、そこも含めて、どのような利用実績になっているのか、そこらへんが、例えば小さい話をしますけれども、補助額につきましては、例えば 2,000 円から 5,000 円の範囲内でございますけれども、そういうふうな財源措置については、本町の場合、世帯数が 1,700 ぐらいですか、それで掛けますと大体金額が出てきますけれども、逆に言いますと、補助金申請なり、それから交付決定を出したり、それから現場に行って結局設置がなされているかどうかと。実際そういうふうな行政サービスの負荷がかかりますので、ほかの自治体でやっていらっしゃるところがございましたらば調べさせてみて、そして研究させていただけないかということで答弁させていただいたところでございます。申し訳ございませんが、先ほどの答弁にまた同じような形で答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○3番（遠坂道太君） そういう町長の答弁でございますので、やはり他町村の状況を把握した中で、期間も迫っているような状況でございます。それを踏まえた形での取組を今後お願いしたいということで、終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、住宅用火災警報機の現状・対策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、防災士の現状・対策について、森山議員の質問を許します。

○5番（森山 宏君） 防災士の現状について、防災士の資格取得状況について伺いたいと思っております。

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、今年の豪雨など、災害規模が大きい場合には、行政機関も被災しております。初動の救出活動も、当然、制限を受けます。行政だけでは当然限界がありますし、自主防災組織との連携が必然ですが、自助・共助・協働を原則とし、公助自治体と連携して減災・防災向上に期待されるのに、防災士資格があります。

日本防災士機構が認証する民間の資格ではありますが、多くの自治体が防災士の資格取得、育成に取り組んでおります。災害を防ぐことはできませんが、被害や損害を軽減させることができ、状況確認や連絡体系、避難所開設等の時に助力・助言等の適切な災害対応が期待されます。自主防災組織に防災士がいると、地域防災力が上がります。災害時は、まず自助、共助です。多くの防災士資格が必要と考えます。

本町の資格取得状況は把握されていますか。

○総務課長(高橋 誠君) 12月13日現在でございますが、私どもで把握しているのが、男性2名、女性1名、合計3名でございます。

○5番(森山 宏君) 把握されているのが、合計3名ということですね。防災士の資格認定制度における防災士の資格取得要件はどうなっているのでしょうか。通常は、3日間の講習試験の後、登録申請をするという取得の方法と別に、講習試験免除の登録申請があるようですが、併せて免除対象者への登録申請の推奨があるのかお尋ねします。

○総務課長(高橋 誠君) 防災士の基本理念としまして、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されていると。そのための十分な意識としての知識と技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人ということございまして、取得するためには、三つほどありますが、まず一つ目に、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する養成講座を受講して研修履修証明を取得する。二つ目が、全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またそれに準ずる団体が主催する救急救命講習を受けて、その修了書を取得すること。三つ目が、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受験して合格する。そういった資格の要件がございます。

以上を終了した人が、防災士認定登録申請を行うことができるということでございます。認定を受領していただければ、防災士認定書といいますか、防災士証というカードを交付されるということでございます。これには、教本代、受験料、登録料を合わせまして1万1,500円ほどかかってまいります。

また、講習に行く場合、講習会場までの旅費等がまたそれに上乗せされるわけですが、議員おっしゃいましたように、これには、警察官、消防職員、また消防団長、消防団員等には特例がございまして、本町で言いますならば、消防団員の分団長以上にある者又はあった者につきましては、要件が免除されるということでございます。要件が免除される内容としましては、研修講座の受講を免除だったり、試験の免除、また、救急救命講習の免除、そういったものが、特例があるようでございまして、ただし、教本代と登録料については御負担いただくということで、8,500円ほどで済むということでございます。

○5番(森山 宏君) 1点確認ですけれども、今言われた救急救命士、これはとても難しい資格ではありますし、普通自治体とか不特定多数が出入りする施設などには、防

火管理者の設置義務があります。このときに取得しなければならないのが、確か普通救命士とか初級救命士とかというのがあったと思うのですが、その資格は要件に当てはまらないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分でございまして、今回の防災士の資格の中での講習で履修されるのが、赤十字救急法救急員資格認定者ということで、また資格の要件が違うようでございます。

○5番（森山 宏君） そしたら、今度は、防災士の位置づけについて伺います。男性2人、女性1人が、今本町に防災士としておられるということ。多分、職員の方ではないかなというふうには考えますが、本町職員の防災士の位置づけは、活用はどのように捉えられておられるのか伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど御説明しました3名の本町の防災士の中でございます。そのうち2名が、本町の職員でございます。

本町職員の防災士の位置づけでございますが、防災計画の中では、役場の各課の役割分担と職員の役割分担、それぞれ決めてございます。しかし、災害の場合によっては、防災士の資格を取得している職員はそれに限らず、本部の特命で、防災士の知識を活用して、避難所運営の指揮・指導の役割で活動を行うことを想定してございます。

よって、職員が防災士の資格を多数の職員が取得することは、役場のほうの本部機能の判断強化、あと現場での強化、避難所運営の強化、それぞれの場でリーダーシップをとって、その場で的確な判断ができる職員を育成するということでは、その意味では、大切な職員の防災士の資格かなというところで考えております。

○5番（森山 宏君） 職員の方の活用方法を伺いました。職員の方は、通常業務をしておられます。また、防災計画おきましては、兼任業務ですよね。防災計画に構成されている方々は、結局大規模災害があったときに、業務の都合上、管内におられない方もおられますし、また、対象構成人間が被災者本人になる場合も想定されます。職員の方は公助の使命感で、職制で防災計画に構成されておられるようです。現場での活用はなく、各現場との情報取得、連携等を本部での活用に生かし、国・県、周辺自治体とか、消防、警察、自衛隊対応に忙殺されることが想定されております。防災・減災は、自主防災組織に委ねられるというのが現状だと思います。

この件につきまして、結局、職員の方というか、計画の中に位置づけされている方々というのは、実際の現場対応は困難だと思いますけども、その点はどうでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 職員の方は、発災時には、それぞれの担当で動くこととなります。役割分担した中で動くと思います。先ほど申しましたように、そういった防災士の資格を取った職員は貴重でございますので、本部の特命であれば、そういった現場に派遣、避難所への派遣、そういったところでしていただきたい。ただ、都合によっ

て、その場によって、本町にいなかった場合とかが想定されます。そういった場合はできませんので、やはり地域住民の方で、消防団も含めまして、そういった防災士を持っている方を増やしたほうが、やはり災害現場、避難所現場での的確な判断をしていただけるようなリーダーになっていただけるというところがあるかと思います。

ただ、職員のほうも、こういった防災士のほうを取るように促しながら、私は多くいたほうが、現場対応が的確にできるかと思いますが、そういったことで進めたいとは考えております。

○5番（森山 宏君） 職員さんの防災士的な役割は分かりました。結局、職制で動くわけですので、防災士講習を受けられた方は毎年ではないですけども、過去におられると思いますので、そういう経験者の方が増えれば幸いなことだと思います。

ここで、一般の防災士の位置づけについてお尋ねします。熊本県は、熊本地震から防災士が倍増するように取組をされております。防災士という人材、特に若い方や女性の方が防災士となることで、避難所においての、例えば液体ミルクや衣服対応、備蓄品などに、災害対応の避難場開設の時に期待できます。防災士の育成・養成を図ることは、組織の一員とまたなることは、防災・減災の基本、自助・共助を災害発生時に生かすことにつながり、また訓練研修などを通じて防災組織の実行性が高まり、そこにまた新たなコミュニティ形成につながると考えられます。

今現在、各地で地震が多く発生しております。本町も、人吉盆地南縁断層という活断層帯にあり、総合防災訓練も実施されてまいりました。各自・各組織の予防・備え・情報との連携が、検証・強化されます。

今年度の湯前町地域防災計画書の中の自主防災組織づくり推進の際、女性参画や防災士等の活用に努めるものとするというふうに記載されております。湯前町の民間防災士の位置づけは、どういう取組・活用なのか伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、一般の防災士といいますか、そういう育成といいますか、今年度でございますが、B&G財団の防災拠点のほうで、ハード整備、またソフト事業に取り組むところでございまして、その中に、防災士取得について現在申請手続中でございますが、今の現役の消防団長と副団長、また分団長5名の方の登録申請を今している最中でございます。令和4年度、令和5年度も同じく、そういった取組をするところでございますが、本町の防災士取得者が、先ほど言いました3名、また令和3年度で7名取得するというのであれば、10名になるような形になるかなと思っております。また、町職員も含めて、今後増やしていきたいというところでございます。

議員言われました防災計画の中の組織づくりのところにも、女性の参画の拡大、防災士の活用に努めるというところでございます。これについては、地区の自主防災組織の強化をするところでも、大変重要なところであるかなと思っております。また、発災時

の避難所運営、災害復旧、早急な初動的なところでは、かなりの力になっていただけるものと考えております。

また、防災士には、年齢・性別はないと考えておりますので、取得に意欲ある方は、是非取得を促す姿勢で考えております。自主防災組織は、男性ばかりでなく女性の方ももちろん、性別関係なく活動に参加していただきたいと思っておりますし、防災士の取得をされた方も同じですが、自主防災組織の中での中核となるリーダーとなっていただく。そして、的確な判断をしていただけるといふところでは、一般の方の防災士取得というのは、かなり効果があることだと思っております。

本町における防災士に期待する役割を、ちょっと申させていただきますと、平常時の活動と災害時の活動、2パターンあるかなと思っております。

平常時の活動については、防災士本人の家族を守るために、我が家の耐震補強など、そういったものを進めていただきますし、それを親戚知人に教える、訓練の中で教えるといった実施も、地区の中でしていただければと思っております。あとは、防災士は、まず自分が動いて周囲を動かすよう努めていただきたいといふところ、必要に応じては、先ほど言いました地区の中での防災訓練等でのリーダー的役割で、果たしていただくといふところで考えております。

2つ目の災害時の活動については、自分が被災したら、その場で自分の身を守って、避難誘導、初期消火、救出、救助活動に当たっていただくと。最近といいますか、東日本大震災や熊本地震においても、防災士のリーダーシップによって住民の命が助かったと、避難所運営がスムーズになったというふうな事例が多数報告されているといふところでございますので、そういったことを考えますれば、防災計画にもありましたように、防災士の役割というものは、今後非常に重要になってくるかと思っております。

○5番(森山 宏君) 防災士の必然性を理解していただき有り難いことだと思います。ただ、今課長申されたのは、あくまでも職域職制の中での話であり、防災士は、私が知っている限りでは、ちょっと高度な訓練を受けられた防災士がおられます。実際、この方から、南部地区の4地区の防災講話等をしていただいたこともあります。

職域ではなくて、各自主防災組織に防災士が全部配置できるように、育成に取り組んでほしいですし、また、消防の場合は免除者がおられます。また、消防団OBの方とか、警察OBの方もおられます。そういう人たちを把握して、できるだけ免除ができる方で、できれば各自主防災組織に防災士を1人配置して、それとの連携をとる。あくまでも職員さんの職制の中での防災士ではなく、一般の方々の防災士との連携をとり、防災士協会とか防災士協力会とかというのを立ち上げでもして、取り組んでいただきたいと思っております。

防災士の育成・養成は必然であり、防災・減災につながります。安全・安心なまちづ

くりにつながり、資格取得に向けた支援対策があると、より充実し、堅固なものになると思います。

2問目もですが、支援対策は検討されますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） やはり、職場に配置する防災士、また防災士の社会的評価と期待が高まっているかなと思っております。そういった背景をもとに、全国の自治体見ますと、一定の条件の下に、住民に対しての費用の一部又は全額を助成している自治体がございます。近隣町村、県下で言いますと、水俣市ほか、球磨郡では多良木町さんのほうが、資格取得の支援の助成制度というのを構築されて、多数の防災士取得が実現されておるようでございます。また、組織づくりもされているようで、その中で、勉強会、研修会、連携、そういったものでも強化されているのかなということを伺っております。

本町におきましては、今現在、消防団員、また消防OBの方おられます。私のほうで把握したところでは、70歳以下の消防団OBの方については31名ほどおられます。こういった方の取得に向けた取組もやってみたいと思っておりますし、令和4年度、令和5年度は、B&G財団の事業も使いながら、取得に向けた活動を行うよう、消防主任とも話したところでございました。

また、それとは違う、一般住民の皆様の中で防災士取得に意欲のある方には、取得を促進するためにも、他町村を参考に助成制度を創設するかどうか、また町長、副町長、消防団、関係者の方と、今後協議・研究してみたいというふうに思っております。

また、役場職員につきましても、年齢・性別・役職問わずに、受講・試験・認定を促すようなことも続けていきたいと考えております。

○5番（森山 宏君） もう本当に総務課長が申されたように、防災士の重要性・必要性を述べていただき、有り難いことだと思います。

各自主防災組織に防災士がおられますと、訓練、研修やスキルアップに寄与し、安全・安心な湯前町の確立が祈念されます。是非、協会等、また各自主防災組織に防災士が誕生され、安心な湯前町になることを祈念しまして、二つ目の質問を閉じます。

○議長（倉本 豊君） 一つ、防災士の現状・対策について、森山議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○8番（金子光喜君） 防災士関連で、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。避難所で、炊き出しとかいろんな部分で、運営の中に、確か婦人会が入っていたと思います。そして、町の婦人会のほうも、赤十字防災婦人会とかそういう名目で、赤十字の支援団体に確か登録してあったような気がしますが、防災訓練の時に、婦人会の方の炊き出しとか、そういうことが以前は訓練の中でありましたが、現状そういうことは

引き続き継続してされているのかお伺いします。

○議長（倉本 豊君） 金子議員。ちょっと関連にはならないようですので、その質問は却下します。

ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、防災士の現状・対策についての関連質問を終わります。

以上で、森山議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時57分
再開 午前11時08分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、商工林業における小規模事業者への持続可能な経営支援について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。商工林業における小規模事業者への持続可能な経営支援について、一般質問を行います。なお、答弁については、いつものように、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず初めに、機械・設備を新設・更新したい、経営を持続したいという商工林業事業者様からの御要望を踏まえまして、町独自の新たな支援策を提案します。本一般質問における小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する、従業員20人以下、サービス業においては5人以下の事業者といたします。

令和元年度データによりますと、本町の小規模事業者は、全体の9割ほどを占めています。本町の農林商工業においては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、企画観光課と農林振興課を中心に、積極的な経済支援に取り組まれています。また、商工事業者の後継者対策として、令和3年度から、湯前町事業承継サポート事業にも取り組まれています。コロナ対策と後継者対策に関しては、町としてしっかりと対応ができています。令和4年度以降は、コロナと人口減少からの更なる経済対策が求められます。

本一般質問は、令和2年12月に行いました「持続可能な商工業の支援」の継続質問となります。

私は、平成28年度以降の一般質問で、商工業への町独自の支援を提案してきました。結局、町独自ではなく、国の上乗せ補助として、小規模事業者持続化補助金が追加され

るにとどまっています。町内の商工林業事業者様からは、農業のように、もう少し商工林業への支援をお願いできないかという声を、いまだに聞くところでもあります。

そこで、総合計画にも示されている経営の持続化、事業者数の減少抑制への対策として、今回の一般質問を行います。

要旨の1、農業と同様に、商工林業の小規模事業者へ機械・設備導入を町独自で支援する考えはないかについてお尋ねします。総合計画の林業を見ますと、小規模事業者の目標値は、88人から90人ということで現状維持、そして総合計画の商工業におきましても、小規模事業者の目標値は168から170ということで、これもほぼ横ばいの現状維持ということで定められております。

これらを踏まえまして、農林振興課と企画観光課にそれぞれお尋ねします。小規模事業者の機械・設備導入において、商工林業における町独自の支援策の現状は、どのようになっていますでしょうか。農林振興課からお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 林業の町単独の補助金ということでございますけれども、現状につきましては、林業における町単独補助金はないというところでございます。

○企画観光課長（本山りか君） 商工業におきましては、機械・設備導入等における町単独の補助事業はないということでございます。ただし、先ほど議員おっしゃいましたとおり、国の小規模事業者持続化補助金事業の上乗せ補助を整備しておりまして、それにて対応を行っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今御答弁いただきましたように、商工業、そして林業におきましては、町独自の機械・設備への補助事業というのは、今のところないということがあります。

湯前町小規模事業者持続化補助金、先ほど本山課長からありましたが、この国の上乗せ補助金の実績ですが、平成30年度が12万4,000円、令和元年度が41万6,000円、令和2年度が9万9,000円、令和3年度が47万2,000円ということで、年平均にしますと、大体27万円ほどとなっております。この2年の申請採択の件数実績としましては、令和2年度が申請12件に対して、採択が6件、5割です。令和3年度の申請が5件に対して、採択が1件ということで聞いております。

一方、農業においては、平成28年度から、町独自で農業機械・施設導入支援補助金に取り組まれています。これは、議会の農業支援対策特別委員会から提案した事業のうちの一つでもあります。

実績におきましては、令和2年度が923万4,000円、令和3年度が1,486万4,000円。直近3年間では、実施計画500万円を大きく上回る支援となっているところです。平成28年度から令和3年度までの6年間のトータル実績でございますが、申請が32件に対して、町補助金4,461万円。年平均でいきますと、大体743万円ほどになっております。

これを踏まえまして、農林振興課長にお尋ねします。農業機械・施設導入支援補助金の需要は、現在どのように分析されていますでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど椎葉議員のほうから、平成28年度から今年度分までの件数、金額をおっしゃられたところでございますけれども、まずこの農業機械・施設導入の町独自の補助金につきまして、国の補助事業に該当しない場合に対しまして、町のほうで独自に行っているということになっております。また、申請につきましては、認定農業者の方ということで、それぞれ経営規模の拡大を行うということで、申請等がされております。

規模拡大につきましては、農業者の高齢化、廃業等もあろうかと思っておりますけれども、農地につきましては認定農業者を中心に集積をされているということ、あと経営規模拡大に伴う経営の支援の一つにも位置づけになろうかなというふうに思っております。地域の農地を守ってくための位置づけでもあろうかなというふうには思っているところでございます。

あと、令和3年度につきましては9名の方ということで、予算的に1,486万4,000円ということで、近年に比べまして、多い申請件数というふうになっております。9名の方ということで、このうちの3名の方につきましては近年の新規就農者の方、また9名のうち2名の方につきましては現在の農業後継者の方と一緒に営農をされている方、あと今年度につきましては、1名の方については法人経営の方というふうになっておりまして、農地の集積とか、後継者の就農への後押しにもつながっているのではないかなというふうには分析はしているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 課長の答弁のとおり、農業においてはしっかりと成果が出ているものという見解でございますし、実績の件数、金額等見ましても、かなり実績のある補助金ではないかと考えております。

では、ちょっと視点を変えまして、国民や町民へのアンケート調査結果を確認していきたいと思っております。

参考に、10月に行われました衆議院選挙、全国289選挙区、22万人に実施されましたアンケート調査結果によりますと、衆議院議員に対しまして、最優先で取り組んでほしい政策は何か、この第1位は経済対策26パーセントでした。第2位が新型コロナ対策21パーセントということで、国民のニーズとしては、経済対策最優先でやっていただきたいということがありました。

本町においても、令和元年度に総合戦略アンケートを実施されています。

そこで、再び農林振興課と企画観光課のほうにお尋ねします。総合戦略アンケート結果における商工業振興と林業振興の満足度は、どのように分析されていますでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 総合戦略のアンケート結果というところで、アンケー

トのほうを見てみますと、前々回と今回ということで、比較できるようにはなっていたかなというふうに思っております。

前々回と比べまして、農業の振興のほうにつきましては、重要度は低くなったが満足度は高くなっているということで、ニーズ充足の領域に区分されているというふうなことになっていたかと思えます。

林業の振興につきましては、重要度はちょっと低くなったが満足度は高くなっているということで、現状維持の領域の区分になっているということでありました。この現状維持領域の区分というところにつきましては、取組の在り方を含めて、見直す必要があるというところに区分されるところでございますけども、結果を見れば、林業振興のためのニーズがどういうものがあるかというのを、ちょっと具体的に今聞いていく必要があるのではないかなというふうに感じたところでございます。

○企画観光課長（本山りか君） 前回の調査と比べまして、商業の振興、工業の振興ともに、町民の満足度は低くなっているような状況でございます。特に、商業施設、買い物をするお店が少なくなっていることに対する満足度が低くなっているような御意見もあったところでございます。

また、住み続けたいと思ってもらうための取組としまして、商業の振興が最も重要だというような御意見も上がってきております。

そのことから、商業の振興につきましては、優先的に取り組むべき課題だと認識しております。

○4番（椎葉弘樹君） 林業におきましては、思ったよりも満足度の数値が高くて、ただ商工業、そして工業におきましては、これは思った以上に数値が低かったというのが、令和元年度の総合戦略アンケートにおいても読み取れるところです。

農業補助金の需要と、総合戦略のアンケート調査結果並びに事業者様の声を踏まえまして、機械・設備導入の支援事業を提案させていただきます。

長谷町長の所信表明では、林業事業者や林業従事者の確保につながる施策を検討し、実施するというところで述べられています。

また、令和2年12月に行いました一般質問の答弁におきましても、商工会とこれまで以上に積極的に連携し、商工業の支援に邁進したいということでした。その結果を受けて、第1弾として、湯前町事業承継サポート事業補助金に取り組みたいものと認識しております。商工林業への町独自の支援を行うことで、事業者様のやる気や生産性の向上が期待できます。

町長にお尋ねします。農業と同様に、商工林業の小規模事業者へ機械・設備導入を町独自で支援していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどからの御質問の中で、商工農林業でございますか、小規

模事業者への補助金というような御質問があつているところでございますが、町単独の補助金がこれまでなかったところでございます。なぜこれまで制度がなかったのか、そしてまたこれまで制度が検討されなかったのか、そこらへん、今回の椎葉議員の質問によりまして、私も改めてこの今回の件につきましても理解しなくてはいけないのかなというふうに今思ったところでございます。

今椎葉議員が御質問されております部分については、どのような制度設計を思っているのか、ちょっとそこらへん、今短い時間でございますので、ちょっと十分理解できなかった点もございます。例えば、補助になりますと、先ほど担当課長が言っておりますように、商工業関係につきましても国の小規模事業者の事業の補助金がございます、例えばでございますけれども、その採択から外れた分でございますね。外れたという表現が正しいかどうか分かりませんが、それに対する措置をお考えになっているのかどうか。また、それ以外の、例えば単独で何かの備品購入あたりについての補助を考えていらっしゃるのか、ちょっと申し訳ございませんが、その点が分かりませんので、詳しく私も回答できないところでございます。

ただ、補助となりますと、例えばでございますけれども、規模拡大なり、新しい商品開発なり、新しい投資あたりもやっぱり想像いたすところでございますし、開発や販促等の部分もあるのかなというふうに思っておりますので、やっぱり設置目的、補助をする場合につきましても取組関係につきましても、十分理解する必要があるのではないかなというふうに思っております。

他の自治体についても、この制度があるような話もちょっと担当課長から聞きましたので、この部分につきましても調べさせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 既存の小規模事業者持続化補助金の継続につきましては、例えば新たな補助金制度を導入したときにどうするかっていったところの課題はあると思っております。

私が考える補助金のイメージとしましては、例えば、支援を受けたい事業者様に、補助金上限を、これ本当に例えばですけど20万円上限にして、商工林業様の経営革新計画の承認というのがありまして、そういう計画性を持たれた事業者様に対しては、補助金を上乗せしていけないかなということを考えております。ただし、これはあくまでも令和4年度とかから令和6年度の3か年とかですね、補助事業ですので、しっかりと終期を設けて実施していく必要があると考えております。

参考までに、町内におきまして、既に経営革新計画の県の承認を受けておられる商工林業事業者様は、8事業者ほどいらっしゃるようです。生産性向上の計画策定で、補助金を上乗せできれば、強い産業づくりを推進できると思います。

国の補助金は、先ほどの小規模事業者持続化補助金と同様に採択されるかどうかの壁があります。農業においても、国の補助金のハードルが高いということで、町独自の支援が始まっているところです。

そこで、町長に開始の時期等についてお尋ねしますが、農業支援に次ぐ商工林業への町独自の支援、第2弾として、令和4年度から取り組む考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員、令和4年度からというふうな御質問だったので、現状先ほど答弁いたしましたとおり、他の自治体の制度もあるというふうなことで回答させていただいて、担当課に調べさせたいというふうなところがございますので、まずちょっと急ぎで調べてみてからのお話とさせていただければというふうに思っているところがございます。申し訳ございません。

○4番（椎葉弘樹君） 町独自の補助金を創設する場合、財源というのが必要になってきます。例えば、ふるさと納税の応援基金、令和2年度で3,705万円ほどあります。また、湯前町森林環境譲与税、令和2年度で615万6,000円、基金のほうは197万9,000円、それほど多くはないのですが、あります。

令和3年の3月全員協議会において、森林環境譲与税事業の使途案が示されました。様々な施策を、令和3年度で検討し、令和4年度から実施予定とありました。

湯前町ふるさと応援基金の目的としましては、寄附金を活用した事業を実施することで、誇れるまちを実現する。森林環境譲与税の基金条例の目的としては、森林整備の促進に要する経費の財源に充てるということが掲げられています。商工林業への機械・設備導入の支援事業にも、これらの基金が使用できるのではないのでしょうか。

町長にお尋ねします。機械・設備導入支援の財源として、これらのふるさと納税応援基金と森林環境譲与税基金等を活用していく考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 財源の話でございますけれども、この補助金の制度が確立化するかどうかは別にしましての財源の話だけをちょっと申し上げさせていただくところがございますけれども、まず森林環境譲与税の使途につきましては、林業の担い手対策と、それから担い手育成という部分がございますので、機械等の支援については、この財源の充当が可能かなというふうにも思っておるところでございます。

それと、この森林環境譲与税の使途計画につきましても、令和4年度から、それなりの使途につきましての変更あたりもしなくてはいけないのかなというふうに思っておりますので、これは可能かなというふうには思っているところがございます。制度設計とは別でございますけど、財源の充当は可能かなということでの答弁でございます。

それから、ふるさと応援基金でございますけれども、これは使途が決まっているのは令和3年度から令和5年度までだったですか。これがございますので、変更等も考えられるかもしれませんが、今のふるさと納税の、どれだけ今入っているかの状況によっては、

令和5年度までそのままのメニューで進まなくてはいけないという想定もあるのかなというふうに思っております。令和6年度からというのは、現実的にはあるのかなということでの財源でのお話をさせていただくところでございます。よろしく願いいたします。

○4番（椎葉弘樹君） あともう一点、補助金の交付要項についても確認したいと思います。

長谷町長の所信表明、柱の3「基幹産業である農林商工業の持続的な発展」と示されておりました。本町の農業と林業には、それぞれ農業振興補助金等交付要項及び林業振興補助金等交付要項という規定があります。

しかし、商工業だけ、要項が定められておりません。他町村においても、商工業振興補助金の交付要項を定めているところがありました。

総合戦略「力強い産業としごと創生」の中で、SDGsというのがありまして、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」というものが示されておりました。こういう持続可能な産業を作っていくためにも、この補助金の創設というのは必要ではないかと考えております。

そこで、町長に最後にお伺いしますが、農林業と同様に、商業振興補助金等交付要項を策定して、商工業の持続的な成長につなげていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 議員言われるように、なぜかこの部分については補助金要項が整備されていなかったところございまして、私もちょっとここは申し訳ございません。調べてみまして、初めて分かったところでございます。ですので、今御質問されておりますように、これまでの流れあたりも、なぜなかったのかという部分もございしますが、早速ちょっとこれについて、担当課と協議をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 結びに、商工業の小規模事業者へ機械・設備導入を町独自で支援するという事は、総合計画や総合戦略における新たな事業になります。是非前向きに御検討をいただければと思います。

続きまして、要旨の2です。機械・設備の導入補助金は、農林商工業で循環しながら支援していく考えはないかについてお尋ねしていきます。

まず、総務課長のほうにお尋ねしたいのですが、これはいつも聞いている補助金の周期の話です。令和2年度から始まった補助金等の見直し方針において、町独自の事業費補助の期間、終期は原則何年でしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 令和2年2月に、私のほうで補助金見直しのガイドラインを作らせていただきました。その中では、これから新設する補助金については3年の期

限、サンセット方式での補助金というものを書かせていただきまして、それに基づいて今執行しているところでございます。

また、既存の補助金についても、見直しのタイミングを見て、必要であれば、そういった3年の周期で見直しを行う補助制度に持っていき、そういったところで定めさせていただいております。

○4番（椎葉弘樹君） 先ほど総務課長から御答弁がありました補助金等の見直し方針によりますと、補助金は公金であり、永続するものではないと。財政健全化のために、常に終期を設け、効果を検証し、見直しを行うとされています。

事業承継サポート事業補助金、これは商工業のほうで始まった後継者対策ですが、これは令和5年度までの3年間ということで、終期があるところです。一方、農業後継者等支援補助金、これ6年目になりますが、周期がまだ定められていないところです。商工業には終期があり、農業には終期がないというのが現状であります。

また、農業機械・施設導入支援事業、これも今ちょうど6年目を迎えているところですが、終期の設定はないところです。実施計画においては、令和4年度、令和5年度も、それぞれ500万円の予算が計画されているところですので、恐らく7年目、8年目も計上されていくというのが、今の計画だと思います。

そこで、農林振興課長にお尋ねします。6年目を迎えている農業機械・施設導入支援事業の終期はどのようにお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員が今おっしゃられた農業機械・施設導入補助金の件でございますけれども、これにつきましては平成28年度から施行しております。この平成28年度に制定した当時につきましては、終期を定めておりませんでした。

ただ、令和元年度に見直しを行いまして、現状につきましては、令和2年度から、終期を令和4年度までというふうに行っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これについては終期が定められているということで理解しまして、私のほうが、ちょっと認識が違っていたなというところがあります。

農業の機械・施設導入補助金は、需要見込みで延長されていますが、非常に効果もあるということで、補助金の方針や性質上、今後継続していても良い事業なのかもしれません。ただし、これは終期が終わって、しっかりと検証と改善をした上で、制度を見直すなりして継続していくという方向になるのではなかろうかと、個人的には思っているところです。需要やその成果がある事業、そして事業者様から喜ばれている事業というのは、しっかりと終期を定めて、検証・改善をしていくというのは、当然のことだと考えております。町も、その補助金の出し続けを抑制できて、かつ、農林商工業への公平な支援というのができると思います。

最後に、町長にお尋ねします。機械・設備の導入に対して、農林商工業への補助金を

循環しながら支援していく考えはないでしょうか。この循環というのは、例えば、農業6年だったら、商工林業に3年とか、もしくは3年ごとに回していくとか。財源があれば、一気にやられても良いのですが、恐らく財源がないと思いますので、そのあたりの見解を伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） ローリングによって、財源を配分する、事業を実施するというふうに理解したところでございます。

今回初めてお聞きしましたところでございまして、財政面でいいます財源の規律に非常に配慮した御提案かなというふうに思慮したところでございます。新しいスタイルなかなというふうにも今思ったところでございます。

いずれにしても、循環する補助金制度は初めてでございまして、他の自治体も利用している状況があるのでしょうか。ちょっと申し訳ございません、分からないのですが、あるようであればちょっと調べまして、運用状況なり、そしてその評価がどのようになっているのかどうか、ここもちょっと調べたいというふうに思っております。ですから、例えば、今おっしゃるように、農業が3年だった、次の4年目から商業に配分するというふうなことだろうと思いますので、3年間については重点的に施策を打つという形にもなってくるのかなというふうにも思います。

ただ、その場合につきまして、重点的な部分が、確かに配分して財源的な部分も良いのかもしれませんが、ただ3年間の間に、例えば規模拡大ができないとかという、そういうふうな語弊もあるのかなというふうに、今ちょっと瞬間的に思ったところでございますので、メリット・デメリットもあろうかというふうに思いますので、またちょっと調べてみたいと思っております。新しい提案でございまして、私もよく理解したところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○4番（椎葉弘樹君） ローリング循環におきましては、きれいに3年、3年で分ける必要もなく、時には緊急的にちょっと前倒しでやっても良いし、組合せというのは多様にもあると思っておりますので、財源が許す範囲の中で、しっかりと組み立てていければ、全産業が潤うのではないかと期待をしているところです。

終わりになりますが、職員執行部におかれましては、コロナ対応、災害復旧でご多忙の中ではあると思いますが、産業全体の振興、町内総生産の向上も欠かすことはできない課題だと認識しております。今回の提案内容を前向きに捉えていただきまして、商工林業における小規模事業者様のまちづくり満足度、生産性向上、そしてやる気の向上を目指していただきたいと思っております。これで、商工林業における小規模事業者への持続可能な経営支援について、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、商工林業における小規模事業者への持続可能な経営支援についての椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、商工林業における小規模事業者への持続可能な経営支援についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午前11時49分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、農業政策について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） 8番議員の金子です。お昼前の微妙な時間帯ですが、本定例会最後の一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

私は、通告のとおり、一つ、農業政策について、と、コロナ対策について、この2点を質問させていただきます。

まず、農業施策についてお伺いします。要旨1のみどりの食料システム戦略に対する町の考え方と対応についてです。御承知のとおり、本年5月に国が掲げました日本の農業の将来像であります。内容については、私たち農業者から見ても驚くような内容でありまして、2050年までの目標が、非常に複雑に、また思い切った目標設定されておりまして、現状のSDGs等の国際的な流れに対応する形で、必要な対応をされているのかなと感じたところでした。

例を挙げますれば、2050年までに施設園芸での化石燃料使用を全廃するとか、化学農薬の使用を現状の50パーセント減らすとか、また、耕地面積に占める有機農業の割合を25パーセント、100万ヘクタール程度に拡大するなど、大きな指標が幾つも並べられています。

国が戦略として打ち出した以上は、この方向で様々な取組が求められると思いますが、現状、国・県からの通達なり、取組についての話は、少しずつかもしれませんが広まっているのかお伺いさせていただきます。また、どの程度認識されているのか、併せてお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、議員からお尋ねになりましたのが、どれぐらい把握できているのか、国・県からというふうなお話しでございましたけれども、5月ぐらいから、まず担当者会議といいますか、そこらへんの勉強会からというところから始まったところがございます。それを受けまして、担当のほうにも、今勉強会等に行かせ

ている状況でございます。

あと、みどりの食料システム戦略に関する町の考え方ということだったと思いますけれども、まずシステムの戦略についてですけれども、議員がおっしゃられたとおりに思いますが、一部重複する部分があるかと思いますが、ちょっとお話しさせていただければというふうに思います。

日本の食料、農林水産業は、温暖化や自然災害の増加、生産者などによる生産基盤の脆弱さや、農山漁村の地域コミュニティの衰退化等に直面していると。また、国内外におきましても、SDGsや環境への対応などが重要となっているということになっております。こういう中におきまして、食料、農林水産業においても的確に対応する必要があるというふうなことで、内容的には書かれているのかなというふうに思っております。

これを受けまして、農林水産省の方から発表されましたみどりの食料システムは、2050年度までに目指す姿という中長期的な観点から、環境負荷の軽減を図り、食料、農林水産業の生産力向上と持続性を両立させ、持続可能な食料システムを構築していくことを狙いとした方針ということで、脱炭素社会実現に向けた農林水産分野の取組になるのではないかというふうに認識しているところでございます。

○8番（金子光喜君） 言われたとおり、まだ国のほうが発表されて半年余りですので、十分な理解が進むことは難しいのかもしれませんが、この方向で農業政策が様々な進んでいくのは確かであるものであろうと思います。

十分な準備をして対応していく必要があると思いますが、町長はこのへんについて、どういうふうな心構えをお持ちなのかお伺いさせていただきます。

○町長（長谷和人君） 農林水産省から発表されておりますみどり食料システムの戦略でございますけれども、一部だけで申し上げさせていただきますけれども、環境負荷の軽減を図り、食料、農林水産業の生産力向上と持続化を向上させ、持続可能な食料システムを構築するというふうなうたい文句がされておるところでございます。

私といたしましては、現在進めていただいております農業振興検討委員会の中で、今現在、精力的に会議を図っていただいておりますところでございますけれども、基本方針の中の生産性の向上と、それから先進技術を取り入れた高収益型農業の確立、それから生産物の高付加価値化と情報発信力の強化についての議論も、今やっただいてという部分がございますので、この分野におきましても、方針あたりをまとめていただいております。最終的には、農業振興プランという言葉を使って良いのかと思うのですが、このプランの中に反映していただけないかと、そういうふうな思いを持っているところでございます。

○8番（金子光喜君） 要するに、みどり戦略と端折って言わせていただきますけども、戦略が出来た以上、戦略に対応した形で今後の国の交付金でありますとか、事業補助金でありますとか、そういうことが組み込まれてくる流れにあると思いますので、そのことに、窓口である担当課でありますとか、町長については、しっかり受けとめていただいて、本町の農業、これは農業ばかりではありません。全産業にわたるのかもしれませんが、農家とかの支援ができる準備をしていただきたいということを中心から思っているところです。

課内での情報を共有するとか、対策対応をするプロジェクトチームを立ち上げるとか、そういうことも考えられるかと思っていたわけですが、今回、農業検討委員会とか農業振興プランとか、そういう答弁を町長のほうからいただきましたので、しっかり御検討いただいて、それに則した対応ができるような町のシステムというのを作っていただく必要があるのかなと思っているところです。

担当課長のほうも、このへんは理解できているのかなと思いますけども、そのへんをお伺いさせていただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今後の町の対応等になってくるかと思えます。特に、みどりの食料システムを進めていく中で、単純に減農薬であったりとかという取組ばかりではなくて、この中でスマート技術と一緒に活用していく取組になろうかというふうに思っております。農業振興検討委員会の中でも、スマート農業の推進というようなことも出てきております。それも、まだ具体的などころまで落とし込めない部分もあるかと思えますけども、その分についても検討いただいております。

それと、年明けの1月の下旬頃になろうかと思えます。これにつきましては、湯前町農業再生協議会のほうで計画したいと思っておりますが、スマート農業であったりとかも含めまして、今よくいわれておりますデジタルトランスフォーメーションですかね、DXというふうに訳されますけれども、なかなか私もまだ言葉を聞いただけで、私たち自身も理解していない部分がございますので、湯前町農業再生協議会のほうで、これらの講演会といいますか研修も併せて、スマート農業であったり、みどりの食料システムに併せて、こういうところからも取組を始めさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後0時01分
再開 午後0時59分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、農業政策について、金子委員の質問の途中です。発言を許します。

○8番（金子光喜君） 午前中の質問で、みどり戦略の対応に向けた準備をお願いしたい旨お伝えしたところ、農業再生協議会でありますとか、検討委員会を通して協議していきたいという御答弁をいただきました。

まずは、できることから一歩ずつ進むことが大切かと思われま。また、進んだ取組をされている農家もごさいますので、てこ入れをして拡大していくことも大切なことかと思ひます。

施設園芸、化石燃料ゼロという目標に対しても、本町には木質ペレットを利用した暖房施設を導入された農家もごさいますし、有機農業に取り組んでいる農家もごさいます。また、いわゆる耕畜連携についても、随分以前から取り組まれている経営体も多く見られますので、展開次第なのかなと思ひるところです。

そこで、お伺ひさせていただきます。みどり戦略の一つの柱に、有機農業の大幅な拡大が明記されております。将来、2050年ですが、耕地面積の25パーセント、100万ヘクタールに及ぶ目標が示されておりますが、現在、本県、また本町の耕地面積に占める有機の割合はどの程度なのかお伺ひさせていただきますと思ひます。分かる範囲で構ひません。

○農林振興課長（稲森一彦君） 本町におきまます環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積等について、御説明させていただければというふうに思ひます。

交付金事業に取り組んでおられる方につきましては、町内で21名の方というふうになっております。面積につきましては、約46ヘクタールというふうになっております。町内の農用地面積は約680ヘクタールでございませますので、割合とすれば6.7パーセントというふうになっているところでございませます。

○8番（金子光喜君） 本町は6.7パーセントという数字が出たところですけども、全国平均はご存知でしょうか。約0.5パーセントといわれております。その数字を25パーセントに上げようという、とてつもない目標でございませして、本町はかなり進んでいるのかなと考へているところですよ。この数字に近づけるためには、町としてもしっかりとした取組が求められると思ひますが、今後とも有機農業に対して、十分な支援なり、また、取組を後押しする組織、協議会と言わせていただきますが、そういうことも必要になってくるのかなと思ひるところですよ。

午前中の答弁の中で、農業再生協議会等のお話でございませましたが、有機農業に特化した形での組織づくりというのにも必要な形になるのかなと思ひております。これは、全国的にも必要視されていることかなと思ひますので、この対応というのは、早めに協議して対応されることを希望するところですよ。

このことについては全体のことでですので、担当課長ではなく、町長に御答弁を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 良質な堆肥の生産・利用ということは、有機資源の有効活用の中でも、農産物の安定生産の観点からも大変重要でございます。

加えまして、平成8年か平成9年からでございましたが、農村資源活用農業構造改善事業におきまして、本町におきましては先に、実は農地の生産力を高めるために、また併せまして、美しい農村景観を持ったレンゲソウですね、それから菜の花もあつたと思うのですが、実は種子を配布したというふうな経験もございます。そういう事例もございますので、先ほど答弁していただきましたように、検討委員会なり再生協議会がございまして、この分野についてお話をお聞きしながら、そして今まだ具体的にいろんな事業等の詳細な部分が出てきておりませんので、そこらへんを見ながら、具体的なものについてもお話をさせていただきながら実施していくという方向ぐらいでしょうかね、そういうふうにはしか答弁ができないところは申し訳ございませんが、そういうふうにお答えしておきたいというふうに思っているところでございます。

○8番（金子光喜君） 有機農業に関しましては、有機ということに関しての十分な知識が、農家の方にも、また国民にもなかなか浸透していない部分がありまして、有機のように見えるけども実は有機ではない、というような状況でもあります。

ここに示してあります有機農業25パーセントというのは、国際的に認められるような、有機JASの取組を増やしていこうという流れでございますので、その辺十分に御理解いただいた上で、しっかりとした取組を求めるところです。

本町には、先ほど課長から答弁がありましたとおり、環境保全型農業の直接支払制度についてもいち早く、他市町村に先駆けてだと思っておりますけども、取り組んでいただきまして、十分に理解のある町だと認識しておりますので、今後の対応にも大いに期待させていただくところです。

もう1点、記述を見ている時に気づいたところがございますので、お伺いさせていただきますけども、取組の中に、林業というのも大きな柱になっております。林業の取組の中に、聞き慣れない言葉ですけども、エリートツリーの苗木を活用していくという方向性が示されております。2030年度までには、エリートツリーの苗木を30パーセントにまで増やし、2050年度までには90パーセントにまで増やすような流れが記載されてございます。

本町の森づくりというのは、内外からも注目されるような先進的な取組をされておりますので、本町としても、今後の森づくりの中で、エリートツリーというのも主眼に置いて進められていくものと思っておりますけども、現状どの程度まで進んでいるのか、その辺を伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） エリートツリーということでございますけれども、これにつきましては精英樹といまして、勢いの良いものとか成績の良いものと思っておりますけれども、こういう優れた木々を交配によりまして苗木を作るというふうな仕組みだと思っております。この苗木で植林をしていきますと、その後の活着率であったりとか、あと成長も早いものということで、下刈り等の手間も幾分か省けてくるというふうなものだと理解しております。今のところは、これは多分林業試験場とかそういうところでいろいろ開発されていくものだというふうに思っております。

湯前町におきまして、例えば、今主流になっています苗木につきましては、マルチキャビティコンテナ苗というものを利用させていただいております。これにつきましては、通常の裸苗と違いまして、培土と根が一体となったポットの中といえますコンテナの中で作られる苗木のことです。こちらのほうが現在主流となってきておりまして、11月だったでしょうか、JR九州商事さんの所でも利用させていただきまして、そこでポット苗を植えるための機械もございます。これでいきますと労働力といえますか、植栽する時のそれを省けますので、今から先につきましてはコンテナ苗のほうを利用、そしてこのコンテナ苗を利用することによりまして、県からの補助金も交付されますので、コンテナ苗の利用のほうを進めていくということになります。

エリートツリーのお話と若干ずれたところがございますけれども、こういう答弁にさせていただければというふうに思います。

○8番（金子光喜君） コンテナ苗ということでしたけども、エリートツリーのカテゴリーに入るかどうかは私も知りませんが、ただエリートツリーというのは言われたとおり、CO₂吸収能力の高い樹木でございまして、いわゆるカーボンニュートラルを目指す上での目標値だと思っております。今後そういう苗木が普及してくるような形になるかと思っております。しっかり準備をしていただいて、早めに苗木を獲得するなり、契約していくことで、本町が得意としております企業の森活動というのがより企業さんのほうに喜んでもらえるような活動になるのかなということで、更なる研究と取組の強化というのを願うところです。しっかりした森づくりをすることで、本町の森づくりが更に充実したものになることを願って、この質問については閉じさせていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。次に、農業公社の再稼働に向けた具体的なプランと将来への展望について、お伺いさせていただきます。

昨日ですか、3番議員の質問の中にもありましたが、農業公社は本町の大きな課題でもあります。農業公社が町の農地や農家を守る手段であるならば、そこにしっかり力を入れていくことは必要なことだと私は思います。

今回、再出発するに当たり、まずは、できることを見つけて、農家のサポートをしながら、町全体の農業を支えていこうという形での、草刈り機等の貸出しによる農家の労

力軽減ということなどが計画されているようですが、どのような形でのスタートになるのか、なかなか町民の方にもまだ理解されていない部分があると思いますので、そのへんの説明をお願いできればと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業公社の再稼働に向けての取組関係でございますけれども、取組に当たる前に、まず令和元年度になります、各種農業団体等の意見交換等から始めたところでございます。この中で、これまでの農業公社の展開の中であった御意見として、収支の考えの甘さがあったのではないかと、農業公社の方向性が見えなかったという厳しい声もあったところがございます。

また、高齢化や担い手不足等により、作付けができない農地の荒廃拡大が懸念されていると。そのために、農作業の受託やヘルパー事業、また農業機械リース事業を行うことも必要ではないかと、という意見があったところがございます。このような意見を受けまして、農業公社の再稼働につきましての具体的な検討を理事会のほうで重ねているところがございます。

具体的なプランといたしまして、先ほど議員のほうからもお話がありました自走式の草刈り機等を、町で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入したところがございます。また、これと併せまして、機械保管倉庫も建設させていただいたところがございます。実際、自走式の草刈り機等につきましては購入が終わっておりますけれども、これは町の品物でございますので、今から町と農業公社のほうで貸付けの契約を行うところがございます。そして、農業公社につきましては、これらの機械を活用しまして、高齢化であったり、担い手不足の対応としての草刈り機をまず手始めとした農作業の受託作業を中心とした展開を計画しているというところがございます。

また、当然ここにオペレーターさんが必要になってきます。これにつきましても、旬報等でもお知らせをしました。また、10月の末から11月の中旬に向けまして、実質的な人・農地プランにおける地域での話合いも行ってきました。その中で、ヘルパーさん、農家の方で雇い方と、また農家も含めましてになりますけれども、農作業をしても良いという方を、登録制におきまして募集を開始しているところです。農業公社のオペレーターにつきましては、まず登録された方、こういう方をお願いしながら、農作業の受託作業に当たっていただければというふうに思っております。

また、このほかにも、農業公社ではトラクターのほうも所有しております。これも使わない時期がございますので、これについても地域のほうへリースとして貸し出すことも考えているということです。できれば早いうちに稼働したいわけがございますけれども、まずオペレーターさんのほうの確保等を、できるところから順次進めていただければというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） オペレーターさんなり、作業のヘルパーさんなりの登録希望者を募集されたということ、私もチラシのほうで見させていただきましたし、着々と進んでいるのかなと感じたところです。現状、募集された上で、どの程度の応募があったのかなと、ちょっとお伺いさせていただければと思いますけども、余りたくさん来られていないのかなと心配している部分もありますので、どれくらい来られたのか分かりましたら教えてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現状、登録されている方は3名でございます。ただ、また個別にもお願いをしておりますし、私、農業委員会事務局も持っておりますので、農業委員さんのほうにつきましても、皆さん是非登録していただきたいというふうなことでお伝えしております。今後も旬報でまたお知らせしながら、どれくらいか分かりませんが、スタートできるような体制での登録者があればなというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） 担当課長も、再稼働に向けて心の底から頑張ろうという気持ち、私にも伝わってきました、もう少し積極的なアプローチをすることで、しっかりとした人数が、農家の方も支えようという気持ちになって、町全体の農家として働いてくれる方が必ず出てくると思いますので、これからはしっかり取り組んでいただければと思っております。いろんな形で町のほうからアプローチしながら、農家の方から御意見を聞きながら、話題にしていくことで、いろんな場所で農業公社に対しての話題とか関心とか広がってくれば、自ずと良い方向に行くのではないかと私も思っておりますので、頑張ってくださいと思っております。

できれば、専属のオペレーターがそれなりの人数揃うとか、専属のヘルパーさんが揃うとか、そういう形が願いではございますが、私の希望としては、ふるさと納税の返礼品の開発とか製品の生産とか、そういうことができるような組織に成長してほしいなという思いがございます。これは、スタート直後から、そこに携わってこられた長谷町長も同じような思いがあるのかなと感じているところではありますが、町長から恐らくこの質問をしても、将来的なことよりも、まずは目の前のことを一つずつと言われるような答弁が返ってくるのかなと思っております。ここをあえて、将来どういふふうな公社にしていきたいという思いを御披露いただければと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほどの課長の答弁と少しダブるところがあるかと思っておりますけども、私の思いといたしましては、ちょっと長くなるかもしれませんが、これまで各種団体の皆様方から御意見を伺いまして、これまでの農業を公社に対する経営のあり方についての大変厳しい御意見を頂いたところでございました。その中で、無くしたほうが良いという意見はなかったところでございまして、ただこれは公社がなぜ必要なのかという理由は、実は漠然としておったところでございます。

それと、農産物の栽培については、公社が直接栽培するのはやめたほうが良いとか、又は公益性として、収益よりまずは公益性を主体とする意見が多ございまして、その中で、事業提案としては、先ほどから答弁しておりますようにヘルパーとか、加えまして集落への統合とか、経費のかからない公益性の事業をやったほうが良いのではないかと
いうふうな御意見でございました。

これを踏まえまして、私としては、当初やはり平成 21 年、平成 22 年、議会におきまして農業問題調査特別委員会が実は設置されまして、議論があったところでございます。このことは、現在も揺るぎないものということでの根本の理念というふうに私としては
思っておるところでございます。その上に立ちまして、やはり地域農業の持続的な経営
の発展に貢献するという形、それと取り組み方針としては農地の適切な保全継承、それ
から農家の経営・営農のサポートをするという意味合いで、今後公社の運営は存続すべ
きではないかという位置に立ちまして、実は時間をかけてここまできたところでござい
ます。ただ、本来でございましたら、7月豪雨がございましたので、これは1年前に実
は結論を出すべきところだったのですが、それができなかつた。これは歯がゆい思い
をしたのですけども、今ようやく何とかここまできたところでございます。

そこで、今金子議員から御質問があっている部分でございすけども、公益性という
部分が非常に高くございすので、やはり農地を維持していくということになりますと、
収益を上げていくという部分もございすけども、逆に申しますと、その経営努力で賄
えない部分の公益性もあるのではなからうかというふうに思っておりますので、農地の
維持部門に関しましては、私としては町のほうの立場で申し上げるわけでございすけ
ども、やはり公的支援をお願いできないかと、そんな思いでございす。ここらへんは
来年度の当初予算にかけまして、公的支援のあり方について協議を行っていきたくい
うふうに思っております。既に理事会の中でも、若干この点には触れておるのですけど、
まだ具体的なまでの話にはなっておりませんので、ここは一つ、今私が申し上げまし
たので、議員の皆様方もインプットしていただければというふうに思っておるところで
ございす。

それで、事業のほうの進め方でございすけども、先ほど言いましたように、農業機
械による受託作業環境をまずは中心に行わせていただけないかなというふうに思ってお
ります。今年、一般社団法人あさぎり町農業支援センターへ研修に行っていました
ので、支援センターのほうを参考にさせていきたいというふうに思っております。この
支援センターも当初から順風満帆でいったわけではなくて、やはり1年、1年の積み重
ねによりまして、少しずつ右肩上がりに上がったそうでございすものですから、当初
から大変厳しい現状がもう待ち構えているという想定も実はしているところござい
ますので、ここも長い目で議員の皆様方も御理解していただければというふうに思ってお

ります。その上に立ちまして、今、金子議員がおっしゃっているような総合的な農業事業の部門に発展していくのかなと、これはもう少し時間がかかるのではなからうかというふうに思っております。当然1年、2年、3年は厳しい現状が待ち構えていると、この意識は実は持つておるところでございますので、しっかりとこれは今からやっていきたいというふうに思っております。どうぞ御理解・御支援のほどよろしく願いしておきたいと思っております。以上でございます。

○8番（金子光喜君） ただいま町長の熱い思いをお聞きすることができて、今回の質問の意味があったのかなと改めて思っているところですが、まずは町民、農家に認めてもらえる公社になることを心から祈念いたしまして、大きく祈念いたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、要旨3の担い手確保の手段としての定年就農者等への支援について、を質問させていただきます。農業政策の中で、最も大きなテーマとなるのが担い手の確保だと思います。農業公社の問題も、元は担い手不足から来ているようなものであり、言うまでもありませんが、現状、若い後継者が少ない中、若くなくても夢を持って農業に取り組む、いわゆる中高年世代がおられるのも事実であります。親が元気なうちは外で働いて、定年や親のリタイア等で就農される方は、今後も増えてくると予想されるところです。

令和2年の熊本県の新規就農者は、雇用就農者を除けば251名。うち、22パーセントが41歳から64歳のシニア就農だそうです。本町も近年ではありますが、新規の就農者が少しずつ増えてきたように感じているところです。年齢層の内訳とか調べているのかなと思っておりますけれども、担当課長の御答弁を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 私のほうで調べているものになりますけれども、これは認定農業者の年齢別というところで答弁させていただければと思います。20代につきましては1名、30代につきましては2名、40代につきましては8名、50代につきましては18名、60代につきましては19名、あと70歳代が7名というふうになっております。

それと、ちょっと別の観点ですけれども、直近5年間ぐらいちょっと調べてみました。この中で、50歳以上の方ですね、純然たる専業農家的なことになろうかと思いますが、現在の年齢ですけれども、55歳の方が1名、60歳の方が1名、それと66歳の方が1名の計3名の方がおられます。あと、別に法人の方でございますけれども、他町村のほうに法人の事務所がありました。それが近年ですけれども、湯前町のほうに法人の事務所が移されたという法人が1件ございます。年齢的に55歳以上ぐらいになりますかね、こういう方の就農状況といいますか、が4名程度はここ近年、直近の5年間であっているところで、報告になりますけれどもさせていただければと思います。

○8番（金子光喜君） 直近で、シニアの方が4名程度はおられるということでしたけれども、今後も増えてくると先ほど言いましたが、私の周りを見ましても、増えてくる

のかなと感じているところです。問題は、シニアの就農に関しては、なかなか目立った支援策がないということだと思っております。若いうちに就農することを促す意味では、若い人しか出ないような年齢設定も必要なのかもしれませんが、実際、様々な状況の中で、年齢が高くなってから就農される方がおられるのも事実ですので、そういった方たちに光を当てていくことも、新規就農者・担い手を増やすことにつながるのかなということで今回質問させていただいたところです。

国の次世代人材投資資金、いわゆる以前の青年就農給付金ですか、それが49歳以下ということでされておりましたし、町のほうも以前は45歳でしたが、農業後継者支援金ですか、そちらのほうも49歳に改められたと聞いておりますが、49歳以下であれば、伴走型の支援金といいますか、年をまたいだ支援金が頂けて就農を促すような流れがあるわけですが、50歳を超えると途端になくなってしまいます。非常に残念なのかなと思っております。

例えばですけども、50歳で仕方なく就農される方がおられたとします。その方の場合、どういう支援とか補助が受けられるのか、現状での対応で構いませんので、50歳の場合にどういう支援があるのか答弁を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 50歳以上の方ということになりますけれども、現状の町のほうの単独補助事業につきましては、15の補助事業があるところでございます。このうち、農業機械・施設導入支援事業としましては、国の事業に該当しない場合ということになっております。もちろん条件が整えますれば、国のほうの事業にも申請ができるところでございますけれども、なかなかちょっとハードルが高いところでございます。ただし、そういう場合であっても、町のほうでの農業機械・施設導入補助金につきましては内容等を審査させていただきいただきまして、またこれは認定農業者の方というふうになっております。これについては、先ほど言いました申請等を審査しましてから該当するということになっております。ただし、事業の実施期間につきましては3年間ということで、またこの3年間の間で申請は1回限りというふうにしておるところでございます。

あと、先ほど15の補助事業があると言いましたけれども、その中で代表的なものについて、作物の規模拡大支援事業というのがございます。これにつきましては、水稻及び飼料作物を除き、農業を営む農家が販売目的で作物の規模拡大や新たに作付けを開始する場合に、苗木の支援を行うということになっております。

このほかにもですけども、65歳以上の方につきましては、小規模になりますけれども、野菜等を栽培するために5アール以下のビニールハウスを導入する場合にも支援を行っているということで、こういう町単独の補助事業があるところでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 町単独の補助事業の中には、50歳を超えても対応できますよというメニューがあるということをお聞きいただいているたくさんの方が理解されたのかなと思いますけども、規模といいますか、就農を喚起させるような支援とか補助金とは少し違うのかなと感じているところです。やはり、これがあれば安心して就農できるよねというようなシステムがもしあればなということで感じておりましたので、様々なある中で、まずは担当課に相談すれば、様々な支援とか補助について御相談いただけるということでよろしいでしょうか。町としても、いわゆるシニア世代の就農に関してもしっかりサポートしていく準備ができていくということをお知らせしていただく形でも良いのかなと思いますけども、そこはどうでしょうかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどの答弁につきましては、現在ある町の補助事業をお話したところでございました。また、シニア世代の方が就農される場合であっても、町のほうでもいろんな相談窓口、それとあと農地の規模を拡大したいという方も中にはおられるかと思っております。そういう方につきましても、農業委員会のほうでも当然あつせんをしていかなければならないというふうに思っています。

いろいろな補助事業につきましては財政的なものもあろうかと思っておりますけども、町のほうの社会事情等に応じた相談窓口であったり、補助事業であったり、そういう体制づくりというのが必要になってきますし、担い手を確保するということは町にとっても今後の大きな課題でもありますし、今後の農業のあり方についても考えていく大きなものというふうに思っていますので、いろんな体制整備は図っていきたいというふうに思っています。

○8番（金子光喜君） 人生100年時代といわれている現代ですので、元気に農業に取り組める期間は、60歳とかならまだまだ十分第一線で働ける年齢だといわれております。今後増えてくるであろうシニア就農に目を向けていくことも、担い手確保の手段だと私は思っているところですけども、この件について、町長はどのような思いを持っておられるのか、考えを持っておられるのか、御答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） シニア支援ということで、実は私もそのシニア世代に入ってきているわけですが、農業の後継者、それから担い手不足という立場でいきますと、やはり大変大事な働き手の部分になってくるのかなというふうに思っております。担い手という言葉をちょっと変えますと、やはりシニア自体も農業の担い手の役割という形になってくるのではなかろうかなというふうに思っております。ですので、先ほど答弁しておりますように、本町におきましては単独事業15の補助事業がございます。ここらへん、年的に65歳が一番上だったですか、農業機械関係は65だったと思うんですけども、ただ認定農業者というふうな位置付けもございますので、ただ単に我が家での販売農家的な役割というのはどうかかなというふうに思っております。そこは、やはり経営をやっていただくという分野におきましての事業には補助というのはあり得るかな

というふうに思いますので、ここは現在の農林振興課のほうの窓口で、実はいろんな相談を受けておられるような現状もございますので、ここはしっかりやっていかななくてはいけないかなというふうに思ったところでございます。

○8番（金子光喜君） シニア就農に向けての窓口といたしますか、専属とまではいきませんけども、そういう形での前向きな検討を強くこの場でお願いしまして、私の農業政策についての質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、農業政策について、金子議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1番（吉田精二君） 今の金子議員の要旨2の農業公社の再稼働に向けた具体的なプランというようなことで、課長のほうから農業公社にあるトラクター、それから草刈り機、あと木竹の粉碎機ですかね、をリースしてオペレーターの登録、オペレーターの募集とかヘルパーの登録とかを今募集中だというふうなことですけれども、それが順調にいきまして、機械類を貸し出すときに、今そういう機械を借りる方は高齢の方がおられて、なかなか公社までに取りに来られない方もいらっしゃると思いますけれども、その運搬についてはどのようにお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町のほうで、コロナ関係の臨時交付金を活用して購入させていただいた機械ですけども、これにつきましては自走式の草刈り機、あとリモコン式の草刈り機と樹木粉碎機等でございます。これにつきましては、オペレーター付きで、農家の方が指定される農場であったりとか、そちらのほうに出向いていくことになります。機械を貸し出すというのではなくて、農業公社のほうでオペレーター付きで受託作業に出ていくということになっておりますので、今のところ自走式等につきましては、個人の方が取りに来ていただくというようなことはちょっと想定しておりません。

ただ、これは補正でございましたけれども、田植機等もまた購入するようになっております。これにつきましても、オペレーター付きで行くということになっておりますので、そちらにつきましては、公社のほうで過去にも運搬車といたしますか、それがありますので、田植え等につきましてはそれを利用しての田植えの受託を受けるというふうな形になろうかと思っております。

○1番（吉田精二君） 公社には、運搬する場合には軽トラックしかないと思いますが、木竹の粉碎機の自重は350キログラムを超えているのではないのでしょうか。確認をお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 粉碎機につきましては350キログラムを超えておりますので、軽トラックでの搬送はできません。確か軽トラックは350キログラムまでだったと思います。先ほど申しましたように、別に運搬機がございますので、それでしたりとか、あとトレーラーがあります。それは公社のほうで所有しておりますので、それで

運んだりとか、あと場合によっては軽トラック以外での搬送も考えられます。当然公社のほうが 350 キログラムを超えたものを搬送するというのは、道路交通法等にも違反するものですから、そういうことはしないようにということで認識はしております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 金子議員の要旨の3ですけども、定年就農者ですか、その件の関連質問です。

日本の農家の平均年齢は67歳だそうです。定年後の第2の人生、農業を始める人もまた、先ほど言われたように重要な戦力だと思っています。先ほどいろいろ15あると言われていましたけども、就農に係る直接的な経費を町が補填するのではなくて、生活費の一部を町が支援して、就農しやすい環境を整えていくという考え方もあるのではないかと思いますけども、そのへんはどうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今の御質問、就農に対しての例えば月幾らとかという、そういうふうなお話でございますかね。現況、今やっている制度の大きな意味合いといたしましては、結局農家自体の所得が安定しておりませんので、改めて就農される場合につきましては、生活の保障をする意味がございますので、そこを3年間に分けて、10万円、8万円、6万円でございますか、そういうふうなことで、就農の助成を今行っているところでございます。

今おっしゃったような60歳以上でございますか、につきましては、年金の生活もあるうかと思えますし、それからそれに伴いまして、これは私が想像するので間違っているかもしれませんが、大々的に農業を営まれる可能性が非常に少ないのではないかとこのうふうなところがございまして、やはり今ございます既存の制度を活用するというのが一番なのかなというふうに思っております。ただ、今言いました金額の部分につきましては、若干違った意味で、10万円、8万円、6万円ではなくて、一時的なお祝いとかというのは考えられるのかなというふうには思うのですけども、ちょっと意味合いが違うのではなからうかなと、そういうふうにならうかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 今現在、農業機械のほうの準備をされていて、あと、町長からの答弁にもありましたとおり、公的支援のあり方についてこれから協議をされるということで、今後具体的なプランとして、大体何月ぐらいを目標にして再スタートを切られる予定でしょうか。

○町長（長谷和人君） 現状、今具体策を講じておるのですけども、一番やっぱり中心になりますのは人間でございます。労働力がございまして、それを実は今まとめておるような段階なのですけど、大変厳しい状況がございまして、これは、車で言うなら、一回固まってしまったエンジンを何とか動かさないといけないという形になるものですから、今そこを理事会の中でお話をさせていただいているところでございます。ですので、

先ほど私、公的資金をお願いできないかというのは公益性の部分でございますので、その人件費あたりのことを実は主に伝えてお話しをしているわけでございます。ですので、実質稼働を4月1日からというふうに今想定しておりますので、まとめ次第、3月の補正予算ぐらいいまでは議会の全協でもお話しをさせていただきながら、再スタート、リスタートをかけていきたいと、こういうふうな思いで今動いているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 重要なのは正に人なのですが、4月1日の再スタートに向けて、何人体制からスタートする予定でおられますか。

○町長（長谷和人君） 現況、2人ぐらいでどうかなというふうに今思っておりまして、そこらへんの人選を実は今進めておるといふようなところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、農業政策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、コロナ対策について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） では、最後になるかと思いますが、コロナ対策について質問させていただきます。

実は昨年12月議会で、改選後最初の一般質問で、トップバッターで、コロナ対策について質問をした経緯がございます。当時は、人吉市で初の感染者の報告があったり、緊迫した状況となっていた時でした。不安の中で質問したのを覚えておるところですが、1年経過しました今回は、感染が国内で落ち着きを見せ、県内での感染者数は28日間ですか、0という安定した状況であります。先日見直されました県の感染レベルも0、町の報告の感染レベル・警戒レベル0という状況になっております。そんな国内・県内の感染が落ち着いた中での町の行事等の対応について、お伺いさせていただきたいと思っております。

まずは、町の行事について、状況からして、コロナ以前とまではいかなくても、元の形に近づけることはできるのかなと思うところです。先日は、町の駅伝大会も2年ぶりに再開されましたし、現状どのような対応を考えているのか、お伺いさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） まず、企画観光課のほうから、主にイベント等についての対応のあり方について、お示しさせていただければと思います。

コロナ禍におきますイベント開催、また会食等につきましては、イベント開催時の留意点をはじめ、会食の仕方又は認証店利用の推奨などにつきまして、国からの基本的対処方針が示されているところでございます。また、最近におきましてはワクチン接種済

証明ですとか、陰性証明の提示によりますイベント会場への入場といった新たな基準も示されているところでございます。連日のように、テレビ等で報道されているとおりでございます。そのため、町もその方針に沿いまして、警戒区分と判断基準を策定しております。その基準に沿ったイベントや会食の開催の有無を判断しているところでございます。場合によりましては、警戒本部会議での協議も行っているところでございます。

また、主催者の方から御相談があった場合につきましても、その基準に沿った助言をしているところでございます。コロナが流行して以来、イベント、行事、会食のほとんどが自粛又は縮小されておりました、私も閉塞感を感じております。

そのような中、現在県内でも、今議員おっしゃいましたとおり、感染者0の状態が続いているところでございます。そこで、最近におきましては、くま川鉄道部分運行再開記念イベントを久しぶりに開催いたしまして、ほぼ計画どおりに開催したところでございます。ただし、このイベントにつきましても、国等が示します感染対策を徹底するとともに、飲食スペースは設けず、テイクアウトのみの出店方式とするなどの対応を行ったところでございます。

先ほども申しましたとおり、今は落ち着きを見せているコロナでございますが、新たな変異株も出てきておりました、外国では再び感染爆発が起きているなどの、まだまだ予断を許さない状況にもなっているところでございます。経済とのベストバランスも図っていかねばならないことも十分認識をしておりますが、命にかかわります重要な対策でございますので、専門家の意見を聴取しながら方針を決定しております国や県の動向を引き続き注視しながら、随時慎重に、最善の対応を検討してまいりますとともに、住民の皆様にお伝えすべきことは適宜お伝えをしまいたいと考えているところでございます。

○教育課長（中園誠二君） 教育課関係になります。町の行事等の対応ということで、教育課が主催しますスポーツの各種大会を行う際には、まず実施の方向で協議を進めますが、先ほど企画観光課長がお答えしたように、第一に基本的対処方針に沿った町の警戒区分に従い、世の中の状況等を踏まえながら、協議を行っております。その中で、開催中止の決定につきましても、職員、町スポーツ推進委員で協議を行い、併せて他町村の状況も把握して、町長、副町長、それから教育委員の皆様の見解もお聞きし決定しております。

そのような中で、春・秋の球技大会、町民体育祭、町内駅伝大会がありますが、令和2年度につきましても、残念ながら全て中止となっております。本年度につきましても、春・秋の球技大会、町民体育祭については中止となりました。

ただ、議員が言われましたように、町内駅伝大会については今月5日、日曜日に開催ができ、久しぶりにぎわいを見たところでございます。今回、駅伝大会を開催するに当たり、開会式・閉会式の縮小開催、各中継所に消毒液の配置、走り終えた選手へのマスクの配布、

応援される方への大声を出しての声援自粛及び間隔を空けるような呼びかけを行い、開催しました。

また、11月24日水曜日には、社協主催の湯前町老人クラブ連合会のグラウンドゴルフ大会も実施され、122名の参加があったようです。

また、町の行事ではございませんが、郡民体育祭につきましても中止された種目がありましたが、多くの競技が実施されました。今月には、今度の日曜日になりますが、球磨一周駅伝大会も開催される予定です。少しずつですが、ようやく通常に戻りつつあるようです。

また、9月に計画していました秋季球技大会はB&G財団会長杯と合同開催の予定でしたが、先ほど言いましたように、中止になっております。ただ、最近になりまして、ビーチボールバレーにつきましては、B&G財団会長杯として単独で実施ができないかという話が出ております。これについては、ビーチボール協会とB&G海洋センター共催事業として、年明け1月末の平日の夜に開催予定で話を進めているところです。これにつきましても、起爆剤になるような大会になればと期待しております。

町スポーツ行事につきましては、まだまだ感染予防対策を徹底して行う必要がありますが、状況を確認しながら、可能な限り大会の実施ができればと思っております。

あと一つ、公民館の事業としての成人式につきましては、今年の1月に来賓者等を最小限の招待とし、ほぼ成人者だけで縮小して開催しました。開催に当たり、成人者へはあらかじめ年末年始の懇親会等を控えるような通知を行い、体調チェックシートの提出及び当日の受付時には、体調チェックを行い開催いたしました。今度、年明け令和4年1月4日に予定しています成人式につきましても、十分な感染予防対策を取り開催予定となっております。

国内・県内の感染が落ち着きを見せる中でありますが、まだまだ十分な感染予防対策が必要ではないかと思っております。以上になります。

○教育長（中村富人君） 最後に、学校教育につきましても簡単に御紹介したいと思います。

学校教育におきましては、文科省とか県教委の通知もありまして、現在もコロナ感染対策を継続しながら学校教育を推進している、そういう現状でございます。その根底には、小学生、特に12歳未満の子どもたちにつきましては、ワクチン接種が行っていませんので、そういう背景もあるように考えております。ただ、時間が2年ほどたちますので、現実的には緩和した状況もございます。継続している内容につきましては、3密を避けること、あるいは手洗い、それからマスク着用を徹底して、現在も行われております。さらに、登校時の検温、それから児童・生徒が共有する場所や触った場所の除菌、これについては放課後等に養護教諭が行っております。

あと、ちょっと見た感じかわいそうな感じがしますが、給食時間には、もう従来どおりの対面型ではなくて前のほうを向いて、全員が黒板のほうを向いて給食をとっております。

また、行事につきましては大分緩和されておりますが、体育大会・運動会につきましては昨年度に比べまして、本年度は保護者の応援といいたいでしょうか、そういうのが大分緩やかにされております。先月は中学校の文化祭がございましたが、これも人数制限等がなくて、保護者も入ってもらっての開催でございました。

あと、授業についても、従来から、例えば体育の授業もマスクですとか、それから音楽の授業は、特に合唱についてはしないとか、そういうのが1年ほど続いたのですが、現在は体育もマスクなしで、それから合唱についても通常どおりの、そういう授業が行われているようでございます。

いずれにしても、子どもたちでございまして、非常に健康に留意しながら、万全を尽くしながら、感染が収束するのを待つというような、そういう状況でございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 私が質問しなくても、それぞれの課長さんたちが進んで答弁いただいて、非常にスムーズに質問が経過できたのかなと思っておりますけども、特に子どもたちに関しては、感染が落ち着いている中で大切な経験でありますとか、思い出づくりでありますとか、そういうことが昨年はなかったように感じております。今後は、コロナが落ち着いている現状をしっかりと、そのことが再開できるような対応というのを希望するところです。コロナ対応ということで消極的になって、大事な経験ができないというのは非常に残念だと思いますので、慎重な判断の上にも寛大な処置というのを希望するところです。子どもたちの良い思い出というのもしっかりと作っていただければと思っております。

今後、感染がどうなっていくのか未知数ではありますし、願わくは話題になっておりますオミクロン株といえますか、その影響が最小限となりまして、1日も早く治療薬等の普及が進んで、元のような生活となることを心から願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、コロナ対策について、金子議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、コロナ対策についての関連質問を終わります。

以上で、金子議員の質問を終わります。

日程第1、「一般質問」を終わります。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここでお諮りします。議案調査のため、明日12月15日から12月16日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月15日から12月16日までの2日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月17日午前10時に開きます。

議事は、条例改正、補正予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時04分

第 3 号

1 2 月 1 7 日 (金)

令和3年第10回湯前町議会定例会

[第3号]

令和3年12月17日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	承認第 4号	専決処分承認について（令和3年度湯前町一般会計補正予算（第6号））
日程第 2	議案第59号	工事請負契約の変更について
日程第 3	議案第60号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第61号	湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第62号	令和3年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について
日程第 6	議案第63号	令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第64号	令和3年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第 8	議案第65号	令和3年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第66号	湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第67号	令和3年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について
日程第11		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第12		議員派遣について
日程第13		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第15		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	管	白	川	一	税	務	町	民	北	崎	真
教	育	課	中	園	誠	保	健	福	祉	高	木	堅
建	設	水	赤	池	昌	企	画	観	光	本	山	り
農	林	振	稲	森	一	画	企	画	観	光	課	長
農	業	委	員	会	事	務	局	長				か

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和3年第10回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第4号 専決処分承認について（令和3年度湯前町一般会計補正予算（第6号））

○議長（倉本 豊君） 日程第1、承認第4号、「専決処分承認について（令和3年度湯前町一般会計補正予算（第6号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、承認第4号について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度湯前町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、専決日は令和3年12月3日でございます。

国策としてコロナ禍における子育て世帯への生活を支援するために、「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」が創設されたことにより、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円の給付金の支援が行われます。その中で、年内に先行給付の5万円を給付する必要があるため、早急な給付事務が必要となったため、補正予算を組ませていただき専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出予算の総額に2,738万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,431万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 専決処分、一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

議案書の事項別明細書の歳出13ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節3職員手当、時間外勤務手当14万2,000円は、12月末までに支給対象者に支給する必要があり、十分な給付金事務を行う時間が取れない中での作業でございます。時間外で対応する職員手当の経費を計上しました。

次に、節10需用費、消耗品費4万円のほか、印刷製本費及び節11役務費の通信費、口座振替手数料は、給付金支給事務に要する経費を計上しました。

次に、節12委託料、システム改修業務委託料99万円は、給付金支給に要する電算システムの改修が必要ですので、システム運営保守業者への委託料を計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金 2,615 万円は、今回の補正では、専決させていただいた 12 月 3 日時点でございますが、国の財源が予備費ベースとなっている中学生以下の支給対象者を見込み、お一人 5 万円による給付金を計上し、12 月末に口座振込で支給する給付金を計上しました。

次に、歳入の説明です。12 ページをお願いします。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付事業費補助金を 2,140 万円、事務費補助金 99 万円をそれぞれ計上いたしました。

款 19 繰越金は、現在国の補正審議中のところで、国庫補助金の財源が確定されていないところです。よって、一旦、町の一般財源を補正財源として、499 万 1,000 円を事務費分も含めた上で措置させていただきました。国の予算が確定された後、後の議会の補正予算で速やかに国庫補助金と財源更正の上、補正計上させていただきたいと考えております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 4 号、「専決処分承認について（令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 6 号））」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第 4 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 59 号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第 2、議案第 59 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 59 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事の契約について、契約金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○教育課長（中園誠二君） 議案第59号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。タブレットは、「②議案第59号 工事請負契約の変更について」をご覧ください。

令和3年2月4日の第2回臨時会におきまして御可決いただきました下里御大師堂保存修理工事の請負契約につきまして、今回、変更いたしたく御提案するものです。令和2年度会計からの繰越明許費分となります。

1 契約の目的、2 契約の方法、4 工期、5 契約の相手方につきましては、変更ございません。3 契約の金額につきましては、変更前金額は5,555万円でありましたが、今回6,305万8,924円に変更するものでございます。750万8,924円の増額変更となります。これらは、いずれも税込みの金額となります。

増額の主な理由としましては、礎石、これは柱が乗る石になりますが、その間にある狭間石据え直しの追加、及び床組みの組立てや、天井枠組みの組立ての追加、また雨落ち縁石据え直しの追加によるものです。

また、国補助金を有効活用するために、入札残額分を前倒しし、次年度以降に予定していた工種を追加するものです。内容としましては、茅葺材料や構造補強材料及び脇仏壇補足材の先行購入などによるものです。

参考資料としまして、仮契約書を添付しております。また、議案説明資料に、下里御大師堂保存修理工事関係として資料を添付しております。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○8番（金子光喜君） ただいま、説明に茅葺材の先行購入ということでお話がございましたけれども、毎回茅葺材の材料に関して不足気味ということでお話しになっておりますが、今回先行購入した上で、どちらに保管されるのか、会社のほうでストックされるのかもしれませんが、そのへんの御答弁を求めます。

○教育課長（中園誠二君） 今契約しております会社のほうが、取引業者がございませうようで、茅葺材料の確保については十分であると思っております。保管については、会社のほうで保管されるものと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 60 号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 3、議案第 60 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 60 号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

級別職務分類表内の職務分類の是正、併せて、条番号のずれによる例規内容の是正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 60 号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

タブレットの 4 ページ、新旧対照表により説明いたします。

第 21 条について、第 4 項及び第 5 項については、引用する条番号のずれが生じておりましたので修正を行うものでございます。

次に、別表第 2、第 3 条関係でございます。級別職務分類表の改正でございますが、1 級と 2 級について、「保育士」を削除し、「社会福祉士」と「学芸員」を追加するものです。3 級は、「保健師長」「主任保育士」を削除するものでございます。また、3 級から 6 級までの 3 つの職制に、「課長」の職がそれぞれ入っております。これは、職制ごとに級をまたぐ場合は 2 つまでとなっており、熊本県からは是正するよう指摘されていることから、改正後は、「課長」という職は 5 級と 6 級の 2 つにのみ所属させるものでございます。併せて、4 級にあった「会計管理者の職務（5 級及び 6 級に掲げる職務を除く）」そして「課長心得」「保育所長」を削除するものでございます。

施行日は、公布の日からとしております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 61 号 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 4、議案第 61 号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 61 号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

月額で報酬が定められた「パートタイム会計年度任用職員」の期末手当の基礎額を、基準日における報酬の月額に改めるもので、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 61 号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

会計年度任用職員は、一般職と同じ勤務時間、7 時間 45 分の勤務の「フルタイム会計年度任用職員」と、それより勤務時間が短い「パートタイム会計年度任用職員」がごございます。条例第 22 条に基づき、それぞれの会計年度任用職員の方たちに期末手当を支給することになってございます。しかし、パートタイム会計年度任用職員にも、月額で報酬を定めている職員、また日額や時間額での報酬を定めている職員の 2 つの類型がごございますので、それぞれその期末手当の基礎額について、熊本県と同様の基準に合わせるための改正でございます。

タブレットの 3 ページ、新旧対照表により説明いたします。

第 22 条について、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基準額について、基準日以前 6 か月以内の在職期間の 1 月当たりの平均額としておりましたが、まず、「月額で報酬を定めている職員」は、基準日現在における報酬の月額とし、そして、「日額や時間額で報酬を定めている職員」については、従来と同じ、基準日以前 6 か月以内の在職

期間の1月当たりの平均額にするというものでございます。

なお、本町の場合、パートタイム会計年度任用職員の方がほとんどで、月額で報酬を定めていますので、基準日現在における報酬の月額が基準額となります。

附則にて、施行日については公布の日からでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第62号 令和3年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第5、議案第62号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第62号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,893万6,000円とするものでございます。

主な内容は、地方バス運行等特別対策補助金、介護基盤緊急整備特別対策補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連予算、橋梁補修工事、地域優良賃貸住宅造成工事、道路災害復旧工事費等の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

議案書の事項別明細書の歳出14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節3職員手当等、一般職退職手当負担金468万2,000円は、令和3年度末で退職する職員分を追加で計上いたしました。

節 10 需用費、消耗品費 72 万 8,000 円は、年度末の 3 月末までの不足見込額を計上いたしました。

節 12 委託料、社会保障・税番号制度システム改修委託料 19 万 8,000 円は、団体内統合宛名システムの標準レイアウト対応のための改修委託料を計上いたしました。

目 5 財産管理費、節 10 需用費、光熱水費 11 万 3,000 円、そして節 11 役務費、電話料 8 万 6,000 円は、それぞれ 3 月末までの不足見込み額を補正計上いたしました。

また、ごみ処理手数料 24 万 2,000 円は、役場から出される不燃物は全て産業廃棄物扱いとされており、本庁舎・保健センター・教育課関係の不燃物の処分を行うことから、補正計上でお願いするものでございます。

次に、自動車損害保険料 26 万 7,000 円は、B & G 財団の防災拠点設置及び災害時相互支援体制構築事業の活用における油圧ショベル、ホイールローダ、スライドダンプ、軽トラック等の購入分で、1 月からの保険料が必要でございますのでその追加費用を計上いたしました。

次に、自衛隊看板作成業務委託料 9 万 6,000 円は、歳入のほうでございますが、自衛隊募集事務委託金を頂いている事務でございます。今年度のみは臨時的なものです。この委託金、自衛隊員の募集広報の強化のため 5 万 2,000 円の増額がされておまして、役場庁舎の玄関の上部に設置していたものですが、隊員募集看板の作り替えを行うものでございます。

目 8 防災諸費、節 10 需用費、印刷製本費 7 万 5,000 円は、B & G 財団の防災拠点設置の事業で導入する油圧ショベル等の運転に係る特別教育講習に証明写真が必要とのことで、追加の補正計上でございます。職員、消防団員の受講予定者分でございます。

次に、目 9 企画調整費、節 3 職員手当等、時間外勤務手当 29 万 3,000 円は、くま川鉄道再生協議会派遣職員分の不足見込額を補正計上いたしました。

また、節 18 負担金補助及び交付金、地方バス運行等特別対策補助金は、タブレット内の議案説明資料に詳細を載せておりますが、市町村ごとの年間運行距離数などから算出した金額を補助金で負担するものであります。1 日当たりの運行回数、平均乗車密度、輸送人員、路線ごとの赤字額などが示されております。今回、本町を含む人吉・球磨の市町村が負担する補助適用額が決定されたことにより、396 万 9,000 円を計上しました。

次に、目 11 情報通信管理費、節 10 需用費、修繕料 61 万 7,000 円は、光ケーブルと I P 告知端末の故障修繕、行政区の屋外スピーカー放送設備の故障修繕、庁舎屋外非常用発電機の点検による不具合指摘箇所の修繕が必要になってきましたので、不足額を計上いたしました。

次に、項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 12 委託料、家屋評価委託料 12 万 4,000 円は、固定資産評価業務委託を行っているものですが、令和 3 年度の評価対象家屋、その他建

物の増があっているため、3月末までの不足見込額を計上いたしました。

次に、15ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬と節3職員手当等の期末手当、社会保険料は、会計年度任用職員の人件費の3月末までの不足額をそれぞれ計上し、また、時間外勤務手当と通信費については、マイナンバーカードの休日交付等に要する3月末までの不足見込額を計上いたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節22償還金利子及び割引料は、令和2年度障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金32万6,000円ほか、それぞれ令和2年度の精算による国又は県への補助金の返還金が必要ですので補正計上いたしました。

次に、節27繰出金、国民健康保険特別会計繰出金340万円の減額は、11月25日の議会全員協議会で説明しましたが、本町は国保事務の標準化を当初、熊本県クラウドに移行して推進するところでしたが、令和7年度までには総務省のガバメントクラウド標準システムに変更する必要があることから、熊本県クラウド移行を取りやめたことにより減額が生じたものでございます。

次に、目2老人福祉費、節18負担金補助及び交付金、湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、特別養護老人ホーム福寿荘の施設改修への町単独補助金でございまして、改修目的は入所者の安全性の確保、快適な生活を維持し難い状況を改善すること。また、緊急度・重要度が高い修理、具体的には老朽化している空調、浴室、断熱、それぞれの改修工事の事業費9,587万円でございます。そのうち、令和3年度の事業費7,680万円に対する補助率3分の1、2,560万円の補助を行うものでございまして。なお、この財源には、歳入のほうですが、地域福祉基金から同額を取り崩して充当して計上してございます。

次に、節27繰出金、介護保険特別会計繰出金57万5,000円は、認定調査費関係等の事務費繰出金の増額でございまして。

次に、目4国民年金費、節12委託料、年金システム改修委託料13万2,000円は、国民年金適用関係届出書作成がCD及びDVD対応の仕様に変更されるためのシステム改修が必要とのことで、令和3年度予算において行わせていただくものでございます。なお、改修費用に対する国庫による事務費交付金が交付される予定ですので、今後の補正予算で計上し、充当する予定でございまして。

次に、16ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当等、時間外勤務手当26万1,000円は、令和4年度から始まる児童手当制度円滑化事業など保健福祉課の新たな事業が入ってくることから、その事務事業へ対応すべく3月末までの手当を計上いたしました。

また、節 10 需用費の消耗品費、印刷製本費、役務費の通信費、そして委託料の児童手当システム改修業務委託料 72 万 6,000 円は、それぞれ児童手当制度円滑化事業によるもので、補助率 10 分の 10 でございます。よって、歳入のほう、民生費国庫補助金に子ども子育て支援事業費補助金 96 万円を計上し、充当いたしております。

次に、節 18 負担金補助及び交付金、障害児保育事業補助金 50 万 4,000 円は、湯前保育園において障害を持つ児童の保育実施に要する保育士の人件費に対する補助金でございまして、児童の増に伴うものでございます。

次に、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金 84 万 5,000 円は、慈光学童クラブの事業分で、3 月末までの実績見込みによる不足額を計上いたしました。なお、子ども・子育て支援交付金の国・県それぞれ 3 分の 1 の補助事業でございますので、歳入のほうに、国費・県費それぞれ 28 万 2,000 円ずつ計上し、充当してございます。

次に、目 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 22 償還金利子及び割引料、病児・病後児保育事業（広域事業分）過年度精算による返還金 41 万 1,000 円は、公立多良木病院のホッと館の運営に係る部分で、令和元年度と令和 2 年度の精算により構成 4 町村の負担金を確定し、事務局であった本町を除く他 3 町村に返還を行うものでございます。なお、歳入のほうの雑入に、公立多良木病院からの返還金、4 町村分 48 万 9,000 円を計上し、充当をしております。

また、次の令和 2 年度子どものための教育・保育給付交付金精算返還金 21 万 2,000 円ほか、3 事業の交付金について、実績に基づく精算が行われ、それに基づく国及び熊本県への返還金をそれぞれ計上いたしました。

次に、目 2 児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金、湯前保育園運営費 1,191 万 7,000 円、慈光こども園運営費 415 万 8,000 円、それぞれ令和 3 年度の運営費における公定価格改定と、定員変更、そして入園見込み増員に伴い、それぞれの給付費算定により、不足分の補正をお願いするものでございます。なお、歳入のほう、民生費国庫負担金に 1,565 万円、民生費国庫負担金に 285 万 7,000 円、それぞれ子どものための教育・保育給付費国庫負担金を計上いたしております。

次に、17 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 18 負担金補助及び交付金、妊婦健診補助金 3 万 8,000 円、そして新生児聴覚検査料補助金 7,000 円は、県外への里帰り出産者がおられることから、補正計上でお願いするものでございます。

次に、節 22 償還金利子及び割引料は、令和 2 年度未熟児養育医療費等国庫負担金精算返還金 12 万 8,000 円ほか 3 事業補助金の返還金、そして、目 2 予防費の感染症予防事業費の国庫補助金返還金 2 万 1,000 円、それぞれ事業費精算による確定に伴い、国又は県への負担金と補助金の返還金がそれぞれ必要ですので補正計上いたしました。

次に、目4 新型コロナワクチン接種事業費は、追加3回目のワクチン接種の体制確保を行うための補正予算でございます。

まず、節1 報酬、節4 共済費、節8 旅費の費用弁償、それぞれ会計年度任用職員1名を雇用するための補正予算の計上でございます。

次に、節7 報償費、ワクチン接種看護師報償費7万3,000円は、ワクチン集団接種期間における町内の病院の看護師等の報酬でございます。

また、節8 旅費、ワクチン接種医師費用弁償20万9,000円は、町内の病院医師、公立多良木病院医師の報酬でございます。

節11 役務費、電話料2万9,000円は、住民等からのワクチン接種の問合せ専用ダイヤルを設けたく、休止している電話回線の1回線を活用させて運用させるものでございます。

節12 委託料、ワクチン接種運營業務委託料127万4,000円は、集団接種会場の業務で、これまでの1回目・2回目の集団接種は、役場職員の交代制で職務に当たらせておりましたが、今回、この1月から3月までの時期は各課繁忙期となることから、外部民間業者に業務委託をして対応をするものでございます。

次に、節13 使用料及び賃借料は、集団接種会場で使用するパソコンリース料、そして、接種対象者への通知等、大量の印刷に対応する印刷機リース料18万円を補正計上いたしました。

今申し上げました3回目接種関係、これには国庫補助金が補助率10分の10で認められることから、歳入のほう、感染症予防事業費等国庫補助金236万7,000円を計上し、充当いたしました。

次に、18ページをお願いします。

節22 償還金利子及び割引料、令和2年度ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金79万8,000円は、令和2年度の精算による事業費確定に伴い、返還金が必要ですので補正計上いたしました。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、節3 職員手当の扶養手当は、職員の支給要件の変更によるものでございます。

次に、目3 農業振興費、節1 報酬の農業振興検討委員会委員報酬5万2,000円、そして旅費の委員費用弁償6万8,000円は、3月末までの会議開催の増による不足額をそれぞれ計上いたしました。

次に、項2 林業費、目1 林業振興費、球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金10万円は、対象の住宅建築申請分が当初予算より1棟分増えたことによる補正をお願いするものでございます。

次に、款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費、節11 役務費、通信費3万4,000円

は、若者就労支援に係る実態調査等を実施するため郵送代を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策商工業者経営持続化支援金 249 万 6,000 円の増額については、地方創生臨時交付金事業であり、影響のある対象期間を延長すること、また上限を 45 万円とするため、その増額見込分を計上いたしました。

また、感染防止設備等導入補助金 150 万円の減額、雇用維持奨励金 100 万円の減額、飲食店等従業員 P C R 検査受検促進補助金 100 万円の減額、そして、ゆのまえもっとおいしか券交付金 43 万 4,000 円の減額、それぞれコロナ地方創生臨時交付金事業で、これまでの事業実績により、3 月までの見込み等で更正減額いたしました。

また、販売促進支援事業補助金 200 万円は、コロナの影響を受けた事業者に、誘客促進のための販売促進活動の取組経費を補助する新たな事業を創設したものでございます。

次に、19 ページをお願いします。

目 3 観光費、節 18 負担金補助及び交付金、ゆのまえ G O T O トラベル事業支援金 300 万円は、本町への宿泊観光客が低迷している中で、宿泊客の宿泊費への助成と併せて、町内商工会加入事業者で利用できるクーポン券を合わせた事業で、宿泊需要を喚起させるための取組の事業でございます。

次に、款 7 土木費、項 1 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、節 12 委託料、橋梁補修詳細設計業務委託料 390 万円は、下牧良橋補修設計を行うものでございます。

また、登記委託料 60 万円、不動産鑑定評価委託料 45 万円、そして節 16 公有財産購入費、用地購入費 149 万 9,000 円は、町道新村線歩道整備工事に伴うもので、地目が田、そして宅地の用地購入費と登記委託料などをそれぞれ計上いたしました。

次に、節 14 工事請負費、橋梁補修工事 2,499 万 9,000 円は、当初、令和 3 年度で予定していた下町橋の補修工事ですが、工事設計額が国費補助金の配分を超過したことにより下町橋の施工年度を先送りし、その分、令和 4 年度で施工予定の 2 つの橋、竹の谷橋と下牧良橋になりますが、年度の前倒しを行って補修工事を行わせていただくものでございます。

次に、節 21 補償補填及び賠償金、町道新村線歩道整備工事に伴う補償費 370 万円は、先ほど用地購入費で説明したもので、用地を提供いただく方の所の付帯工作物及び立木等の補償費を計上したものでございます。

以上、橋梁補修工事、そして町道新村線歩道整備関連には、歳入のほうの土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金 1,832 万 4,000 円を計上し、充当を行ってございます。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 14 工事請負費、地域優良賃貸住宅造成工事 950 万円は、駅前公園の隣の旧 J R 跡地に、令和 4 年度から住宅 6 棟の建設を計画しておりますので、造成工事費用を計上しました。なお、歳入のほう、住宅費国庫補助金に社会

資本整備総合交付金 491 万 7,000 円を計上し、充当してございます。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費、節 10 需用費、消耗品費 16 万 5,000 円は、消防団の各部に配備する無線機のバッテリーの充電の不具合が一部発生しており、劣化が原因とされておりまして、早急に交換を行いたく補正計上しました。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、雇用保険料 5 万 9,000 円は、3 月末までの不足見込額を計上しました。

次に、20 ページをお願いします。

項 4 社会教育費、目 3 文化財保護費は、御大師堂保存修復工事の関係で、節 14 工事請負費、御大師堂保存修復工事 20 万円の減額をさせていただきまして、歳出更正という形で、節 16 公有財産購入費 20 万円を計上し、御大師堂傍に防火水槽とポンプ室を建設するための用地を購入させていただきたく計上したものでございます。

次に、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 3 職員手当等、時間外勤務手当は、3 月末までの不足見込額を計上しました。

目 2 体育施設費、節 10 需用費、光熱水費についても、3 月末までの不足見込額を計上しました。

次に、目 3 給食費、節 10 需用費、消耗品費 11 万 4,000 円は、給食センター分で、使い捨てグローブの価格値上がりなどが主な要因ですが、3 月末までの不足見込額を計上しました。

次に、節 17 備品購入費 8 万 6,000 円は、フードプロセッサの故障による取り換えによる新規購入費等を計上いたしました。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費 5,500 万円は、町道猪鹿倉横谷線 4 工区と 5 工区について、国土交通省との重要変更協議が終了し、当初予定していた工事費に増額が見込まれることから、補正を行うものでございます。なお、国庫補助率は 99.6 パーセントでございます。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いします。

歳出の説明の際、歳入も説明したものの以外の歳入について説明します。

款 10 地方交付税、項 1 地方交付税に、今回の補正財源として 545 万円を計上いたしました。

次に、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、土木費国庫負担金 5,179 万 2,000 円は、歳出の款 10 災害復旧費における国庫支出金でございます。

また、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金 28 万 2,000 円は、令和 3 年度の対象事業、13 事業の事業実績見込みにより増額される交付金を計上しました。

次に、12 ページをお願いします。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、放課後児童支援員等処遇改善等事業費補助金 28 万 2,000 円は、令和 3 年度の対象事業の実績見込みにより増額される交付金を計上しました。

次に、款 18 繰入金に、湯前町介護基盤緊急整備特別対策における特別養護老人ホーム福寿荘の施設改修の町単独補助金分 2,560 万円を、地域福祉基金から繰り入れるものでございます。

次に、款 19 繰越金に、今回の補正財源として 1,583 万円を計上いたしました。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 1 過年度収入、令和 2 年度児童手当交付金（国）精算による追加交付金 35 万 9,000 円ほか、6 事業の給付金の追加交付金をそれぞれ計上いたしました。

次に、款 21 町債、項 1 町債、目 4 土木債、道路整備債に、国庫補助金を充当した残りの一般財源分に起債の 1,250 万円を計上いたしました。

21 ページから、給与費明細書を付けております。

8 ページをお願いします。

第 2 表 地方債の補正で「変更」でございます。歳入で説明いたしました道路整備事業の事業費計上に伴い、限度額を変更するものでございます。よって、町債の合計は、4 億 6,830 万 3,000 円となるものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

大変失礼しました。今申し上げました説明の際に、間違った説明をしたということでございまして、15 ページの款 3 民生費のところ、令和 2 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算返還金 82 万 6,000 円のところを 32 万 6,000 円と申し上げておりました。正解は、82 万 6,000 円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 45 分

再開 午前 10 時 59 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）の説明が終わったところで、質疑を許します。

○2 番（西 靖邦君） 15 ページの款 3 民生費、目 2 老人福祉費、節 18 負担金補助及び交付金の 2,560 万円の件で質疑します。慈光明徳会の慈光保育園とか、ゆのまえ美空の整備事業補助金がそれぞれ 4 分の 1 の補助実績となっていますが、福寿荘補助金においては、3 分の 1 に増額を判断された理由等を示していただきたいと思ひます。

○町長（長谷和人君） 今回の特別養護老人ホーム福寿荘に対します補助金につきましては、湯前町の福祉に関しまして、今後中核的な拠点施設となると。そして、福寿荘が担う社会的役割、そして高齢者の終の棲家としての役割が大変大きなウエイトではないかというふうに考えたところでございます。そして、町内の高齢者の入居者、入居率が31パーセントの実態があるところでございます。それに加えて、施設内の職員として、町内外から勤める、働く場所の提供にもなっております。そして、施設の稼働に伴います物資提供を町内の商工業者、物資納入組合が担っているという実態がございましたので、これは支援が必要であるというふうに考えたところでございます。

今御質問がございました3分の1の決定根拠でございますけれども、一つには、近隣町村の補助金の実績である3分の1を参考とさせていただいております。それから、福寿荘の資料からでございますけれども、入居者の件でございますが、町村別の利用者において、87人の入居者のうち27人が町内の利用者でございます、これが率にして31パーセントということで、この点を重視したポイントでございます。ですので、今西議員がおっしゃいましたように、これまで福祉施設に対して補助金の実績については4分の1でございましたけれども、今回は特例の支援ということで、3分の1の補助とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 同じく、今の関連で質問します。今回、緊急度・重要度というのを1、2、3で分けられているようです。この1、2、3の分けだけ説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 緊急度・重要度の分けですが、一番緊急度・重要度が高い1につきましては、夏の暑さ、冬の寒さというところで、空調、それから断熱ですね、それから浴室がかなり古い構造になっておりまして、プライバシーのほうも確保できないというところであります。それから、照明については、相当な数の蛍光灯ですが、そこをLED化するというので、省エネ率にもつながるということがあります。

2番目が厨房改修、それから屋根改修等がございます。一部雨漏りとかという所もございましたので、そういう所が2番目に位置づけられています。低い3番目につきましては、その他の建具の老朽化ですとか、そういう部分の部分的な補修という内容になります。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 今の説明を確認しましての私なりの解釈としては、例えば緊急度と重要度がそれぞれ高い、そしてかつ入所者の生活空間に関する所は緊急度1、そして、どちらかと言うと施設運営に関する建物自体ですね、屋根とか建物、内装・外装も含めて、そういった所は2、それ以外は3という大まかな分けということでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい、その考えでよろしいです。お願いします。

○9番（山下 力君） 保健福祉課の残業について、保健福祉課長に伺いたいと思います。保健福祉課の通常業務、プラスして昨年からコロナ感染対策業務、あるいは子育て支援対策業務等々で忙しいのは分かっております。しかし、定例会ごと、あるいは臨時議会で残業手当が予算計上されます。一過性というか、一時的なものであったら質疑はしないのですが、一年通しての残業が多いように思います。そういうところで、普通尋常ではないというふうに私は思っておりますので、保健福祉課の忙しい現状を説明していただきたいというふうに思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課の業務につきましては、昨年度から新型コロナの対応が入ってきております。これがもう一番大きな臨時的な業務となっております。コロナ関連につきましては、主査業務は保健係、保健師が所属する保健係で行っているところですが、実際の集団接種、それから受付、相談等は保健福祉課に電話がかかってくるので、ほかの係の職員も対応しております。接種当日につきましては、半数以上が実際の集団接種の会場の改善センターに行きまして、その間残った職員が保健係の業務の受付であったり、そういうところも対応しております。

それから、昨年度はまた併せて子育て世帯生活支援特別給付金ですかね、昨年度ありました給付金、その事業も臨時的に入ってきております。それから、昨年度からちょっと増えておりますのが児童虐待関係の対応がございます。

臨時的で増えているのがそういったところがございますので、それから今回補正の中でしております児童手当制度改正、これにつきましてもいろいろな対応が必要になりましたので、令和2年度から令和3年度、令和4年度にかけて、通常業務に併せて臨時的な業務がかなり増えているという現状がございます。

○9番（山下 力君） 課長のほうからの今の説明で、業務が忙しいということはもう私も理解しております。ただ、そういった業務を同じ職員にずっと続けさせて良いのかという課題というか、問題が出てくるのだらうと思うのですよ。そこで、課長として、保健福祉課の業務に対して職員数が足りないとかという考えはないのか、そういう認識があったら、町長とそういう協議をされて改善してほしいという要望をされているのか、お聞かせください。

○保健福祉課長（高木堅介君） 職員の不足につきましては、先ほど説明したように時間外が増えているというところで、時間外の予算を追加する際の査定の際にも、保健福祉課の職員の業務の現状等を、町長、副町長、総務課長の場でも説明しまして、現状を伝えております。今回も、コロナ関連で1月からプラス1名の会計年度任用職員もお願いしているところですが、実は職員でほかの課からの応援を11月、12月に1名、それから1月がちょっと難しく、2月、3月に1名、今応援の職員に来ていただいております。

す。そういうところで、職員の体制につきましては町長までも伝えまして、月ごとの個人個人の勤務時間も集計しまして、総務課長に出しまして、体制の強化をお願いしているところでもあります。

○9番（山下 力君）　そこで、町長に伺いますが、忙しい現状を今説明されました。町長として、残業の多い現状をどのように分析されて、どのような改善策を考えておられるのかお聞かせください。

○町長（長谷和人君）　保健福祉課に限らずでございますけども、今の御質問は保健福祉課なのですけども、全般的にわたりまして各課が、昨年度一つには7月豪雨がございまして、そのこのほうもプッシュといいますか、応援を建設水道課、それから農林振興課のほうに職員を実は異動させているという実態もございます。

加えまして、今課長が答弁いたしましたように、補正予算等におきまして時間外が出てくる度に、非常に職員に負荷がかかっているということで、対応をどうにかしてくれないだろうかという要望もあっているところでございます。それと、先ほど漏れていた一つが、実は本年3月に一人退職いたしましたして、それも会計年度任用職員でカバーしている部分がございます。そういう実態もあるのですけども、結果的に新型コロナウイルスなり、今回の10万円の給付なり、どうしてもその期間について、臨時的に業務量が増えてしまうという実態があるところでございます。

改善といたしましては、横断的に職員を、臨時的にいわゆる兼務辞令ですね、そういうふうにして臨時的に応援派遣させながら、業務をつかさどろうと。今回ちょっと補正予算にも上げさせていただいているのですけども、今度の1月から3月のブースターと呼ばれます3回目接種、この場合につきましても業務委託をさせまして、何とか事務量を減らしたいと、そういうふうな思いで実は動かしているところでございます。

加えまして、その実態がございましたものですから、今回定員管理のほうを4名でございましたか、4月から増やそうと。それだけ人件費が高くなるわけでございますけども、非常に負荷がかかっているという実態がございましたものですから、そういうことで改善を行っていくかということで今思っているところでございます。以上でございます。

○9番（山下 力君）　町長のほうから発言がありましたけれども、それ以外に、言われた災害復旧の業務、これも大変だろうと思うのですよ。ですから、今定員を増やしたいという話がありましたけれども、職員の特別な負荷がかからないような改善策を検討していただいて、職員の士気が下がらないように、そういった期待を町長にしておりますので、期待して質疑を終わりたいと思います。

もう1点ですけれども、福寿荘の今回の支援金について、今回2,560万円を予算計上されています。来年度も610数万円を予定されておりますので、トータルで約3,200万

円の補助金を予定されております。ただ、私は公平面からいって、同じ社会福祉法人の慈光保育園が平成24年に園舎を新築いたしました。その時の総事業費が2億3,300万円くらいですね。その時の補助が総事業費の20パーセント、いわゆる4,730万円補助しています。今回は3,200万円ですので、その差額が1,500万円あるのですよ。同じ社会福祉法人なのに、その差額が出たということは、私は公平でないというふうに見るのですよ。この差額の説明をいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 慈光保育園の園舎建て替えの際でございますけれども、多分国が10分の5.5、それと町のほうが4分の1で、多分ガイドラインで4分の1というのは決まっていたのではないかと。確か外構は単独で工事したのではないかなと思っています。もし間違っていたら申し訳ございません。そういうふうには思っておりました。そして、その時に、確か過疎債を充当したのではないかとというふうに思っております。ですから、今は多分もう終わったのでしょうかね。申し訳ございません、私も記憶が定かではないので申し訳ないのですが、後年度に過疎債を借りましたので、交付税措置があっているという実態もございました。

今回は、それができなかったというところもございまして、これまでの実績でいきますと、先ほどの説明と一緒にかもしれませんけれども、4分の1の工事代でございましたから、できましたらば前回やりました施設の時が約3,100万円でしたので、これは何とか確保しなければいけないということで、4分の1ではなくて3分の1に補助率を上げさせていただいて、決めさせていただいたと。先ほど言いましたように、入居者が87人に対しまして27人でございますので、町内の利用者が31パーセントと。ここもやっぱり重視するポイントではなかったかなというふうに思ったところでもございましたものですから、そういう金額の補助金については、私はすいませんが1千何百万円開いているということは、実は思ってなかったものですから、そういうことでの3分の1での補助率で決定させていただいたというところでもございます。御理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○9番（山下 力君） 長谷町長が一番詳しく経緯を知っておられると思いますけれども、人吉球磨広域行政組合が福寿荘を民営化すると発表した時、いち早く園田病院が手を挙げられました。長谷町長も倉本議長も園田病院に協力していこう、園田病院が経営できるように頑張ろうということで頑張った。その持ち場、持ち場で頑張ろうという努力をしようということで、そういった経緯があります。湯前が、町長が、議長が、そしてそのほかの皆さんが頑張る大きな理由として、町民の方がそういった特老、あるいは老人施設を運営する人がいなかったのですよ。ですから、湯前の方に、そういった運営をしていただこうと。それが将来、町長が先ほど役割ということをおっしゃいましたけれども、いわゆる入居者の増員に、あるいは雇用の増員に、そして物資組合からの商店街

の活性化に、そういった役割が、期待感と貢献度を期待して努力をしたと思うのですよね。

そして、今現在、先ほど町長から言われましたように、職員の方が 73 名中 29 名、これは 10 月 1 日現在で約 40 パーセント。利用者が 92 名のうち 33 名、36 パーセントおられます。今後、紘健会の理事長と町の信頼関係が構築されていけば、利用者の増も、あるいは雇用者の増も考えられるというか、期待感が持てるのではないかと思うのですよ。そういったときに、町長の政治判断で、もう少し増額できないかというのが私の意見でございます。その点について、再度町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回の補助金におきましては、今おっしゃったとおりでございます。快適な生活を送っていただくということで、重要度と緊急度の一番高い事業については、全て今回の補助事業とさせていただいているところでございまして、全体事業費約 2 億 6,000 万円のうちの、今回の対象事業が 9,500 万円でございますので、約 5 割を対象とさせていただいているところでございます。そして、令和 3 年度と令和 4 年度に計画されております中の事業、これは省エネの計算については除いておりますけれども、それ以外は全部対象とさせていただいたところでございますので、その点については私の政治判断とさせていただいたところでございます。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○9 番（山下 力君） この件については、一議員の意見として申し上げておきたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4 番（椎葉弘樹君） 今の山下議員の関連なのですが、差額の分の大きな違いというのは、やはり新築であるか改築であるかといったところも含まれるのではないのでしょうか。例えば、今まで社会福祉法人の改修に当たっては、補助金は基本的に今ありません。でも、新築であれば 4 分の 1 で出すのですが、改修の場合には規定がないものですから、ただやはり新築と同じ金額に設定してしまうとちょっと違うのかなというのもありまして、恐らく新築だったら今までの実績でいくと 4,000 万円前後、改修だったら多分その半分くらいの 2,000 万円前後で、そこに特例の 3 分の 1 に引き上げたことで 3,000 万円ほどの金額になっているのが現状の差額かなと思ひているのですが、その新築と改修の違いもあるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 何回も同じことを申し上げますけれども、今回につきましては、2 億円余りの事業費の中で緊急度の高い 1 番については、ハード事業については全て網羅をさせていただいているものですから、まずはそこで入居者に快適な生活を送っていただくところが一番の基でございました。確かに、今議員がおっしゃるような新築と今回の一部改修あたりについても、補助の対象分が実は違います。新築の場合に

つきましては、今度は例えばユニット化みたいな形になってしまいますので、また補助形態も変わってくることもございますけれども、今回は改修でございましたので、緊急度の高い分だけを適用させていただいたということだけ御理解していただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） ページは19ページですけども、観光費ですが、負担金補助及び交付金ですが、今度ゆのまえGOTOトラベル事業支援金 300万円ということで組んでおられますが、湯楽里のことだと思いますけれども、今後どのようなPR等を行いながら、どの程度の効果を求められておられるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今回GOTOトラベル事業ということで、新たな支援策を検討させていただいております。今湯楽里におきましては、コロナ前の現状と比べまして、宿泊が4割程度落ち込んでいる状況でございます。これを改善するがために、宿泊の需要を喚起するという意味合いにおきまして、今回計上をさせていただいております。

今湯楽里の宿泊施設につきましては、ご承知のとおり、本館、ゲストハウス、コテージ、それからキャンプ場ということでございます。こういった所の、やはりそういった施設的なニーズ、そういったところも踏まえて、今後特にコロナ禍におきましてキャンプ場等の需要が高まっておりますので、そういったところも踏まえたところの整備計画、こういったものを構築していきたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 私が今聞いたのは、どのようなPRをしながら、どの程度の効果を出していくのかということについて、お伺いをしたところなのですけども。キャンプ場も今いろいろな面でキャンプのほうは増えているというふうには思いますけれども、やはり湯楽里等の現状の40パーセントという数字をどのようにして増やしていくのか、それについてお伺いしたいところでございます。そのへんよろしく願います。

○企画観光課長（本山りか君） 大変失礼をいたしました。PRの方法ということでございますが、やはり各媒体をフルに活用しまして、特にSNS系、湯楽里におきましてもフェイスブックですとかインスタグラム、こういったSNSを活用した取組を今行っているところでございます。開設しましてからは短いのですけども、フォロワー等も結構増えてまいりましたので、そういったところを重点的に行ってまいりたいと思っております。湯楽里のみならず、やはり周辺の観光スポットとかも併せて連携しながら、各観光協会様ですとか、町も含めてですけども、協力隊さんの御協力もいただきながら、そういった情報発信に努めてまいりたいと考えております。

そしてまた、効果につきましては、やはりコロナ前には当然また戻していきたいとい

う思いが十分ございます。コロナ前に限らず、そういった需要を取り込みながら、きちんとそれを分析しながら、今どういったことが必要かということで、コロナ前の状況に戻す。それから、それ以上に戻していくというような成果を、頑張っけて目指していきたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） はい今課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはりこうコロナ前のことよりも、増進というかたちを取っていただければというふうに思うところでございます。

もう1点ちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけれども、衛生費ですけれども、接種関係で民間のほうに委託をされるということでございますけれども、民間に委託されるころは、もう決まっておられて、その委託されるころは、問題も無しにスムーズに行くのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） ワクチン接種運營業務委託料につきましては、この予算が通りましてから見積書を依頼して決定いたします。内容につきましては集団接種会場内において誘導係ですとか、消毒だったりとか、それと受付、接種後の事後処理等の会場内で保健福祉課以外の職員をお願いしていた部分のスタッフになります。この委託料の内訳につきましては、実は営業がありまして、ほかの自治体でやった実績があるのでどうでしょうかというところがございました。そういう提案も受けまして今回お願いすることにしたものです。

○3番（遠坂道太君） はい、やはりこう今まで町の職員の方が、精一杯忙しい中取り組んでしていただいたわけですがけれども、今度違ったかたちのなかで、民間の方が入ってきて、やはりこうスムーズに行くようなかたちを取られるようお願いをしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 先ほどの遠坂議員と一緒にすけども、19 ページのですね、ゆのまえG o t o トラベルの件で質疑いたします。事業期間が令和4年の1月1日から2月15日までとなっておりますが、1日平均に直しましら11泊前後になるんですかね、それが500泊に届かなかった場合、その時は事業期間を延長されるんですか。

○企画観光課長（本山りか君） まず事業期間でございますが、当初計画しておりましたのが、2月15日、今議員がおっしゃいましたとおりなんです、実は修正版のほうを議案説明資料の中に載せさせていただいておりますので、それをご確認いただきますと2月末まで実施期間を想定しております。と申しますのが今熊本でも同じような宿泊助成事業があつておりましたんですけれども、これが12月予定だったものが3月まで、今般延長されることが決定しております。それを受けまして当町におきまして、助成期間につきましては延長をいたしまして、重複期間がございますことから、なるだけ期間

を長くしまして対象期間を伸ばしたいなということで考えております。今回2月末ということで想定しておりますのが、一つは国の交付金事業が今年度末までということになっておりまして、今回クーポン券等も付けておりますことから、その換金期間、これも必要となって参ります。そのことを勘案いたしまして最長2月末までということでさせていただければと考えております。

○2番（西 靖邦君） ということは逆の場合を考えていただきたいんですけど、500泊に達成したらもう、その2月末が2月の中旬とかになるわけですよね、それで打ち切りなんですよね。

○企画観光課長（本山りか君） はい、その予算の範囲内ということで考えさせていただいております。

○4番（椎葉弘樹君） 20ページの御大師堂保存修復工事についてお尋ねします。今回工事請負費20万円減額されております。議案説明書のほうを見ますと、これまでの工事請負費の予算が6,309万5,000円になっていまして、今回20万円を差し引きますと、6,289万5,000円ということになります。そうしますと先ほど議決しました議案59号の工事請負費、契約費が6,305万8,924円ということで、ちょっと不足するのではないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） はい先ほど議案第59号で御説明いたした分は、令和2年度からの繰越明許費分になります。今回計上している分は令和3年度予算分になります。

○4番（椎葉弘樹君） 議案説明書に令和2年度からのトータルの予算額が書いてありまして、それ6,309万5,000円となっているんですよね、その6,309万5,000円は令和2年度執行分もあるんでしょうけど、トータルが6,309万5,000円に対して、今回20万円減額すると、今回の工事請負費が5,500万円ほどから上がって6,305万円に上がっていますと予算を逆転してしまうんじゃないのでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 議案説明資料に上げております表にもですね、繰越明許費分の事業費になります。今回上げていますのは、予算の組み替えということで、工事請負費を20万円落としまして、公有財産購入費を20万円ということで、トータルの事業費は変わらない考えでおります。

○4番（椎葉弘樹君） ちょっとこう数字の調整をさせてもらいたいんですけど、ちょっとたぶん私の認識と違ってしますので。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（中園誠二君） はい大変失礼しました。議案説明資料に付けておられますのは、令和2年度から繰越となった繰越明許費分だけの数字を上げているということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○4番（椎葉弘樹君） あともう1点、先ほどから出ていますG o t oトラベルの関係で御質問します。現在、宿泊助成のほうは4,000円となっております。湯楽里の予約状況を見ますと土日は結構埋まってまして、平日は埋まっていないという状況です。くまもと再発見の旅の宿泊助成金を見ますと、平日が5,000円、土日が3,000円というふうに配分されているようです。本町においてもですね、この平日の方を獲得を目指して、そっちの方を、ちょっと助成額を上げた方がいいんじゃないでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 当初ですね、私共もそのように湯楽里の方にちょっと御提案はしてみたんですが、実態としまして土日はおっしゃるとおり、すぐ埋まってしまふ。ただしその本館が埋まった場合はですね、ゲストハウスとかコテージ、そちらへの誘導もできることから、そっちの方の稼働も高めていきたいということと、後は県の宿泊助成事業との窓口対応、そういったところの混乱がないように、ちょっとこちらの方は、このやり方でできないでしょうかという、逆に湯楽里の方からですね、そういった御要望もありまして、それで今回は土日平日の区分をせずにですね、させていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） じゃあ湯楽里の方は、5,000円、3,000円のくまもと再発見の旅の方は理解した上で、湯楽里は4,000円にさせてくれということだったんですね。

○企画観光課長（本山りか君） はい、それともう一つ、ちょっと伝えておきたいことがあるんですけども、今回県の宿泊助成事業につきましては、この人吉球磨地域をはじめましてですね、豪雨被災を受けたところについては、平日、休日の区分はなく、全て5,000円ということの助成でなっておりますので、そのことはちょっと申し添えさせていただきたいと思います。そして先ほどの御質問ですが、湯楽里の方からそういった御要望がありまして、休日、平日の区分は、無しでお願いしますということでございました。

○2番（西 靖邦君） 19ページですね、款7土木費、目1道路維持費、節16公有財産購入費で、用地購入費が149万9,000円が上がっていますけども、先ほどの説明のなかで、地目が田ということでしたけども、用地面積は何平米位あるんですかね。

○建設水道課長（赤池昌信君） 用地購入費ということで149万9,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、田が6筆の350平米、宅地もございまして宅地が6筆の150平米で、今計算をしているところでございます。

○1番（吉田精二君） 19ページ、先ほどのG o t oトラベル関連なんですけど、説明資料のほうで別表に宿泊助成上限額があります。本館とゲストハウス、コテージ、それぞ

れ4,000円が上限となっております。宿泊料の基本的に50パーセントということですが、例えばコテージとかゲストハウスに4人泊まれた場合に、一人当たりの持ち出しというか、それが2,000円位になる。本館の方は基本料金が1万1,000円位ですかね、ですからその持ち出しの差が非常に出てくるので、そこ付近のバランスを考えられて、ちょっと助成額の設定をされてはどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい確かにそういったクーポンの付与率で計算いたしますと、複数でお泊まりになった方が、よりお得感が増すということになっております。これもですね、湯楽里との協議のなかで最終的にこのように設定させていただきました理由が、やはり本館ばかりが客室の数が限られておまして、そういった場合に、このゲストハウスですとかコテージのほうに誘導するという考え方からですね、よりこういった複数でのお泊まりのほうに誘導いたしまして、そちらの稼働率を高めていきたいというような御意見をいただいておりますことから、こういった考え方で提案をさせていただいたところではあります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 先ほど西議員のほうから用地買収の件につきまして言われましたが、田んぼと宅地の坪単価当たりどのくらいになるのか、そのへんお尋ねしたいと思っております。

○建設水道課長（赤池昌信君） 坪単価につきましては、この路線前後の今まで用地買収等をやっておりますので、その単価を考えておりますけれども、宅地に関しましては節12委託料の不動産鑑定評価業務委託料を今回計上させていただいております。先ほど言いましたとおり、予算につきましては、前後の用地買収等をやっておりますので、その単価を参考に予算のほうは計上させていただいております。

○3番（遠坂道太君） 私は金額をいくらかということを知りたいんですけど、それを答弁していただければいいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 用地購入費につきましては、今後ですね、用地の交渉をしていかなければなりませんので、相手方があることでございますので、単価については、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 14ページの款2総務費の、目8防災諸費、節10需要費で、先ほど・・・に関連した特別教育だと思うんですけども、7万5,000円上がっていますけど、これは何名分の写真なんですか。

○総務課長（高橋 誠君） 職員又は消防団員50名分を想定した予算になってございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 19 ページ住宅管理費ですね、その中で工事請負費 950 万円の造成の金額が上がっておりますが、埋め立てる場合、どこからどのようなかたちでそういった材料を持って来て埋め立てるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 造成に際しましては、当然、土砂を運搬して敷きなおしするということになります。その土砂につきましては、現状では災害等で土砂が出てきております。それをストックしている所がございますので、田上方面の土砂置場から持ってきて、ただ土質が良いもの、悪いもの、いろんな箇所から来ておりますので、流出土のほうを選び分けてと言いますか、良い土砂のほうを運搬していきたいというふうに考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 63 号 令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 63 号、「令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 63 号、令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2,305 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 85 万 6,000 円とするものでございます。

主な内容は、市町村事務処理標準システム導入支援業務委託料、国保標準システム導入費用負担金の減額の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 63 号、令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、節 12 委託料に 1,320 万円。節 18 負担金補助及び交付金に 978 万円。また款 3 国民健康保険事業費納付金、項 4 市町村標準システム分、目 1 市町村標準システム分については、節 18 負担金補助及び交付金 7 万 9,000 円。合わせて 2,305 万 9,000 円を更正減額しました。これは国保事務処理を標準化したシステムとクラウドを利用して、運用の統一、効率化、県内の市町村のサービスの均一化を図れるというところで、導入に関しての補助など財政面での軽減も図れるというところで、令和 4 年度から国・県の推進する市町村標準システムに参加するための導入経費として、令和 3 年度当初予算にて計上していたものでございます。しかしながら令和 2 年 12 月に閣議決定したデジタルガバメント実行計画により、国保業務を含む市町村の 17 の基幹業務については、平成 7 年度末までに、全ての自治体がガバメントクラウドを活用した標準準拠システムを利用できるようにするということになりました。県のクラウドはそこで終了解散となるということになります。県クラウドに 3 年程度参加し、解散後に続けてガバメントクラウドに参加するとなりますと、短期間で 2 度の全改修ということになり、事務的にも、またランニングコストなどの経費的にも大きな負担になると想定されますので、混乱を招く恐れもあるというところで、今回市町村標準システムを共同利用する県クラウドへの参加を見送り、令和 7 年度末を目途に、他の基幹業務とも足並みを揃えてガバメントクラウドへ参加することとし、関連予算を更正減額するものでございます。なお業務の内容は、現行どおりですので町民の皆様にご迷惑をおかけするものではございませんので申し添えます。

続きまして歳入を説明します。7 ページの事項別明細書をご覧ください。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 2 特別交付金に 1,965 万 9,000 円と、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 3 職員給与費等繰入金 340 万円を、歳出で御説明しました更正減額に対応する分、合計で同額の 2,305 万 9,000 円を更正減額しました。また節 4 国保財政安定化支援事業繰入金は令和 3 年度財政安定化支援事業の算定額が確定しましたので 9 万 5,000 円を更正減額し、またその財源とするため款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に、同額 9 万 5,000 円を計上しました。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、「令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第 7 議案第 64 号 令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 64 号、「令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 64 号、令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 259 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,632 万円とするものでございます。

主な内容は、消費税、公共柵新設工事、地方債の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） それでは、議案第 64 号、令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

予算書 9 ページをお願いしたいと思います。

款 1 下水道事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費につきましては、節 26 公課費に消費税の中間納期分としまして 174 万 3,000 円を計上いたしました。

款 2 下水道維持管理費、項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、節 14 工事請負費に 85 万円を計上いたしました。これは公共柵の新設に係る経費でござ

います。

次に、歳入になります。8ページをお願いいたします。

款2繰入金につきましては、基金繰入金 1,154 万円を減額し、併せまして款5町債、公営企業会計適用債 1,100 万円を計上いたしました。これは公営企業法適用支援業務委託を現在実施しておりますけれども、その委託料の財源としまして、当初予算では下水道事業基金繰入金を充当することとしておりましたけれども、公営企業法適用にかかる取組につきましては、地方財政措置の対象となり、公営企業会計適用債を充当した場合に、その元利償還金を一般会計からの操出の対象となり、当該操出につきましては、44 パーセントが地方交付税措置されるため、町全体の財政としては有利となりますので、今回財源を組み替えるものでございます。

款3繰越金につきましては、不足する財源としまして、前年度繰越金 313 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、地方債の補正になります。5ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正、限度額の変更となります。補正前の限度額 240 万円を、先ほど歳入で説明いたしました公営企業会計適用債 1,100 万円分が増額となりますので、補正後の限度額 1,340 万円に変更するものでございます。以上簡単ですが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 9ページの公共柵新設工事費 85 万円についてお尋ねします。これですね、1件で85万円ということですが、令和元年度にも同じような公共柵の工事がありました。その時は、新築3件に伴う公共柵3件で、その時は11の需要費の方で上がっておりましたが、今回工事請負費の方で上がっております。この需要費で上がるケースと、工事請負費で上がるケースの違いというのは、どのような違いなのでしょう。

○建設水道課長（赤池昌信君） 以前と違いますか、公共柵の新設ということで、修繕費で需要費の修繕料ということで、計上を今までしてきた経緯というのはあるところです。ただ今回見直しをしましてといいますか、工事請負費ではないかというようなことで、今回は工事請負費で計上させていただいたところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） その時の3件の補正予算が90万円でした、1件当たり30万円の概算なんですけど、今回1件で85万円ということで、その違いというのはまた御説明いただきたいと思います。

○建設水道課長（赤池昌信君） 通常と違いますか、家の前に、当然、道路に面しているかだと思います。そこで概算私たちも考える時には、1か所当たり30万円程度ということで、すぐ概算考えるんですけど、今回の場所につきましては、ちょうど中溝側線ということで、家との間に中溝がございます。それを横断をしなければならないというのが一

つと、それと中溝側線の幅員が広いところで、道の家よりも反対側の方に本管が入っているということで、延長が通常よりも長いというようなところで、見積りを取りましたけれども、通常よりも若干高いというような工事費になっているところです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 64 号、「令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 65 号 令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 65 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 65 号、令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 62 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6,978 万 2,000 円とするものです。

主な内容は、時間外勤務手当等の人件費、主治医意見書作成手数料の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第 65 号、令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

事項別明細書歳出からご説明いたします。8 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、節 3 職員手当等及び節 4 共済費に年度末までに不足が見込まれる時間外勤務手当及び市町村共済組合負担金をそれぞれ計上しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、節11役務費に年度末までに不足が見込まれる主治医意見書作成手数料26万6,000円を計上しました。

次に歳入について御説明いたします。7ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費国庫補助金に介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金を計上しました。これは、球磨郡介護認定審査会で使用する認定ソフトウェア導入に伴う補助金であり、負担割合に基づく本町負担金の財源更正となります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他の一般会計繰入金は、事務費繰入金57万5,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 8ページの時間外勤務手当が増えておりまして、その増えた理由というのが、まだ説明いただいておりますので、その増えた理由についてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 介護保険の特別会計の時間外ですが、こちらも新型コロナの接種事務に伴いまして、事務所での介護保険係が、そちらの仕事に当たることもありまして、当初予算で計上しました時間外勤務では、年度末までに不足が生じるということでの計上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） その下にある主治医意見書作成手数料、これは当初予算で135万円からの26万6,000円の追加ということで、これは介護認定の申請が増えたということなんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 主治医意見書作成手数料につきましては、当初、月平均25件で計上しておりました。これ認定の更新の申請が増えたということになります。この要因としましては、認定有効期間が、一番最初の認定では半年、その後12か月、状態が安定していると24か月というのがありまして、一昨年からですね、36か月という認定有効期間が長くなったというのがありまして、今年度、認定有効期間の影響で当初見込みより増えたというところでございます。新規申請が増えたというところではなくて、更新の認定有効期間の関係で不足が見込まれるということでもあります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 66 号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、議案第 66 号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 66 号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険の出産育児一時金は、その額を健康保険法施行令が定める額に準拠して定めておりますので、産科医療補償制度が見直されることを踏まえて改正された施行令の支給額と同様に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 66 号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、産科医療制度の見直しにより、その掛金が引き下げられることに伴う健康保険法施行令の改正のとおり、出産育児一時金の支給額を増額して、総支給額 42 万円を維持するためのものです。

出産育児一時金の支給額については、産科医療保障制度加算の対象となる出産の場合、40 万 4,000 円に 3 万円を超えない範囲の金額を加算した額とされておりますが、具体的には産科医療補償制度の掛金に基づき設定され、産科医療補償制度に参加する病院での出産に対しては、その掛金 1 万 6,000 を加算し、支給総額が 42 万円となるようになっております。

この度、その産科医療補償制度が見直され、掛金が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられることになりましたので、掛金に基づくのであれば、支給総額が下がることとなります。

しかしながら、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については 42 万円を維持すべきとされたことを踏まえ、現行の 40 万 4,000 円に、掛金の引き下げられた分、4,000 円分を加えて 40 万 8,000 円とし、支給総額が 42 万円を下回る事のないようにするというので

ございます。

3 ページの新旧対照表にて説明いたします。

第4章、保険給付（出産育児一時金）第7条におきまして、改正前下線部分の、「40万4,000円」としていたものを、改正後下線部分、「40万8,000円」に改正するものです。

2 ページに戻りまして、附則において、この条例は令和4年1月1日から施行となります。

なお、今回の改正に併せて、湯前町健康保険条例施行規則も一部改正し、その定める加算額を1万6,000円から1万2,000円に変更するところで、この一部を改正する条例と同時に公布、施行で進めております。

また、ご参考に、現在のところ令和3年度内では、3名出産されておりますけれども、今後の出産予定者は、国保被保険者の中にはいらっしゃらないようでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第67号 令和3年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第67号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第67号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第8号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,638万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,532万4,000円とするものでございます。

主な内容は、国の「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」で、0歳から高校3年

生までの1人あたり10万円の給付金のうち、先に補正予算第6号で専決させていただいた、年内の先行給付の5万円を、年内一括10万円の給付に変更することとしたため、追加する給付金を含め、関連事務費の補正を行うものでございます。

詳細につきまして、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算、第8号について、御説明いたします。国の子育て世帯への臨時特別給付金のうち、令和3年度コロナ予備費を活用した5万円の現金給付に加え、追加の5万円相当のクーポンを基本とした給付については、国の補正予算が成立することを前提に、政府の考え方、詳細な事務手続きが示されることとなりますが、追加の5万円相当の給付については、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能、そして先行分の5万円と合わせて10万円の現金一括給付も自治体の判断で可能とすることとして、現在、国会において審議されています。

また、国の補正予算成立前や、支給要領を発出される前に、自治体による給付が行われた場合でも、給付対象者や給付金額が適切なものであれば、事後に、地方自治体に国庫補助金を交付するとされています。

よって、当町においては、年内一括で10万円を給付する方法に変更を行いたいことから、追加による補正予算をお願いするところでございます。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、11ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節3職員手当、時間外勤務手当10万円は、年内一括給付に変更し、十分な給付金事務を行う時間が取れない中での作業でございます。時間外で対応する職員手当の経費を追加にて計上いたしました。

節12委託料、臨時給付金システム改修業務委託料13万2,000円は、一括給付に変更するための電算システムの改修が必要ですのでシステム運営保守業者への委託料を計上しました。

節18負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金ですが、先に専決処分させていただいた補正予算第6号の先行給付2,615万円に追加する形で、一括給付するため、残りのお子さんおひとり5万円分、同じく2,615万円の給付金を計上しました。

次に、歳入の説明です。10ページをお願いします。

款10地方交付税、項1地方交付税ですが、現在、国会で補正審議を行っている最中でございますが、国庫補助金の財源が確定されていないところです。

よって、一旦、町の一般財源を補正財源として2,638万8,000円を事務費分も含めたうえで措置させていただきました。

国の予算が確定されたあと、後の議会の補正予算で速やかに国庫補助金と財源更生のうえ、補正計上させていただきたいと考えております。

12 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 子育て世帯への臨時特別給付金の対象年齢の再確認なんですけど、これは中学生までのお子さんの分と考えていいんですか、高校生の分は、まだこれには含まれていないということではよろしかったでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今回補正の 2,615 万円の給付金につきましては、高校生、18 歳までも含めた 523 人分になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、「令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 8 号）」について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 12 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 13 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 14 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の「次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和3年第10回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 1時29分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員